

目 次

○1日目

会期決定・報告・上程・説明・委員会付託・・・・・・・・・・1 ページ ～ 19 ページ

○2日目

一般質問

①切久保達也議員・・・・・・・・・・22 ページ ～ 35 ページ

1. 下水道事業について
2. 観光産業と住民生活のバランスについて

②加藤亮輔議員・・・・・・・・・・35 ページ ～ 51 ページ

村民生活を豊かにさせる予算と村づくりを

③太谷修助議員・・・・・・・・・・51 ページ ～ 64 ページ

白馬村と長野県の宿泊に関する課税の課題について

④丸山和之議員・・・・・・・・・・64 ページ ～ 77 ページ

白馬村と長野県の宿泊に関する課税の課題について

○3日目

一般質問

①津滝俊幸議員・・・・・・・・・・80 ページ ～ 95 ページ

道の駅と道路網整備について

②尾川 耕議員・・・・・・・・・・95 ページ ～ 107 ページ

ゼロカーボンロードマップ関連

③松本喜美人議員・・・・・・・・・・107 ページ ～ 121 ページ

1. 新年度当初予算編成の基本方針と重点施策について
2. 職員の人材育成について

④太田伸子議員・・・・・・・・・・・・・・・・	121ページ	～	133ページ
安心安全な村づくりについて			

○4日目

委員長報告、追加日程等・・・・・・・・	138ページ	～	156ページ
---------------------	--------	---	--------

令和6年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和6年12月9日（月）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和6年12月 9日

至 令和6年12月18日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 議案第52号 北アルプス広域連合規約の変更について

日程第 6 議案第53号 工事変更請負契約の締結について

日程第 7 議案第54号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第56号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

日程第11 議案第58号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第59号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第60号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第61号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和6年12月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横 川 辰 彦	子育て支援課長	内 山 明 子
生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和	総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

議案第52号から議案第61号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第52号 北アルプス広域連合規約の変更について

2. 議案第53号 工事変更請負契約の締結について
3. 議案第54号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第56号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
6. 議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
7. 議案第58号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
8. 議案第59号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
9. 議案第60号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
10. 議案第61号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります、資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から令和6年10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和6年度定期監査結果報告書が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和6年11月定例会が11月15日に行なわれました。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第8番 津滝俊幸議員、第9番 松本喜美人議員、第10番 加藤亮輔議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和6年第4回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から12月18日までの10日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。

令和6年第4回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

ウィンターシーズンを迎えるに当たり、恒例行事となっています戸隠神社への雪乞い祈願に、議会をはじめ関係者の皆様と11月19日に行って参りました。また、23日には白馬ジャンプ競技場で村内スキー場合同安全祈願祭が行なわれました。そのご利益か、先月末にはまとまった降雪があり、村内の一部スキー場ではいち早く11月30日から一部営業を開始し、2024・25シーズンの幕開けを迎えました。このまま順調な降雪により、全てのスキー場の全コースが予定どおりオープンし、スキー場をはじめとする村内各所がにぎわい、そして事故のない安全なシーズンとなることを願っているところであります。

最初に、保護者宛のメール配信や村のホームページでご報告させていただいておりますが、12月4日に村内小中学校で発疹などのアレルギーに似た症状を発症する児童生徒が多数確認されました。給食喫食後1時間程度であったことから、給食が原因と思われるため、給食センターを臨時休業したと報告を受けています。原因物質は、現在、大町保健所において調査中であり特定はできていません。なお、給食センターは大町保健所の指導で13日まで休業となる見込みとのことです。幸いなことに、症状が出た児童生徒は快方していますが、不安な思いをした児童生徒の皆さん、ご負担をおかけしている保護者の皆様にはおわびを申し上げます。

さて、神城断層地震の発生から10年が経過しました。白馬村、小谷村両村にとって忘れてはならない、平成26年11月22日午後10時8分、マグニチュード6.7、白馬村の観測地点では震度5強の大きな地震を観測し、特に震源に近かった本村東側地域では、この震度を上回ったことから、堀之内、三日市場地区を中心に広い範囲において241棟の住家が被災するなど大きな被害をもたらしました。甚大な被害であったことから激甚災害に指定されましたが、住民らによる迅速な安否確認と的確な救助活動の結果、亡くなった方が1人もおらず、「白馬の奇跡」と称されることとなり、地域の絆の大切さを全国に知らせ、自助・共助の大切さを私たちに教えてくれました。被害地区も復旧・復興が進み、地震の傷跡は断層の史跡程度となるなど、すっかり平穏な状態に戻りました。しかし、私たちはこの震災で得た教訓を決して忘れず、後世に伝えていく責務があります。ちょうど10年となる先月22日、ウイング21におきまして「神城断層地震から10年～新たな活動を通じて、学び伝え続けていく」と題し、議会の皆様からのご参加いただき、シンポジウムを開催しました。国土舘大学名誉教授の山崎登さんの基調講演に始まり、小谷小学校児童、白馬

中学校生徒の皆さんの防災学習の成果発表などを行ないました。今回のプログラムを通じて、後世の両村民に震災の記憶を伝え、その教訓を未来へつなげることができたと思います。また、今回、10年の区切りを迎えたことを契機に、11月22日を「白馬・小谷地震防災の日」として定め、震災の教訓を生かし、地震防災を考える機会とすることを白馬・小谷両村で提案させていただき、確認しました。今後は、毎年11月22日を災害への備えや地域防災の重要性を改めて考える機会とし、非常物資の確認や防災訓練の実施、避難経路やいざというときの連絡手段の確認など、災害時の混乱を最小限に抑え、安心して暮らせる村づくりにつながっていくことを望みます。

次に、観光振興のための財源確保については、宿泊税、登山協力金、事業者負担金の各部会の検討状況について10月の検討委員会に報告されていますので、それぞれの状況をご報告します。

まず、宿泊行為に対する課税につきましては、9月26日に長野県が観光振興税（仮称）の骨子を公表し、同日からパブリックコメントを開始するとともに、県内4か所における県民説明会のほか、町村が主催する説明会や、関係団体等への説明と意見交換を重ね、骨子に対する意見聴取を行ないました。

11月28日に改めて公表された骨子では、パブリックコメント等で寄せられた意見を反映したもので、幾つか変更された項目がありました。まず、名称が観光振興税から宿泊税に変更になっています。これは、観光目的以外の宿泊者も含めて理解しやすくするための変更とのことです。

次に、課税免除の対象が高校や大学の部活動、合宿等、学校が認める文化・体育活動に拡大されています。さらに、免税点については、3,000円から引き上げることを検討するとのことでありました。村としては、こうした変更によって、低価格帯における税負担に対してもう一步踏み込んだ配慮がなされるものと見ています。このような変更に伴って県は今後、県議会をはじめ市町村、関係事業者等の意見を改めて聞き、調整した上で成案を取りまとめ、令和7年2月県議会定例会での条例案提出に向けて取り組むとのこと。一方、村制度の骨子については、各団体に出向いての説明やパブリックコメントを実施しているところですが、説明に当たっては県の制度が変更になれば、それに応じて村の制度も変更になる可能性をお伝えしてまいりました。今回、県制度が変更になりましたので、まずはその対応が必要でありますし、パブリックコメント等で寄せられた意見への対応も検討しなければなりませんので、村では条例案の提出を3月議会と見据え調整を進めています。

登山協力金につきましては、令和7年度から近隣の地域と同様に、環境省主導による「北アルプストレールプログラム」を導入することとし、任意の協力金を徴収していく方針を決定しました。制度の詳細につきましては、今後、関係者や登山される皆様にお知らせしてまいります。

事業者負担金につきましては、海外で導入されている観光事業税やリフト利用者にご負担いただく形などを検討しています。国内で事例がないこともあり、すぐに制度化することが難しい面もございますが、宿泊されるお客様からだけでなく、日帰りのお客様にもご負担いただくべきとの声も

多く寄せられていることから、制度や金額等について引き続き検討してまいります。

続いて、9月定例会以降の観光客の入込状況についてご報告させていただきます。

9月は、前年比112%となる23万8,000人、10月は、前年比127%となる15万4,000人と推計しています。10月末現在の合計は236万6,000人で、11、12月の2か月の合計を残して、昨年合計の238万5,000人とほぼ同じ水準まで入込数が伸びています。また、報道にありますとおり、外国人観光客の宿泊予約が早い時期から始まっており、昨シーズンより多くの外国人観光客が来訪することは確実と見込んでいます。村としましては、観光客にとって快適な滞在環境と、住民にとって快適な生活環境の両面を確保することを念頭に、受入れ準備を整えていますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、各事業の執行状況等についてご報告させていただきます。

最初に、総務課関係ですが、11月3日に白馬村定例表彰を行ない、村の発展のために各分野で活躍された11名の方に表彰状を贈呈しました。改めて、表彰された皆様の功績に対し、白馬村を代表して感謝の意を表します。

次に、第6次総合計画の策定に向けましては、様々な形で村民の皆様の声をお聞きする機会を設けています。10月から11月にかけて、18歳以上の2,000名を対象に村民アンケートを依頼しました。約900人の方からご回答いただき、現在、集計・分析を進めています。年度内には集計作業を終了し、策定に向けた動きを本格化してまいりたいと考えています。また、今年度は5年ぶりに村内全地区を対象に地区懇談会の開催を依頼し、本日までに17地区との懇談を終え、来週5地区との懇談を予定しています。さらに、文化祭期間中の11月2日には、「出張村長室〜これからの白馬村について、語り合おう〜」と題し、私と直接お話をするコーナーを設けました。貴重なご意見やお話をいただき、誠にありがとうございました。

また、昨日は子育て・教育をテーマとしたタウンミーティングを開催しました。皆様からお寄せいただいたご意見やご提案、ご要望につきましては、予算をかけずに対応できることや、緊急性の高いものは今年度もしくは来年度予算で速やかに実施し、中長期的な対応が求められるものは、総合計画に反映した上で実現していきたいと考えています。

次に、自治体DXの取組については、7月の公式LINEの導入、8月の電子契約サービスの開始に続き、9月からは、庁内会議のペーパーレス化を目的としたタブレット会議システムの導入、11月には、庁内の文書管理と事務事業の業務効率化・ペーパーレス化を図る文書管理システムの運用を開始しています。また、この12月からは、住民課窓口における「書かせない窓口」の運用を開始しており、今年度予定した庁内DX化に係る一連のシステム導入に関しては、全て運用を開始したところです。この庁内DX化事業により、住民手続の簡素化や庁内業務の効率化及び住民サービスの向上が図られたかどうかの検証を踏まえつつ、いっそうの自治体DXに取り組んでいきたいと考えています。

空き家対策関連については、10月から「白馬村空き家・空地バンク制度」のトライアル運用を開始したところですが、この12月に入り、2件の物件登録申請があったことから、まもなく白馬村としては初めてとなる制度運用によるマッチングが開始される予定です。村内の土地取引価格の高騰や賃貸住宅物件の慢性的な供給不足により、村内に住みたくても住めない方のニーズに対し、空き家・空地バンク制度の積極的な運用を図りつつ、引き続き行政として取り組める効果的な施策の検討を進めてまいります。

次に、令和7年度予算編成でございます。

まず、先月18日に開催した臨時課長会議において、令和7年度予算編成方針と予算編成における考え方を、理事者及び課長級職員で意思統一を図り、去る28日に全職員を対象に予算編成会議を行ないました。令和7年度も、第5次総合計画の基本理念の実現を目指す事業に取り組むことはもちろんですが、私の公約を実現するために、重点的かつ積極的に取り組む事業として6つの柱を掲げました。

1つ目に、防災・減災の村づくり。

2つ目に、気候変動と環境対策。

3つ目に、移住・定住の促進。

4つ目に、子育て支援と少子化対策の推進。

5つ目に、農林業の振興。

6つ目に、世界水準と持続可能性を意識した観光の村づくりの推進であります。

限られた財源を効率的かつ効果的に配分して最大の効果を上げるよう、これらの事業を全庁体制で推進する考えであります。現在、編成作業に取りかかっており、次回定例会においてご審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきまして、若干説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に1億4,645万2,000円を追加し、予算総額を72億3,871万8,000円とするものです。補正の主なものとしては、歳入ではふるさと白馬村を応援する寄附金の増額、一般財源を補うための普通交付税の増額などです。歳出では、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴う、ふるさと納税事業や基金積立金の増額、子ども・子育て制度における公定価格改定等による施設型等給付費の増額、児童手当国庫支出金の過年度分還付などでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、観光課関係ですが、観光客の受入れ環境整備の状況についてご報告します。

まず、スマートフォンのアプリでタクシーの配車予約ができるサービス、Uberタクシーの運行を12月1日から開始しました。これは、タクシー不足の課題解消に向け、アプリを使用してタクシーの配車効率を高め、観光客の満足度の向上を図るとともに、運行事業者にとっても電話対応

を減らし、言語が通じない場合にも目的地に簡単にたどり着け、決済もオンラインでできるなど利便性が向上するものです。また、配車の効率化により、冬シーズンに住民の皆様がタクシーを予約しづらいという状況の改善にもつながることを期待しています。先月27日には、Uberモビリティ事業、ドム・テイラーアジア・太平洋地域代表と、オーストラリア大使館のキャメロン・ノーブルー等書記官を迎えて、包括連携協定の調印と出発式を行ないました。Uberタクシーアプリを搭載したタクシーが、1日に50台程度運行することとなり、利用者はアプリからUberタクシーを直接呼ぶことが可能になりますので、今までお客様に代わりタクシーの予約をしていた事業者の負担も大幅に軽減され、車両の効率化に加えて人材不足の解消にも寄与するものと考えています。

また、令和4年度から運行を開始したナイトデマンドタクシーを、今シーズンも12月16日から3月16日の91日間運行します。さらに、Uberとの連携協定により、サービスの利用状況データを提供いただくこととなっていますことから、ナイトデマンドタクシーやふれAI号の運行履歴と合わせて、そのデータを検証することで、村の新たな交通施策の実施につなげてまいる予定です。

次に、飲食店予約に関しては、昨年に引き続きレストラン予約アプリ、テーブルチェックの運用を推進します。

昨年の29店舗から47店舗に登録店舗数を増加し、夕食難民の解消と観光客及び事業者の利便性向上を図ります。また、テーブルチェックアプリの英語版に白馬ページの入り口を作成しました。利便性が高まることで、さらに多くの方にご利用いただけるものと見込んでいます。

続いて、健康福祉課関係では、今年度から運行を開始したふれAI号について、12月1日から自宅前で乗降者ができる要件を拡大しました。利用要件は、白馬村内に住所を有する65歳以上の方、妊娠中の方、母子・父子家庭、生活保護世帯、障害者手帳を所持する方、障害基礎年金等の受給者、要介護認定者及び要支援認定者で、12月1日現在の登録者は214名であります。まだ課題はございますが、冬季に向けて停留所まで歩くことが困難な方にとって利用しやすい形に見直しのできたものと思いますので、ぜひご利用していただくようお願いします。

続いて、農政課関係ですが、令和の米騒動は新米が出回ったことにより品不足は落ち着きましたが、農家取引価格、消費者販売価格は上昇傾向にあります。農業政策は国によるところが大きいので、一喜一憂することなく、村としてできることを着実に実施することが大切と考えており、年度末に向けて地域計画・目標地図の策定を進めています。このたび、素案が完成したことから、最終的な関係者懇談会を先月20日に開催しました。今後は、出されたご意見をもとに修正を行ない、来年2月に縦覧、3月に公告をし、4月の運用予定で進めています。また、農業振興地域の見直しも併せて進めているところであります。課題であります農作物のサル被害ですが、大型檻により複数頭を捕獲することができました。しかし、個体数は増加していると思われ、今後も地区や猟友会

と連携した地道な対応が必要と考えています。黒豆沢土砂災害の復旧工事は、関係者の皆様のご尽力により順調に進んでいます。想定以上に堆積土砂が多かったため、今議会において補正予算を計上していますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、建設課関係ですが、黒豆沢土砂災害における宅地内排土事業につきましては、10月臨時会において補正予算をお認めいただき、12月6日付で請負業者と変更仮契約を締結しています。本定例会において、変更契約に伴う議案を提出していますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。また、現地では長野県姫川砂防事務所による砂防工事が進められていますが、みそら野地区上部で行なわれている堆積工に加え、八方尾根スキー場脇の崩落箇所も応急対策工事として進めていただいております。先月末にはひとまず本年度の工事が無事終了したとの報告をいただいております。来年度以降も、応急対策工事を検討いただいておりますので、工事が円滑に行なわれるよう、引き続き県とも連携しながら進めてまいります。

続いて、住民課関係では、冬季の一時転入者の住民登録手続のピークを迎えている最中ですが、紙の保険証廃止に係る手続に加え、マイナンバーカード特急発行に関する事務処理が追加されています。これは、発行に1か月以上かかっていたマイナンバーカードが1週間程度で完了するもので、これにより今まではその発行の差から申請を行なわなかった一時転入者の申請が増加することが想定されます。さらには、書かせない窓口も同時に開始しています。これは、窓口に来たお客様の申請書作成の負担を減らし、その負担の一部を職員側で担う仕組みとなることから、住民課窓口の事務量の増加はさらに増加することが見込まれます。住民の皆様には窓口の混雑によりご迷惑をおかけすることもあります。ご理解をいただきたく存じます。また、白馬村人権擁護委員の関係では、6年間従事いただいた服部卓也さんが、この12月をもって任期満了に伴い退任されます。今議会の中で任期満了に伴い、公認委員を法務大臣に推薦するため、議会の意見を仰ぎたいと存じます。

続いて、上下水道課関係では、安心・安全な水を将来にわたり安定的に供給し続けるため、1月の料金改定に向けて作業を進めています。施設関係では、管路の更新6か所と機械や計装類の更新6か所の工事が順調に進んでいます。また、冬期間でも検針が可能な無線検針の導入も新規物件や計量法の検査満了による水道メーターの交換を機会に拡大しています。

水道事業では、白馬村浄化センター内の管路施設における耐震診断を行ない、社会資本整備総合交付金対象の老朽化対策事業として浄化センターの再構築を進めています。

続いて、教育委員会関係ですが、子育て支援課関係では、整備を進めてきました子ども第3の居場所、「はくばのそらいろ」が完成し、この5日に開所式を行ないました。家庭でも学校でもない、もう1つの居場所として、安心・安全な環境の中で、将来そのお子さんらしい自立した生活につながるよう、手厚い支援を受けられるB&G財団の補助金を活用し、NPO法人KUMO Iが運営します。村も関係機関を含めて連携を図り、引き続き関わっていくことになります。

次に、村内の3保育施設と白馬幼稚園の来年度の入園申し込みを、10月1日から1か月間受け

付けました。特に子育て家庭の負担軽減の観点から、時間をかけて検討してまいりました育休退園制度については、令和7年度から廃止することとし、入園説明会で説明させていただきました。

新子育て支援施設関係では、基本計画等について、建築コンサルタント業務の業務実績を有する業者に委託して精査いただいております、来年度から始まる基本設計などが円滑に進むよう準備を進めています。

生涯学習スポーツ課関係ですが、11月1日から3日にわたり開催した白馬村文化祭では、作品展示、芸能発表、映画、講演会、出展などに総勢約4,000人の来場があり、大変盛り上がったものとなりました。

氷河の調査については、令和2年に氷河と確認された唐松沢に加え、不帰沢、杓子沢、白馬沢の3つの雪渓について調査を行なってきましたが、不帰沢、杓子沢については、昨年度、氷河である可能性が極めて高いことが報告され、残りの白馬沢についても、今年度の調査で氷河の可能性が極めて高いことが確認されました。これら3つの雪渓が氷河であるとの正式な発表は、昨年度報告された不帰沢、杓子沢については今年度中に、白馬沢については来年度以降になる見込みとお聞きしています。

本定例会に提出します案件は、議案10件です。議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とします。

議長（太田伸子君） これより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 議案第52号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（太田伸子君） 日程第5 議案第52号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第52号 北アルプス広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

本改正は、北アルプス広域連合規約の一部を変更したいことから、地方自治法第291条の11の規定により、構成市町村の議会による議決を求めるものでございます。

本規約の一部変更につきましては、北アルプス広域連合第6次広域計画策定に当たり、「大北地域」を「北アルプス地域」に名称変更することから、規約においても同内容に改めるものでございます。また、令和7年4月1日から稼働開始予定の白馬リサイクルプラザについて、処理事務及び広域計画の項目に追加するものでございます。それでは、新旧対照表を併せて御覧ください。

第4条及び第5条ともに第1号の「大北地域」を「北アルプス地域」に改め、第8号に（コ）として白馬リサイクルプラザを加えるものであります。

新旧対照表2分の2ページを御覧ください。

別表の処理事務欄においても、「大北地域」を「北アルプス地域」に改めるものでございます。なお、施行日につきましては、令和7年4月1日としたいものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第6 議案第53号 工事変更請負契約の締結について

議長（太田伸子君） 日程第6 議案第53号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 議案第53号 工事変更請負契約の締結につきましてご説明いたします。

次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和6年度黒豆沢R5災宅地土砂排除災害復旧工事。変更金額につきましては、変更後の契約額が2億717万4,000円で、変更前契約額との差引き5,442万8,000円の増額となります。契約の相手方は、長野県北安曇郡白馬村大字神城6848番地5、姫川建設株式会社、代表取締役西沢信男でございます。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第54号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第54号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 議案第54号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、第1条としまして、白馬村子ども・子育て会議の担任事務を追加するもの。第2条としまして、新たな執行機関として、白馬村予防接種健康被害調査委員会を追加するものでございます。

別表の改正となりますので、新旧対照表を御覧ください。

第1条は、担任事務の一部改正で、白馬村こども計画策定にあたり、白馬村子ども・子育て会議の担任事務に、こども基本法第10条第2項の規定に掲げる事務を追加するものでございます。

続きまして、第2条は予防接種による発生した健康被害に関する事項を調査・審議する機関とし、白馬村予防接種健康被害調査委員会を附属機関に追加するものでございます。

続いて、次の新旧対照表を御覧ください。

本条例の附則において、白馬村特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する一部改正を行なうこととするもので、予防接種健康被害調査委員の報酬を規定するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行します。ただし、第1条の規定による、改正後の白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の規定は、令和6年9月1日から適用するものとします。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正は、令和6年人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与を改定するため、主要の改正を行なうものであります。最初に改正内容について、簡単にご説明を申し上げます。

月例給につきましては、採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に公給表の引き上げを改定を行なうものであります。また、賞与については支給月数を0.1月分引き上げ、4.6月分とすることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしております。寒冷地手当につきましても、各区分に応じた月額を11.3%引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明しますので、7ページを御覧ください。

第27条においては期末手当の支給月数を、第30条においては勤勉手当の支給月数を、ともに0.05月引き上げるものでございます。

8ページ。第33条では、寒冷地手当の額を区分に応じて引上げるものでございます。

また、9ページから15ページまでの別表第1の給料表につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、平均3%引き上げるものでございます。

6ページの改め文にお戻りください。

附則でございます。附則第1項において、この条例は公布の日から施行としますが、第2項におきまして、第33条の寒冷地手当の改定と別表第1の給料表は、令和6年4月1日から、第27条及び第30条の期末手当及び勤勉手当の改正規定は、令和6年12月1日から、遡及適用するものでございます。また、第4項において、白馬村特別職の職員で常勤の者の給料に関する条例の一部を改正し、本改正による一般職の職員の給料に関する条例の改正部分を引用する箇所の改正を行なうこととしております。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第56号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第56号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第56号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について説明します。

改正趣旨ですが、番号法等一部改正法により、令和6年12月2日からマイナ保険証制度が開始されたこと及び児童扶養手当法施行令及び特例児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い所要の改正を行なうもので、地方自治法第96条の規定により議会の議決を求めるものです。

内容について説明させていただきます。

新旧対照表1ページを御覧ください。

第2条8号で省令名の誤りの修正。

新旧対照表2ページを御覧ください。

第3条2項6号から8号で児童扶養手当法施行令改正に伴う表現及び項ずれの修正。第7条そし

て第8条2項及び4項でマイナ保険証制度開始に伴う被保険者証の表現の修正となっております。

改め文に戻っていただき、附則第1条として施行期日を公布の日からとし、改正後の白馬村福祉医療費給付条例第3条第2項の規定は、令和6年11月1日から適用するものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,645万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億3,871万8,000円とするものでございます。

7ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

10款1項1目地方交付税1,935万3,000円の増額は、普通交付税の増額により一般財源の不足を補うためのものです。14款1項1目民生費国庫負担金313万7,000円の増額は、障害者自立支援給付費の支出増に伴う増額。14款2項1目民生費国庫補助金1,943万円の増額は、子育て支援に係る施設型給付費の支出増に伴う増額。

8ページ、15款1項1目民生費県負担金156万8,000円の増額と、15款2項2目民生費県補助金708万3,000円の増額は、先ほど説明しました障害者自立支援給付費と、子育て支援に係る施設型給付費の支出増に伴う増額でございます。

9ページ、17款1項1目一般寄附金1億110万6,000円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の寄附見込額1億円の増額が主なものであります。

続きまして、9ページ。

18款1項7目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金735万3,000円の減額、8目企業版ふるさと白馬村を応援する基金繰入金640万円の増額は、事業の実施状況を鑑みて充当額を増減したものでございます。

20款5項1目雑入277万3,000円の減額は、第3の居場所の開設が遅れたことによる助成金の減額が主なものでございます。

続いて、11ページ、歳出明細を御覧ください。

2款1項2目財産管理事業440万円の増額は、企業版ふるさと白馬村を応援する寄附金を活用し、白馬村八方体育館の改修を行なうものです。

11ページの下段から12ページにかけまして、6目ふるさと納税事業4,848万2,000円の増額は、寄附金額の増額に伴う返礼業務の委託料の増額が主なものでございます。

13ページ。2款7項3目スキー大会推進事業800万円の減額は、ノルディックコンバインドワールドカップの開催が見送られたことによる減額であります。3款1項3目心身障害者福祉事業627万6,000円の増額は、重度訪問介護サービス利用時間が見込みより増えたことによる増額でございます。

14ページ。5目介護保険事業263万7,000円の増額は、虹の家運営費に係る北アルプス広域連合負担金の増額です。

続いて、7目福祉医療費給付事業338万7,000円の増額は、当初見込みよりも医療機関に係る対象者が増加したことによる増額であります。

3款2項1目児童手当等給付事業2,994万2,000円の増額は、公定価格の見直しによる施設型給付費の増額や、令和5年度還付金確定に伴う増額が主なものでございます。

15ページ。2目子育て支援事業540万円の減額は、第3の居場所の開設が遅れたことから補助金を減額するものであります。

17ページ。6款2項1目商工振興事業221万4,000円の増額は、新規創業事業者が見込みよりも多かったことによる増額であります。

18ページ。9款3項2目中学校教育振興事業323万9,000円の増額は、教科用図書改定に伴う指導書購入のための増額が主なものであります。

続きまして、19ページ。10款8項1目過年発生農地農業用施設災害復旧事業は、工事費の増工分113万3,000円の増額です。

20ページ。12款1項3目ふるさと納税基金事業5,170万6,000円の増額は、ふるさと納税寄附金の増額に伴い基金積立金を増額するものであります。

4ページまでお戻りください。

第2表地方債補正ですが、災害復旧工事の増額に係る災害復旧債の限度額の増額であります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第58号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3

号)

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第58号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第58号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,879万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億1,548万円とするものです。

それでは、5ページの歳入明細をお開きください。

2款1項3目事業補助金5,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業が補助対象となったことによる増額。3款1項1目保険給付費等交付金2,811万9,000円の増額は、医療給付費の増額によるもの。5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金67万1,000円の増額は、過年度分の国民健康保険税に還付が生じたための財源不足を補うものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

2款1項療養諸費の関係は、1目一般被保険者療養給付費、3目一般被保険者療養費それぞれの増額が見込まれることによるもので、計2,110万5,000円の増額。

7ページで、2款2項1目一般被保険者高額療養費も増額が見込まれることによるもので、計701万4,000円の増額。6款1項1目一般被保険者保険税還付金67万6,000円の増額は、歳入で補正しました還付金を返還するため当初予算計上額に不足する額を増額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第59号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第59号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第59号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明します。

第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,612万3,000円とするものです。

5ページの歳入明細を御覧ください。

3款1項1目一般会計繰入金59万3,000円の増額は、人間ドック受診補助事業の支出が増えたことと、令和5年発生の黒豆沢土砂災害の被災者に対する令和5年度の後期高齢者医療保険料の減免額の確定によるもの及び令和4年度の資格喪失者の過年度分保険料の還付に対応するためのものです。その不足分について一般会計から繰入れるものとなっております。

それでは、6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項2目人間ドック補助金36万円の増額は、後期高齢者医療の被保険者数の増加に伴い人間ドックの申請者も増加していることから、人間ドック受診補助事業の支出が増えたことによるものです。3款1項1目過年度還付金23万3,000円の増額は、令和5年度発生黒豆沢土砂災害の被災者に対する令和5年後期高齢者医療保険料の減免確定によるもの及び令和4年度の資格喪失者の過納分保険料の還付によるものになります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第60号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第60号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第60号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第2条として、令和6年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の1款水道事業費用を173万6,000円減額し、3億495万2,000円とするものです。この補正は、電力価格高騰による動力費と二股浄水場の緊急修繕による修繕費の増額、また、今年度採用に至らなかった会計年度任用職員1名分の人件費の減額であります。また、第3条として既決予算第8条に定める職員給与費を375万6,000円減額し、5,009万6,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第61号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第61号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第61号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

第2条として、令和6年度白馬村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の1款下水道事業費用を365万8,000円追加し、4億8,536万1,000円とします。この補正は、電力価格高騰による動力費や下水道排出のための個人ポンプ施設設置補助による補助金の増額、また、会計年度任用職員の雇用期間延長による人件費の増額となります。第3条として既決予算第8条に定める職員給与費を35万8,000円増額し、2,331万8,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号から議案第61号までは、お手元に配付いたしました令和6年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第61号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月10日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日12月10日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時08分

令和6年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和6年12月10日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和6年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和6年12月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
子育て支援課長	内 山 明 子	生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和
総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇		

6. 欠席した職員

参事兼教育課長 横 川 辰 彦

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

8. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

横川参事兼教育課長が今日、明日2日間、公務のため欠席します。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は、通告された方のうち、4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番切久保達也議員の一般質問を許します。第4番切久保達也議員。

第4番（切久保達也君） おはようございます。初めて一般質問で1番目にやらせていただきます。

1番という数字は大変大好きな数字でございまして、若きし頃は1番目指して頑張った時期がございまして。今回は久しぶりに一般質問をしますもので、初日の2番目か3番目がいいなと、そんなことを思いながら抽選、引いたところ1番というところで、引いた瞬間に、人生そんなものかというようなことを思った次第でございまして。

それでは、今日は2つ質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、下水道事業について。

白馬村の下水道事業は、昭和59年度のアンケート調査を皮切りに公共下水道事業が計画され、平成元年度から事業が開始されました。村民の生活環境の向上と豊かな自然環境の保全を目的として、長年にわたり取り組まれてきた重要な事業です。しかし、事業開始から数十年が経過する中で、整備や運営に関する課題が浮き彫りになっています。この事業の現状や課題、今後の計画をより持続可能なものとするために、以下の質問について伺います。

1、平成17年度以降、新たな管渠工事が休止されていますが、第4期計画の対象区域であるみそら野・めいてつ・どんぐり地区について、今後の工事再開の見通しはありますか。

2、接続率が約82%にとどまっている理由について、村としてどのように分析されていますか。未接続者への対策や啓発活動の計画があるのか伺います。

3、現在の水洗化率が99.26%と高い水準である一方、接続率に差があることについて、村としての対策や改善策をお聞かせください。

4、下水道施設の管路更新や設備更新に毎年1.5億円の投資が計画されていますが、老朽化の進行状況や緊急性の観点から、これらの更新工事の優先順位はどのように決定されているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。本日から的一般質問、2日間どうぞよろしくお願いいたします。

切久保議員からは、下水道事業について4項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の第4期計画の対象地区であるみそら野・めいてつ・どんぐり地区の下水道管渠整備に関してですが、本村の公共下水道は、昭和63年度に中心市街地とその周辺を合わせた717ヘクタールを対象区域とし、1日当たりの水処理能力3万500立方メートルの終末処理場計画で当初の全体計画を策定しました。その後、何回か見直しを行ない、現在では東部地区を加えた738ヘクタールを全体計画区域とし、水処理能力は1日当たり8,100立方メートルの終末処理場計画となっています。

なお、みそら野・めいてつ・どんぐり地区は、この全体計画区域に含まれています。

一方、事業計画区域では、現在、管渠整備されている区域453.4ヘクタールにおいて、長野県の認可を受けて事業を行なっています。

ご質問の3地区は、事業認可区域には含まれていませんので、現状では新たな投資による管渠整備をすることは経費の回収が難しく、財政的に大きな負担となるため、今後の工事再開は難しいと考えています。

次に、2点目の接続率の分析と未接続者への対策や啓発活動、3点目の水洗化率と接続率に差があることへの対策については、関連がありますのでまとめてお答えします。

本村の水洗化率と下水道接続率ですが、水洗化率は行政区域内人口に対して公共下水道、農業集落排水、浄化槽で排水処理されている人口の割合ですので、現在においては当然高い水準になります。

一方、公共下水道の接続率は、下水道整備区域の人口に対し下水道に接続している人口の割合であり、令和5年度では84%となっています。接続率が低い要因としては、下水道区域内において浄化槽をお使いの方が存在しており、これが下水道管渠整備以前に浄化槽の整備を行なっていることが大きな要素と捉えています。

しかしながら、浄化槽の老朽化が進み、排水処理を再整備する際には下水道区域内の浄化槽への接続が、下水道法第10条及び建築基準法第31条による規制があるため、今後は、新たに下水道へ加入する方が増えてくるものと分析しています。

また、上下水道課では、未接続の解消に向けて、区域内の未接続者を対象に、下水道への加入案内を定期的に行なっています。さらに、区域内で新たに下水道へ接続される方を対象に、下水道使用料を1年間免除する制度を設けているところです。

最後に、4点目の下水道施設の更新工事の優先順位はどのように決定しているかのご質問ですが、村内の下水道施設には、管渠のほか、白馬村浄化センター、東部送水ポンプ場、マンホールポンプ施設が27か所あります。白馬村浄化センターは、平成5年に供用を開始して30年が経過しているなど、通常の維持管理のみでは修繕対応が困難な施設が多く、過去にも、平成24年度から2か年をかけて長寿命化計画を策定し、平成30年度までに機能上の重要度が高い資産を優先的に更新しています。

令和4年度からは、社会資本整備総合交付金を活用し、白馬村浄化センターほか再構築、基本設計、ストックマネジメント計画策定に着手し、令和5年度から浄化センター、水処理施設等の耐震実施設計を行なっています。

また、し尿等の受入れも予定されていることから、令和7年度に、これらを考慮したストックマネジメント計画の詳細設計を行なう予定です。

今後も、持続可能な下水道事業に向けて、下水道施設全体における老朽化リスクに対応した施設更新を図ってまいります。

以上、切久保議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） それでは、再質問させていただきます。

今、答弁で、第4工区はもう基本的には行なわないということだと思います。それで、下水道の区域内、水洗化率は高いんですけども、区域内の浄化槽が結構普及してあるのかなと思うんですが、老朽化した浄化槽を理由に接続を行なう方が毎年度発生しているというようなことですけども、現時点で、区域内の浄化槽を使用している方はどのくらいいらっしゃるのか。それから、老朽化が著しい浄化槽の数というふうなものは把握されているのか、その辺のところ。また、どういう地域に多いのかといったようなデータがあるのか、お伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。

まず、区域内の浄化槽に関してなんですけれども、特に地区には偏りはなくて、基本的には、下水道の管渠整備の前にご自分で浄化槽を設置された方がおよそ1,000人ちょっと、現在、区域内でおります。

先ほど村長の答弁でも申し上げたように、その方たちのデータというものは保有しておりますので、定期的に直接、加入の促進の案内を送っているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 浄化槽を使用されている方も結構いらっしゃるということですが、その浄化槽、それから公共下水道のほかに、農業集落排水を利用している、白馬村の多様な污水处理方法ということだと思うんですが、特に、現在野平地区のみで運用されています農業集落排水施設、この運用状況、それから維持管理の課題等ありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 野平地区における農業集落排水事業なんですが、今年度より事業会計となりました。課題としては、やはり施設の老朽化が一番の課題となっております。

神城断層地震のときに、管渠の方は被害を受けまして、一部は更新が済んでおるんですが、その他は事業以来、更新をしていることがございませんので、あとは、課題としまして、どこでもそうなんですけれども、今、人口減少ということで、今現在、約50人ほどの方が利用されていますが、これが定期的にどんどん人数が減っていくということで、事業収入、使用料の収入に関して、およそ約80万円ぐらいの収入になっております。それに対して、施設の維持管理というのは200万円をちょっと超えるぐらいの年間事業費がかかっておりますので、今後は、今、上下水で検討しているウォーターPPPを含めた官民連携等の事業を進めて、経費をどのように削減していくか、それが今後の課題となっております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保達也議員。

第4番（切久保達也君） 次に、污水处理原価の構造と比較というところでお聞きしたいんですが、私の持っている資料は、令和5年の8月にいただいた資料なんですけれども、そこからちょっとお伺いしたいと思いますけれども、汚水1立方当たりの処理原価が304円であり、水道の給水原価と比較して、施設維持管理費や減価償却が高いということなんですけれども、これらの経費が高額となっている主な要因はどういったところにあるのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。

水道と比べて処理原価が高いというのは、やはり下水の污水处理の特徴であります処理にかなりの施設がかかるということが要因になっております。浄化センターには、かなり多くの処理するものの機械等が入っておりますので、当然、それを減価償却していかなければいけなくて、水道よりもかなり高額な減価処理にお金がかかっているということが一番の要因になっています。

また、管渠整備に関しましても、水道管とは違いまして、下水の場合は勾配が必要になってまい

りますので、工事原価も高くかかってまいります。そのような要因が維持管理に関してかなり高額な費用を生むということで、施設に関しても減価償却の費用が高くなるのは、それだけ施設にお金がかかっているということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 次に、かかっている経費、いわゆる経費の構造のところ、他の自治体と、この白馬村の下水道施設を比べて、白馬村のコスト構造、どのような特徴があるのか、また、全国平均と比べた場合の位置づけ、これがどんな位置づけなのかというところをお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 白馬村の特徴である観光が主な産業となっておりますので、水道事業でもそうですが、こちらの村で暮らしている方だけの処理では間に合いませんので、当然施設が人口に対して大きな施設となっております。それは水道事業と同じで、施設規模は他の類似団体に比べて大きな施設規模となっておりますので、当然、先ほど言った維持管理とこれから更新にかかる費用というのは、その分大きくなるというふうに考えております。

全国的にどの辺りの位置かということは、ちょっと今資料を持っていないので申し上げられないのですが、水道事業と同じように、村民の人口に対しては施設規模はかなり大きなものになっていることは確かでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 私のほうでちょっと調べた感じだと、類似団体よりも、大体コスト的に見ると約8,000万円くらい高くなるのかなというふうに思っております。やはり、一番は浄化センターの規模が大変大きいのかなというふうに感じているんですけども、現在の浄化センターの施設処理能力、資料を見させていただきますと、約半分程度しか使用されていない状況かなと思います。観光最盛期の流入量が増加する一方で、年間の平均というのはあまり高くなくて、半分くらいということで、余剰能力が大変多いなというふうに感じております。

お伺いしたいんですけども、処理能力に余裕がある状況、これをどういうふうに評価しているのか。

また、これだけ余剰能力がありますと、これらを活用して外部から受け入れるというような、そういったことが可能なのか。それから、ちょっと想像つきませんが、他の事業と連携するといったようなこと、そういったことができるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。

確かに、処理能力は今、余裕がある状況であります。令和9年度より、し尿等の投入も予定されております。やはり、これから人口減少に伴って、処理の能力もそこまで必要ないというような話になれば、先ほど村長答弁でも申し上げたように、来年度からストックマネジメントという再構築の業務の詳細設計に入りますので、その中で多分分析されるというふうに思っております。

今、オキシデーションデッチという方法で処理を行なっているのですが、3系統、実はございまして、通常使うのは1系統ということで、2系統に余裕があるものですから、耐震化の工事も含めて、その3系統をどのようにうまく運用していくかというのはこれからの課題になっております。

他の事業からの受入れというところですが、ほかの自治体も下水は普及しておりますので、基本的には各自治体が処理施設を持っておりますので、今後課題となるのは、発生した、浄化した後の汚泥です。汚泥の再処理とかという部分では、今、国の方も積極的に堆肥化を進めなさいということで指導が来ておりますので、それをどのようにこれから進めていくかというのが課題になっているところではあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 次に、企業債残高の推移と財政の健全性というところでお伺いしたいと思うんですが、過去の借入金の返済が進み、企業債残高が圧縮されていることは大変評価できるかなと思っております。今後、横ばいの見込みとされているんですけれども、財政の健全性を維持するために企業債残高が横ばいで推移することの妥当性、それからリスクについて、その辺をどのようにお考えになっているのか。

また、昨今の経済状況の変化等により、金利が上昇してくるのかなというふうに感じるんですけれども、借入金の返済負担が増大するリスク、この辺をどのように管理していく予定でいるのか、どういったお考えでいるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。

企業債残高の関係ですが、大分少なくなっているところで、これから施設の更新に入っていきますので、その数字をなるべく平均化したいというのが実情です。

先ほど、現在の経済状況を踏まえたというところで、今年度も行なっておるんですが、5年ごとに下水道事業の経営戦略というものを見直しておりますので、物価高や金利上昇などの経済状況の変化に対応した投資財政計画というものを策定しているところでございます。

当然、これから事業を行なっていく上で、使用料に関しても経営戦略を通してどのようにあるべきかというのも今検討しておるところなので、将来的には、今年度水道料金のほうを改定させていただいたんですが、下水道のほうの使用料も検討が必要かなと今考えておるところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 今答弁で、使用料に関する話もあったんですけども、住民負担への影響。そこは非常に心配になってくるんですけども、減価償却費が1立方当たり処理減価で48%を占める中で、今後の施設更新、それから新規投資が財政に与える影響、この辺をどのように考えているのかということと、現在の汚水処理原価が、先ほど230円ぐらいというようなことだと思うんですけども、それでも類似団体を上回っているということなんですけれども、このコストを維持または抑制していくということで、将来的に使用料というところは上げていくというようなことを検討されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。

今、行なっている経営戦略の結果がもし料金改定のほうへ移ってきた場合、汚水処理原価を抑制というところで、動力費や物価高の影響により費用が増大することは見込まれておりますので、今すぐに料金を値上げするとかということじゃなくて、将来的にどのような方法で料金を改定していけばいいかというところを、今年度行なっている経営戦略の結果を見て、当課の方では判断していきたいというふうに考えておりますので、今すぐに、何年度を目標に料金を改定するということは、今のところ考えておりませんので、ただ料金の値上げについては検討する余地があるというようなことで理解していただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 白馬村の環境衛生の維持等を考えますと、当然事業が回らなくなるというようなことは回避しなければなりませんし、昨今の物価高等を考えますと、住民負担というのは極力抑えたいというふうに思うところでございます。

冒頭の答弁で、包括的民間委託ですか、そういったところを検討するという話もありましたので、そういったところをぜひ検討していただいて、導入していけるというようなことになれば大変いいなというふうに思うところでございます。下水道事業については以上になります。

次に、観光産業と住民生活のバランスについてというところを質問させていただきます。

白馬村では、近年、国内外の富裕層や事業者による需要の高まりを背景に、一部の地域で地価が急激に上昇しています。この現象は、観光産業や別荘地需要の活発化に伴うものであり、村全体の経済活性化に寄与する側面もある一方、地元住民や移住を希望する日本人にとって土地取得が困難になるなど、地域社会に深刻な影響を及ぼしています。

そこで、村としてどのように現状を捉え、地元住民の生活環境を守りつつ、観光産業の発展と地域住民の生活とのバランスを図るのかをお伺いします。

1、相続税路線価や地価の急上昇について、村はどのように認識していますか。特に、エコラ

ンド、旧体育館跡地周辺のようなエリアでの上昇率の高さが示す課題についての見解をお伺いします。

2、地価上昇が地元住民の生活にどのような影響を及ぼしていると考えていますか。

特に、相続税や固定資産税負担の増加、土地の売却を余儀なくされるケースについて、具体的な調査やデータはあるのかお伺いします。

3、観光産業の発展が村の経済に貢献している一方で、アパートなどの家賃高騰など、住民生活とのバランスが崩れている現状があります。村では、新たに空き家バンクをスタートさせるなど、住民生活を支える仕組みもスタートいたしました。成果は不透明です。

そこで、地元不動産協議会等と連携し、官民共同で土地政策を進めるための枠組みを構築する考えはございませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の観光産業と住民生活のバランスについて、3項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず1点目の、相続税路線価や地価の急上昇に対する意識と課題についてのご質問ですが、地価が上昇している主な要因は、観光資源としての活用が活発化し、土地需要が増加していることが挙げられます。観光地としての価値が観光資源の活用を誘引しているとも言えますが、村民目線で見ると、暮らしの面での負担や不安が増加していることも事実です。

今年度の地区懇談会では、幾つかの地区の課題として、地価の上昇とそれに伴う税負担の増加が話題になりました。以前から私としてもこの件については課題意識を持っており、先月には国会議員を訪ね、地域住民が住み続けられる制度に関する課題を説明し、急激に地価が上昇した地域における相続税制度における土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率の見直しを要望するとともに、地価上昇の要因の一つでもある外国人や外資による購入に対する規制の強化や追加課税等の措置を要望してまいりました。

土地取引が活発な地区では、地価の上昇率が高くなっていますが、税負担の増加のほか、土地の所有者が村外あるいは国外のケースが多く、これによる地域社会及び自治組織の維持が困難になるのではないかと懸念、加えて、上昇が鈍化し始めたときの経済面での影響を特に心配しています。

次に、2点目の、地価上昇が住民生活にどのような影響を及ぼしていると考えるかのご質問ですが、地価上昇が相続税や固定資産税の負担増につながっていることは事実です。ただし、プラス面での効果も働いており、売却を考えている方にとっては高値で取引することができたり、資産価値の増加により借入れや融資の担保になるなど、マイナス面の影響とプラス面の効果は表裏一体であるとも考えております。

税務課では、法務局との連携により、登記の移動情報を毎日電子データで受け取り、翌年度向け

の課税台帳へ反映させております。その中で、売買、相続、贈与、寄附、交換など、どのような原因で所有権が移転するのかを把握しています。

議員のご質問を機に、令和6年1月1日から11月末までの間に、村内であった所有権移転登記について原因別に集計しましたところ、全体で3,887件の移動がありました。原因別で最も多かったのは相続で2,769件、次いで、売買の857件で、この2つの原因で全体の93%を占めておりました。

相続の件数が多いことは、相続登記義務化が一因であることはお察しいただけるものと思います。

一方、売買には千差万別の理由があると思われますが、それを調査する権限も義務もないことから、件数以上のことについては把握はしておりません。

最後に、3点目の、地元不動産協議会等と連携し、官民共同で土地政策を進めるための枠組みを構築する考えはないかのご質問ですが、初めに、10月にトライアル運用を開始した白馬村空き家空き地バンク制度の概要とその運用状況、並びに現時点における今後の取組目標について説明します。

白馬村空き家・空き地バンク制度は、令和6年3月に公表した白馬村空き家等対策計画の中で、空き家の利活用の促進策の一つに位置づけているもので、利用可能な空き家等を地域の有効な資源と捉え、リフォームの普及、中古住宅としての市場流通促進や地域の活動拠点としての活用促進を図ることで、移住・定住の促進や地域の活性化、まちの魅力向上につなげることを目標にしています。

特に、中古住宅の市場流通については、空き家等の所有者と中古住宅の利用希望者等を行政窓口でマッチングをサポートし、空き家・空き地バンク制度の運用に当たって設立した地元不動産事業者団体との連携により、流通、利活用の促進に既に取り組んでいます。

現在の運用状況は、2月1日現在、空き家・空き地所有者からの申請登録件数は2件となっており、不動産事業者団体との利用者申込みの受入れ体制準備が整い次第、行政公式ホームページからマッチングを開始することとなります。

昨年度実施した空き家等調査においては、村内の空き家等は210件、うち空き家・空き地バンクの登録対象となる物件数は189件であることから、対象物件となる所有者への接触とニーズ把握や掘り起こしにより、制度の充実に努めてまいりたいと考えています。

また、令和7年4月からの本格運用に向けた取組の方向性としましては、白馬村に住みたい人の思いに対して、村内の物件所有者が住みたい利用者を選ぶ、いわゆる逆さまバンク制度の構築を併用すること、さらには、村がある一定期間、物件所有者から空き家等を借り上げ、必要最低限の修繕を実施した後、利用希望者へ賃貸で貸し出す仕組みも研究中ですが、この場合は初期投資が必要になることや、村の財政計画、事業実施計画を踏まえつつ、国庫補助事業の活用が前提になると見込んでいます。

以上のとおり、当面は、計画に基づく空き家の利活用促進策の推進について、地元不動産事業者団体と連携して取り組んでまいります。

以上、切久保議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 不動産がずっと急上昇しているわけなんですけれども、いろいろヒアリング、いろんなところに行って聞いて来ているんですけれども、外国人の観光投資されている方からすると、やっぱり白馬はまだまだ安いというような声でございます。

一番そういった声が怖いなというふうに思っているんですけれども、村長が地上波のどこの局かちょっと覚えていないんですけれども、コメントされておりました。先ほど、国会議員のほうにも陳情に伺っているというお話もありましたけれども、いわゆる転売目的ですね、この規制というところは必要ではないかというコメントをされておりましたけれども、投資用不動産取引の規制ですね、こういったこと、それから、地元住民向けのこう優遇制度というようなものを導入する。村として地価上昇を抑える、そういった具体的な政策、そういったことは何かお考えになっているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 村として、地価上昇を抑えるということは、やはり民間同士の取引になりますので、即効性のあるものは非常に難しいというふうに考えております。

先ほどお話ししましたように、答弁で申しましたとおり、やはり税制に関すること、また売買に関することは、国の法律に基づくところが多いですので、引き続き、そうした要望は続けていきたいと思いますが、要望を出したときに回答としてありましたのは、売買そのものを規制することは国としてもできないであろうというような回答でしたけれども、特に白馬村のように一時的に住居と一体となっているような地域にまで地価が急激に上昇して、そうしたものが生活の税制に影響が出るということに関しては、ほかの地域とは違う実態があるということをお話ししたところ、そういった同じような状況にあるところが、ぜひ連名で出していただければ、売買そのものはともかく、税制については少しインパクトというか、国へもアプローチができるのではないかなというようなところの回答を得ましたので、同じような状況にある、特にリゾート地、といったようなところの自治体と連名でこれから要望をさらにしていきたいというふうに考えておりますし、転売そのもの自体をほかの売買と分けるといったことはできないとは思いますが、短期間の間にほかのところへ売買が発生するようなものに対して税率を高くする、そういったことによって間接的に転売を規制していくといったような方法は考えられますので、これも国の方にはなりますけれども、そういったことは引き続き要望をさらに強めていきたいというふうに考えています。

また、村独自といたしましては、いわゆる開発ですとか景観条例といったところで、一定のコントロールということは考えられますけれども、これは売買のコントロールというよりは、開発です

とか実際に建物が建つ際の規制というところになりますので、良質な開発は促進しながら、景観等を害すようなもの、また転売等を目的とするような開発に関しては、できる規制はどういったものがありますということは日々我々も勉強していますけれども、なかなかこれといった方法がないというのも事実であります、できることにこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 今、税率等の話もありましたけれども、地元住民が土地を自ら売の場合は話は違いますけれども、土地を手放さずに済むための施策、こういったところですね、村が取り組んでいけるような税制改革、それから支援策ですね。こういったものにはどういったことが考えられるのかというところをお聞きしたいんですけども。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 特に現在、地価が率として上昇しているところは、やはり観光が盛んなエリアが多いかというふうに思いますので、そういう意味で言いますと、観光事業に携わっている皆さんが多いので、その事業自体がなりわいとして高収益なものになっていけば、きちんとした入ってくるものがありますので、経済的には継続的にここに住んでなりわいを営んでいけるかなというふうに思いますので、そういう意味で言いますと、観光振興ということもその一つになりますし、また、特に宿泊事業に携わっている方、白馬村は多いんですけども、従来からの民宿ですとかペンションですとか、そういった小規模な事業者の皆さんには、行政としても商工会と連携して、事業承継または事業継続のための宿泊イノベーションチームのようなところに補助をしてそういったものを振興するといったようなことは行なっておりますけれども、いずれにしてもなかなかその観光を振興をすると今度それでさらに投資も活発になるといったところもはらんでいますので、なかなかそこに関しては難しい部分があるなということは感じておりますけれども、地元の皆さんがなりわいを長期的に営んでいけるような政策を行政としても引き続き取り組んでいきたいというふうに考えて実施しているところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） データの調査といったところで、先ほどの答弁で、ある程度売買等の調査もできているというような答弁ではございましたけれども、その中で、村民生活への具体的な影響、コアな部分の話等ですね、そういった部分に耳を傾けられているのかどうかというところなんですけれども、私も今回の質問では、かなりいろんなところでヒアリングをしてきたんですけども、その中でですね、村内で事業されている方が、そのテナントを立ち退きを迫られているということでございます。オーナーはその物件はもう売却するというようなことで、出なければいけないということになっているんですけども、この方ですね、商工会の創業塾の塾生であってですね、そこから起業されて、白馬村に根づいて事業されている方なんですけども、この方ですね、やはりも

う立ち退きに遭って、どうされるのかといたら、先は不透明だというお話でございました。周りに似たような方もいらっしゃって、そういった方は大町市の方に移って事業をしようかなと考えているというような話もされていまして、創業塾で起業された方ですので、そういうお話聞きますと、頑張って白馬村で事業してほしいなというようなことも感じるんですけども。

それから、そのほかにエコーランド地区、大変治安が悪化して、非常に人気の店であったんですけども、もう既に移転を決めたということで移転してしまったというような話もございます。そういったところの調査もぜひしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、ヒアリングいろんなところでしてきている中で、今回、不動産協議会のほうに行ってお話を聞いてきたんですけども、現状の相場でいいますと、1LDKが10万円、それから子育て世帯の方が住むには3LDKぐらいになるかと思うんですけども、今17万円ということで、とても子育て世帯が住めるような状況ではないと。

その不動産会社の方は、アパートを500室管理されているそうなんですけど、もう既に完売だというお話で、そういう状況ですので、ますます不動産価格というのは上がりますというようなことをおっしゃっていました。

今子育て世帯というお話させていただきましたけども、この不動産協議会の方で、いわゆる調査した結果でいいますと、年間で10区画程度は子育て世帯向けに販売は可能だと。さらに、ずっと調査をしていきますと、向こう10年間、約100区画程度は売れ残るというようなことはまずないというようなお話でございました。

そこでお伺いしたいんですけども、平成17年に不動産協議会の方から、開発公社のほうに、民間圧迫だというようなことで動きを止めていただきたいというようなことを話をしたというようなことをおっしゃっていたんですけども、その開発公社を再稼働という言い方もちょっと変なんですけども、事業展開に当たって、その不動産協議会等と連携して土地政策ですね、こういったことを進めていく、そういったことはできないのかとといったところをちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、ただいまの「公社」というのは「土地開発公社」ということで答弁させていただきたいと思います。

私、理事長という立場がありますので、土地開発公社としてどういう考えなのかというところをお話しさせていただきたいと思います。

まず、議員おっしゃるとおり、土地開発公社でいくと宅地分譲の販売であるとか、本来でいくと公有地の拡大に関する法律に基づく事業ということで、村から依頼を受けた土地の購入とか、幾つかの事業を展開するということが可能となっております。

先般、課長会議の中でも、土地開発公社におけるそのような宅地分譲的な考えというところも少し話をさせていただきましたが、公有地を白馬村から土地開発公社に受けて、民有地を含めた中で

の造成と販売ということになれば、これ恐らく市場価格よりも下げることができると思うんですが、民有地のみでやった場合に、やはり土地開発公社として売買する場合には、やはり土地の購入費と造成費、これは価格に反映しないとなかなか難しいというところがあります。

これをどういうふうにできるのかというところが出てはくるんですけども、一応その体制として、まずは整えていこうというところが庁内で合意をしているところになりますので、ちょっとどこら辺から実際に売買ができるのかという点はまだちょっと申し上げられる段階ではございませんけれども、土地開発公社を活用しつつ、その土地政策、住宅政策に向けては取り組んでいくという考えを確認しておりますので、この場ではその方針を確認したということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 私も不動産協議会のほうとお話してしまして、今の白馬村の現状を見たときに、取得するということにまず一つ課題が出るんじゃないかというようなお話をしたんですけども、協議会の方では、行政だからできる、取得できる場所というのは結構あるというふうに伺っています。

特に、農地なんかでやはり道が接続してないところとか、そういったところの集約なんかは、やはり民間では当然手が出ない。行政だからできるようなことではないかというお話でございました。そういったところをまず洗い出していくようなことも大事なのかなというようなことを、お話伺った中では感じているところでございます。

最後の質問になりますけども、またちょっと話違いますが、外国資本がどんどん進出してきて進む中で、本社機能が村内にないわけなんですけども、この地元経済への直接的な還元っていうのは固定資産税ぐらいしかちょっと私は思いつかないんですが、もちろん観光振興の、そちら側の判断で言いますと、大変いいことだというふうには思うんですけども、もう少し村内経済に貢献するような、そんな仕組みはできないのかというふうに思うんですが、その辺については何かお考えがございましたでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

税の面で申し上げますと、外国法人であっても、白馬村に事業所があつて、そこで売上げがある場合には、均等割と所得割が課税されるように、そんな制度になっております。税の関係はそんなところですよ。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今、税務課長から税の関係、お話のとおりですけども、一方で、国内で青色申告等していないところだとそういったものが入ってこないといったような話もあったりですと

か、あとふるさと——これ外資に限らないんですけれども、国内の法人でも、白馬村に本社がない場合には、先ほど言ったようなところの税しか入ってこないようになりますので、そうしたところには企業版ふるさと納税などでぜひご協力いただけないかといったようなところは、相手が分かっているところに関してはアプローチをしている側面もあります。

ただ、これも外国資本ですと、ふるさと納税というものの自体がなくなってしまうのですが、こちらでも青色申告を日本でしていればできるということですので、そういったところはこちらとしても進めていきたいなというふうに思いますが、それ以上のものに関しては、やはり現在の制度の中ではないという状況になっております。

ですので、やはりそういった施設が、特に宿泊等の施設であれば、観光財源というところで今検討が進んでおります宿泊に関する税、そういったものをそちらの事業所、事業のところにまとめた方からいただくことによって地域に還元していくといったことは考えられる方法ですので、それに関してはやはり現状を進めていかないと持続性ある地域になっていかないのではないかなというふうに考えているところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員の質問時間は答弁も含めあと3分です。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 最後に、私もその辺のところ、詳しい方からアドバイスいただいた中で、譲渡所得というところがあると。市町村ハンドブックの188ページから189ページのところですね。

もちろん、私も前半部分は見えておまして、後半は見落としたんじゃないかと思って見ていなかったんですけども、そこを教わりましてですね、この譲渡所得、令和4年度の譲渡所得、17億ぐらいだったかと思うんですけども、令和5年度はその半分になっていました。私の肌感覚からしますと、令和5年度のほうが何か活発なんじゃないかというような感覚があるんですけども、結果、半分になっているというところから考えますと、村長は国会議員のほうに陳情に行かれているわけですけども、その辺の仕組みについてなんかも研究をしていくことは重要じゃないかなというようなことを感じました。

すみません。まあ私の質問は以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁よろしいですか。

第4番（切久保達也君） はい。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 第10番、日本共産党、加藤亮輔です。質問する前に、一言だけ述べさせていただきます。

今日は、今年のノーベル平和賞に日本被団協——日本原水爆被害者団体協議会が選ばれ、ノルウェーの首都オスロで授賞式が行なわれる日です。被爆者も6人が出席する予定で、東京の被爆者団体代表理事の家島さんは、先人たちを含め、被爆者全員が受賞するのだと思います。この受賞によって、核廃絶の運動が市民権を得たと思っています。

また、世界がおかしくなっている。この状態が続いたら大変なことになる。原爆が核兵器が使われるかもしれない。それを止めるためには、どこに平和賞を出すのが一番いいだろうかと、核兵器の被害者を世界に向かって訴えている被団協、日本の被爆者に送るのが効果的だろうと、選考委員会は考えたのではないだろうか。

あの悲惨な苦しみを二度と誰にもさせたくないと思います。世界では、まだ戦争を行なっているところがあります。ノーベル平和賞によって、私たちの平和への思いが届いてほしいと願っていますと、NHKの取材で答えています。

観光の原点は平和です。そして、来年は広島・長崎被爆80年の節目の年です。白馬でもぜひ戦争反対、核兵器反対を発信できるイベントを実施することを願って質問いたします。

今回の質問項目は、村民生活を豊かにさせる予算と村づくりです。

コロナ禍明けにより、順調にインバウンドが回復し、2024年度は19年を上回る来村客です。スノーシーズン主体のインバウンドから、グリーンシーズンへと波及し、外国人の来訪が続いています。村内の自然のすばらしさが認知されたあかしで、経済効果としても広がり認めると同時に不安も聞かれます。

村内各地で建設工事や開発が行なわれています。落ち着かない状況が広がっています。村民の中には、友人が村を去り、これでいいのか。活性化の方向が間違っていないのかと、まさに岐路に立っています。

皆さんにお渡しした資料集1の添付しました「住んでよし 訪れてよし」の理念が、欠落しているのではないかと懸念するものです。

村は、今後の村づくりの指針になる第6次総合計画、観光地経営計画を策定中です。そのほか今年度の課題を前提に、来年度予算と村づくりについて5点質問します。

1、今年は雪解けも早く、春から猛暑が続き、ナラ枯れも拡大しました。これらの事例は、温暖化による気候変動が原因の一つとされています。村はゼロカーボンロードマップを策定しました。今後、具体的な対応策が広報されるでしょう。

質問は、温暖化・省エネ対策として、国・県の断熱リフォーム助成制度、これが併用できるか、併用して利用できるかどうか。

また、村の独自制度として、補助金の5分の1（上限30万円）を追加補助する制度ができています。この事業に毎年何名ぐらいの村民の方が利用されていますか、お伺いします。

2番目、少子化が進行する中、移住者頼みで、村の人口維持を続けています。

しかし、定住していただくには、根本的に住宅施設が不足しています。

3月議会で村営住宅の必要性を質問しましたが、「既存施設の個別修繕計画、それに連動する財政計画との整合性を図りながら検討していく」との答弁でした。村営住宅建設についてどのような検討を行なったか伺います。

3つ目、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給するように法改正されましたが、白馬村も総務省（通知）に基づいて支給しましたか。また、支給総額及び1人当たりの平均支給額を伺います。

4番目、阿部知事は11月に、先に示していた県観光振興税（宿泊税）について、議会提案を2025年2月に先送りすると発表しました。

白馬村は10月の第3回宿泊税検討部会において、県旅館ホテル組合から免税点を6,000円にとの提案がありましたが、あまり議論せずに、事務局案の3,000円に決まりました。免税点を6,000円及び軽井沢町と同額の1万円にした場合の村の税収見込額を伺います。

5番目、来年度から第6次総合計画及び観光地経営計画の策定が始まります。

そんな中、10月に白馬村観光局が令和6年度の先駆的DMOに選定されました。このことにより、来年度新たな事業展開が始まるのか伺います。

以上、5点よろしく申し上げます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 加藤亮輔議員からは、村民生活を豊かにさせる予算と村づくりについて、5項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の国・県の断熱リフォーム助成制度と村の助成制度が併用できるかのご質問ですが、現在、本村が行なっていますゼロエネ住宅普及支援事業は、国や県が行なっている同類事業に上乗せして補助金を交付する制度設計となっておりますので、双方の制度を併用することにより、相乗効果を図ることを目的としています。

そして、利用実績のご質問につきましては、本年度の利用者数は残念ながらゼロですので、一層利用が促進されますよう、引き続き周知に努めてまいります。

次に、2点目の村営住宅の建設について、3月議会以降どのような検討を行なったかのご質問にお答えします。

まず、3月議会の一般質問において、加藤議員からの村営住宅建設に関するご質問に対し、村の全体計画の中で必要とされる施設の整備方針、既存施設の個別修繕計画、さらには、それに連動する財政計画との整合性を図りながら検討していく必要がある旨のお答えをさせていただきました。

そして、この中で、まず優先的に計画を進めていかなければならない施設としましては、子育て支援施設の整備が上げられますし、それに付随して、長期的な視点で図書館の整備も考慮していかなければならない案件であります。

また、八方池山荘の建て替えなども大きなプロジェクトの一つであることは、加藤議員もご承知のことと思います。

また、個別修繕計画の中では、先送りしておりました既存村営住宅の改修も早期に対応していかなければならないことから、実施計画の上では、令和7年度にこれを組み込んであります。

したがって、現段階では3月の答弁と同じく、もろもろの施設整備計画と財政計画との整合を図りながら引き続き検討していくというお答えになりますが、議員のおっしゃる、不足する住宅施設が行政として実施すべき事業なのかを含めて、いずれも短い期間で結論を見いだせる内容ではありませんことをご理解いただきたいと思います。

次に、3点目の会計年度任用職員への勤勉手当の支給と総額及び1人当たりの平均支給額についてであります。加藤議員がお示しされましたとおり、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されましたことから、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能になりました。

しかしながら、今年度につきましては、会計年度任用職員が用いる給料表を平均2.9%引上げ改定した上に、期末手当の支給月数を一般職の職員と同様の2.45月に引き上げたことから、勤勉手当の支給は見送ったものであります。

ご質問の来年度の支給についてですが、今定例会に提出させていただきました、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による行政職給料表第1表は、会計年度任用職員が用いる別表第1と同様であるため、仮に同様の改定をしたならば、1級では平均11.1%、2級では平均7.6%と大幅なベースアップになり、期末手当の支給月数の引上げと併せますと、会計年度任用職員全体では約2,600万円の改定になりますことから、それとの関係を現在総務課において検討しているところであります。

なお、仮に一般職の職員と同様の支給月数で勤勉手当を支給したとしますと、支給対象となる会計年度任用職員数は82名、勤勉手当総額は約3,618万円、1人当たりの支給額は約44万1,000円になると試算されます。

次に、4点目の宿泊税の免税点を6,000円及び1万円にした場合の村の税収見込額についてであります。加藤議員の質問に、「あまり議論せずに事務局案の3,000円に決まりました」とありましたが、免税点については、昨年度の財源確保検討委員会において議論した結果、長野県に準じると報告されていますので、あまり議論せずということではなく、正しくは委員会の報告にのっとっているということでもあります。

宿泊税検討部会には、税率を検討いただくための情報として、税収の試算結果もお示ししました。

この試算は、村内における年間宿泊数を算出し、これを宿泊料金の区分に応じて配分し、それぞれに該当税率を乗じた上で、それらを合計する方法により計算しています。

宿泊料金の区分は、先行自治体の区分を用いているため、1万円という区分はありますが、6,000円という区分はありませんので、試算できる税収、つまりお答えできる税収は、免税点を1万円にした場合のみになります。

なお、試算には11月に公表した税率を用いました。

村税の免税点を1万円にした場合の税収見込額は3億7,078万2,000円、うち村税は2億2,925万7,000円であります。

最後に、5点目の白馬村観光局が先駆的DMOに選定されたことによる新たな事業展開についてお答えします。

なお、答弁の内容は、白馬村観光局に聞き取りした内容になりますので、ご了承ください。

ご質問のとおり、白馬村観光局は10月18日に先駆的DMOに認定されました。

先駆的DMOには、これまでに京都市観光協会、和歌山県田辺市熊野ツーリズムビューロー、下呂温泉観光協会が選ばれています。白馬村観光局が4例目で、今年度は白馬村観光局が唯一認定を受けました。

先駆的DMOは、観光中心の地域づくりを担うDMOのうち、国際競争力の高い持続可能な活動を目指す団体を戦略的に支援するために観光庁が募集・選定しているもので、国による戦略的な支援を受けながら国際的な観光地づくりに取り組みます。

今回の選定は、村や地域連携DMO、HAKUBA VALLEY TOURISMとの連携を含めた現体制において、観光地経営計画が策定されていること。戦略的に取組と検証が実施されていること。多様な関係者との体制構築及び合意形成の仕組みがあること。観光地域づくり法人の組織が確立されていること。安定的な運営資金の確保ができていることの5項目に加えて、今年度はインバウンドの誘客、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に取り組んでいることが評価項目に追加されており、合計7項目で一定の水準を満たしていることが評価され、先駆的DMOに選定されたものです。

先駆的DMOに選定されたことによる新たな事業展開についてですが、令和7年度末までの約1年5か月、観光庁に伴走支援を受けながら、DMOとしてのレベルアップを図るとともに、他の地域のモデルとなることが求められます。

また、観光庁からは、専門家のアドバイスを受けることも可能になります。

現在は、事業計画及びアクションプランを策定している最中であり、今年度・次年度に実施する事業で決定したものではありませんが、観光庁と協議している実施予定事業は、観光経営に必要な宿泊事業者のベッド数、飲食店の軒数と席数などのデータ収集、ウェブサイトでの多言語による情報整理、透明通訳ディスプレイの整備などのデジタル化・DX化、グリーン期のインバウンドの

誘客といった事業を考えていると伺っています。

以上、加藤亮輔議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうもありがとうございます。

それでは、引き続き再質問させていただきます。

まず最初に、ゼロカーボン、断熱リフォームのことについてお聞きします。

今、断熱リフォーム事業、これはゼロという、応募がゼロということなんですけども、まず、ゼロの理由は何かということをもつつかんでいけば、ちょっと報告願います。

それと、皆さんに資料をお渡ししておきました。資料2の、これは「白馬村ゼロカーボンロードマップ」13ページをコピーしたものです。

コピーした中に、2016年が基準年となっています。基準年の量としては、11万3,358トンのCO₂を排出すると。それが、2030年には4万5,343トンに削減するというふうに目標値が載っています。

このロードマップの27ページには、断熱リフォーム住宅について積極的にやりましょうという項目が、4項目記載されています。その記載されている関係から、ゼロカーボンのロードマップと、それからリフォーム住宅、断熱リフォームの関係を少しお聞きしたいなと思って質問したわけです。

それで、今現在、2016年は11万3,358トンのCO₂の量なんですけども、2024年は出ていないと思うんですけど、23年、また22年、現在このCO₂の排出量はどれだけか、もし分かれば教えてください。

それと、建設課のほうから、ゼロになった理由と、2点よろしくをお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、ただいまのご質問の前段の部分、ゼロエネ住宅普及支援事業がどうして普及しないのか、ゼロなのかというんですけれども、細かい理由を分析しているわけではないんですけれども、1点やはり周知不足があらうかというふうに思いますので、これは村の周知だけではなくて、国・県の事業を併用しているわけでありますので、特に県の事業などにつきましては、県のほうからもしっかり周知していただくようお願いしていかなければいけない。

たまたま県の制度を紹介しているホームページがあるんですけれども、その中で白馬村の、本来紹介していただかなければいけない、この制度というのが漏れてしまっていたということもございましたので、その件に関しましては県のほうにお願いをして、お互い相乗効果が上がるような運用ができるように、今お願いしているところでございます。

それから、もう1点理由として考えられますのは、特に県の補助制度に関して言いますと、やはりちょっと補助要件といえますか、ハードルが多少高いところもあるのかなという気はしております。いわゆるZEH基準というのがありまして、その基準を満たさなければいけないというのは当然な

んですけれども、それ以外に、いわゆる耐震化ということで、通常国が定めている耐震基準以上の要件を求めているということもございます。

さらに、それに加えて、いわゆる省エネ家電などの附帯施設もつけてくださいよというような条件もある関係で、どうしてもコスト的に高くなってしまいうということもございます。

そういった件もございまして、恐らくなかなか普及していかない一因にもなっているのかなというふうには考えておりますが、そこら辺、国・県の制度も絡んでくることでございますので、各機関とまた情報共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、2項目めの再質問についてご答弁させていただきます。

直近のCO₂の排出量ということでございますけれども、過去の一般質問でもご答弁させていただきましたが、白馬村のCO₂の排出量を公表しているものにつきましては、環境省の「自治体排出量カルテ」というものがございます。

環境省のホームページから誰でも見ることができますので、また御覧いただければと思いますけれども、ただし、これは約2年ほど前のデータが更新されていくということになっておりますので、今ホームページを見てみますと、令和3年度、2021年度のものが公表されてございます。

こちらを見てみますと、産業部門では4,000トン、業務その他部門では2万トン、家庭部門では1万5,000トン、運輸部門では2万3,000トン、廃棄物部門では1,000トン、合計で6万3,000トンであるということが数値で示されております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） まず、参加者うちゅうんか、利用者がゼロしかないというお答えの中で、周知不足とコスト高というようなお答えでしたけども、インターネットで断熱リフォームの応募について調べますと、全体工事はコスト高で割合応募が少ない、予算が余るという現状なんですけど、窓とか玄関のドアの工事については、大体完売するというふうなデータが出ています。これは国土交通省のホームページからも確認できます。

その点、白馬村は特に寒い地域ですから、窓を普通の窓からペア、ペアからトリプルの窓にすると。そういうことは非常にできる。そんなにお金のかかる、かからないかは、個人の財力の問題もありますけども、そんなにたくさんのお金のかからないということで、もう少し周知をうまくすれば、私は増えるような気がしますから、これはぜひとも続けてほしいと思います。

このことがやっぱり白馬村の雪を守り、地球の災害を守り、それから、ナラ枯れも守るということに全て結びつきますから、やっぱり一つ一つの事業をしっかりやっていただきたいなと考えます。

それから、もう一つ、2030年までに60%に削減するという問題です。

今数値を述べられまして、全体的には今現在6万3,000トンということでいいんでしょうかね。そのようにお聞きしたんですけど、6万3,000トンということで、5万トン強減ったというような考えでいいかどうか。

そして、この6万3,000トンが、2030年度には4万5,000トンに削減していくというような方向でいいのかどうか。これ計算すると、大体年間削減量は2,000トンをしなくては、この4万5,000トンにはならないんですけども、そういうことができるのかできないのか。見通し、今現在の見通しはいかがでしょうか、お聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

こちらにつきましては、ロードマップに示してございますのは60%削減ということで、0.4を掛けて2030年の目標を定めているというところでございます。

先ほど申し上げましたのは、令和3年度、2021年度6万3,000トンということで、差引きすれば、先ほど加藤議員がおっしゃったとおりの数字で間違いはございません。

じゃあ、それを達成できるかどうかということなんですけれども、達成すべく、ゼロカーボンのビジョン、あるいは、もうちょっと短いところを見たロードマップ、この各種施策によって進めていくというものでございます。

こういったものは年々正比例して減少していくというよりも、ある何か一つのことが開発されると、どんと下がるというような曲線を描いていくということでもありますので、そういったタイミングは新たな予算が始まる年度ということもございますので、そのことも踏まえて、新年度予算に向けて、今職員一丸となって編成作業に取り組んでおりますので、そのつもりで動いている、ということとはご理解いただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、ちょっと違う面から質問しますが、ゼロカーボンにするच्छゅうことは、油を燃やす量が少なく済むというのが大きな利点だと思います。油を燃やすのが少なくなるच्छゅうことは、CO₂の削減にもつながるということ。

日本の住宅は、どちらかというと全体を暖めるんじゃなくて、部屋を暖めるという住宅が非常に多い。これで今の時代、毎年問題になる、ヒートショックで倒れることも、この時期多くなります。

これで、交通事故でちょっと調べた中では、交通事故で大体2,600人ぐらい死亡するけども、ヒートショックで大体5,000人ぐらい死亡しておると、毎年。

これで、死亡しなくても、その後回復しても後遺症になったり、寝たきりになったりする人を加えると、1万7,000人いるというようなことが、消費者庁の調べで出ています。

これで、先月でしたか、ニセコ在住の村上さんच्छゅう講演会が、住宅の問題、白馬村の現状の間

題について、いろいろ講演がありました。その中の資料を見ますと、白馬村の住宅は、今後も人口がそれなりに維持していくということで、住宅の戸数としては4,000件が必要というところで、これは2050年になっても4,000件が必要だろうと言っています。

先ほど課長が言われたように、ZEH、ゼロカーボンハウス、これも96%のCO₂削減を目指すなら、今後25年間ずっと160戸の修理・改善が必要だろうということも言っています。

それから、もう一つ加えますと、観光地白馬村は、やっぱ油をあまり燃やさない村なんだと。それで、太陽光など自然エネルギーを地域で回している、自然に優しい、それで雪の豊かな村だといふことがアピールできれば、私は最高だと思うんですね。

そういう意味からも、やはり年間の利用件数を増やすということが、私は必要だと思うんです。やっぱこういう事業を一つ一つこなしていくことが、村づくりの基本だと私は思いますけど、村長のご見解を一言お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 加藤議員おっしゃるとおり、やはりこの村は自然の恩恵を受けて成り立っている村ですので、環境対策、ゼロカーボンに取り組んでいくことは必須でありますし、それこそが白馬村の魅力として伝わっていくというふうに、私自身も思っております。

先ほど周知不足ということに関しては、私たちの努力が足りなかったことだと思いますので、これからより周知ができるように努めていきたいと思うんですが、一方で、今後さらにそうした予算をどうしていくかというところになりますと、財政的な面もありますし、あとは、本当に今言ったようなところの目標を達成することになる場合には、こういった補助金がなくても、個々がそういったZEH対策をしていくといった意識なり、覚悟を持っていくような村にならないと、なかなか実現はできないのかなというところは現実問題として感じるころではあります。

行政としましては、引き続きできる補助ですとか、また、クリーンエネルギーの創出といったところに取り組んでいきたいと思っておりますし、また、先ほど加藤議員のほうからお話がありました、第6次総合計画また次期観光地経営計画、こういったところにより環境対策、ゼロカーボンといったところを盛り込んでいく必要があるかなというふうに思っております。

特に観光地経営計画に関しましては、「サステナビリティ・コーディネーター」という言い方をするんですけども、現在、「持続可能な観光ガイドライン」にのっとり、白馬村が観光地経営をしてきていることが評価されているんですが、そういった中で、より環境施策、ゼロカーボン施策を盛り込んだ今後の計画ビジョンを立てていく必要がありますので、時期に関しては、そういったところを含めて取り組んでいきたいと思っておりますし、また利害関係者としては、観光事業者のみならず一人一人の住民も入ってくると思っておりますので、観光地経営計画を策定していくメンバーにも、そういった、より幅広い方たちに委員に入っていただくといったところも検討しているところでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に移ります。村営住宅についてです。

課長の答弁を聞いていますと、優先事業としては、子育てとか子育て施設の建設、それから図書館の建設が優先順位だと。引き続き住宅についても考えているが、「村営住宅」という住宅について、村が造る事業かどうか検討したいというような感じで、割合、村営住宅については、何とか私から見ると、消極的というような感じがします。

これで、皆さんにも資料3をお渡ししましたが、白馬村は24戸の村営住宅があります。この中の18戸、これは神城地震のときに被災に遭われた住宅の居住のために造った建物です。だから、本来の意味の、誰もが使える住宅は6戸しかないというのが現状です。

これで、一番資料3でなくて資料1の今回の質問のキーワードと言うべき、「住んでよし 訪れてよし」という観光立村の理念という、このキーワードについて、ちょっとお話ししたいんですけど、これは「自らの地域を愛して誇りを持って暮らしているならば、おのずと誰もが訪れたい」という意味で、観光立国の理念として取り上げたものです。

要は、地域づくりを考える上で、「あんまり観光客の要望ばかりを優先する観光振興議論ではなく、住民主体の地域づくりの議論と実行が地域力のブランド力につながる」というふうに言っています。

だから、私が思うには、こういう村営住宅の建設を後回しにする対応は、村づくりから言えば、私は真逆の対応だと思います。

また、若者たちが希望を持っていただくためにも、将来自宅を建設するときの参考になるように、村営住宅の1戸ぐらいいは高断熱仕様のモデル住宅を建設して、村がこれほどこだわっているんだということを示すのも重要だと思います。

そういうところで、若者たちが温暖化に関心を持つ。年取っている僕たちよりも、若者たちのほうが温暖化については非常に関心を持っています。

そういう意味からも、村営住宅については、やっぱりもう少し行政としても高い関心を持って、事業化・予算化を進めてほしいと思います。先ほど私の前に質問した議員も言っていましたけども、住宅不足、これを解消せねば、やっぱり持続可能な村づくりはできませんよ。私はそう思います。優先順位も高い公共事業だと私は思います。

その辺は大分開きがあるんですけども、村長のお考えをお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 村営住宅に関しましては、まず現在、既にあるものに関しても、耐震ですとか断熱といったところは、今後とも取り組んでいかなくてはいけないというところが、まず一つございます。

今後に関してなんですけれども、やはり議員がおっしゃるように、住宅不足といった課題が出て

きておりますので、できることなら村営住宅が造れば、それはいいとは思うんですけども、先ほど副村長からも答弁があったとおり、実際に村として建物まで土地を購入して建物を建てるとなった場合には、かなりの金額になりますので、それをもし村のほうで家賃のことを、それに見合った家賃ではなくて格安で提供するといったことになった場合には、財源負担を村のほうですることになりますので、ほかの事業との比較をする中で財源配分をしていかななくてはいけませんので、当然にやりたい気持ちがあっても、そこがどうなるかなというところがありますので、精査をしていかななくてはいけないというふうに思っております。

先ほど、観光にお金を使うのではなくというところのような話があったかと思いますが、実際にやはり観光客よりも、住民のほうを。我々としては、住民福祉を充実させることが行政の仕事ですので、当然にやるべきことかと思えます。

ですが、住民の多くが、まず観光事業を営んでおりますので、観光客の皆さんが来ることによって、住民の皆さんのいわゆる懐事情というのがよくなるという側面もありますので、そちらも経済的な福祉施策にはなるというふうに思いますので、「バランス」というところが大事かと思えますが、観光客の利便を向上させるものに関して、現在出ております「新たな観光財源」というところを取り入れることによって、観光客の方に負担してもらって、その分を今言ったような福祉に充てていくということは、今後していかななくてはいけない動きですので、今の流れになってきたかなというふうに私自身は認識しておりますので、また、こういったことを積み重ねていく中で、財源として確保ができるということになれば、「村営住宅」というところも取り組んでいく大きな課題の一つだというふうには私自身は感じておりますので、ちょっとどのタイミングでできますということは、今の段階でももちろん明言はできませんけれども、できることならやりたい事業だというふうに思いますし、住民の現在のニーズというところから言うと、優先度としても高いほうの事業になるかなというふうには感じているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 住宅は、衣食住の中のやはり三大要素の一番基本ですから、そこについては目配りをしていただきたいと思えます。

このことは、今じゃなくて第5次総合計画の中にも書かれていますから、やっぱり10年前、もつと言えば第4次総合計画にきつと書かれていたでしょう、私確認していないですけども。

やっぱりそういう生活していく基本のところについては、行政の目配りをよろしく願いたいと思えます。

続きまして、次の質問に移ります。

会計年度任用職員の勤勉手当についてですけども、白馬村以外の大北地域、1市1町2村の会計年度職員への勤勉手当の支給状況はどのようになっているか、お答え願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

既に条例等を改正されているところにつきましては、条例等を確認していただき、一応私のほうで把握はしております。

ちょっと大町は市なので、今回は調べておりませんが、池田、松川につきましては、それぞれ条例の改正のときが3月・9月とずれておりますけれども、勤勉手当につきましては、0.3月掛ける2回ということで、0.6月支給をしております。

小谷村につきましては、この9月の議会で可決されたようではありますが、一般職と同様ということで聞いております。

したがって、令和6年度につきましては、2.05月ということになります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今答弁あったように、大北地域の大町も含めて、大町は条例改正9月にあります。それで、一般職と同じ月数を支給していると確認を取っています。

それで、それを見ても分かるように、白馬以外の自治体は全部支給しているんですよね。額は、月数は多少変化はあります。でも、全部支給していると。

白馬村についても、この資料4の裏面を見ていただければ分かるように、総務省の通知で勤勉手当を支給、パートタイムの方にも支給しなさいよというふうに通知が届いています。にもかかわらず、支給しないというのは、初めからこれ予算立てをしていないということなのか、それとも、会計年度任用職員については支給するつもりがないのか。まず、そのどちらか、ちょっとお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます、田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁します。

この通知につきましては、昨年届いております、十分に承知をしているところでございます。

本村につきましては、3月議会で期末手当を正規職員と同様の率に改正をするという改正をしました。したがって、令和6年度につきましては2.45月、白馬村の会計年度任用職員の一部、全員ではないです。来て6か月以上の雇用で20時間以上の者には、2.45月を出しているというところでございます。

それぞれの自治体によって考え方がいろいろあるので、どこが一番いいんだってことはなかなか言えませんけれども、例えば、池田、松川ですと、期末と勤勉合わせた率が、年間に2.6月ということになっております。

白馬村は今申し上げましたとおり、2.45月に期末を上げて、勤勉は出していないと。

今回、一般職の条例改正で上げましたように、一般職につきましては、0.05月引き上げということで提案しておりますので、このままいけば、来年度は会計年度の期末手当も2.5月にす

るといようなことを提案するという可能性もございます。

池田・松川2.6月、我々2.45月、0.15少ないわけですがけれども、過去から答弁していきとおり、勤勉手当だけに注目するのではなくて、会計年度職員全体の給与に我々は着目をしているというところでございます。

過去から説明を申し上げますと、平成28年度に、それまで振興公社の準職員ですとか臨時職員ですとか、いろいろな業種があったものを、我々は嘱託職員制度というものをつくりまして、一元化しました。国側よりも早くそういったところに着目をして、まず改正をしたというところでございます。

国が、その後で会計年度任用職員制度というのをつくりました。ご承知のとおり、1年に限って任用ができると。延長しても2回まで。3年で、その方は終わりということになっております。

ところが、我々、嘱託職員制度を最初からつくってございましたので、60歳まで安心して働ける職場ということを目指して嘱託職員制度というのをつくりました。

それに倣って、例えば一般事務では、1級の1号俸から1級の13号俸。要は、13年間勤めている、ずっと昇級していくというふうになっています。保育士につきましても、1級の20号俸から1級の34号俸。要は、長く勤めることが可能になっているということになっております。

したがいまして、給料、月給のベースでは、他村より我々のが高いと。当然、その高い率に期末手当を掛けるものですから、期末手当の金額も高くなる。

そういった給与全体で考えてみると、決して白馬村だけが何だとか、そういうことではないというふうに理解をしているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 答弁いただきました。そういう答弁、もちろんそうなのでしょう。そうなのでしょうけども、今度、資料5を見てください。

この資料5を見ますと、これは令和6年度の地方財政対策の概要ということで、通常の支出分が載っています。この中の一番下の7番目、給与改定・会計年度任用職員への勤続手当支給に要する地方財源の確保ということが載って、一番下に会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費として1,810億円計上したと。

つまり1,810億円を各自治体に支給しましたよと。総務省が支給しましたよと言っています。この1,810億円の一部が、私は白馬村へも来ていると思うんですね。

これは、白馬村は1,810億円の一部は来っていないんですか、お聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁します。

こちらにつきましては、例えば国のほうの調査で、白馬村の会計年度任用職員の勤勉手当が、じ

やあ幾ら出しているか。そういう調査は一切なくて、普通交付税の算定の上で、白馬村の会計年度任用職員の数を報告しているということになっておりますので、幾ら来ているかということは全く分からないですけれども、算定の中には、白馬村の会計任用職員の頭数が入っているということだと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 11月のときに中学生議会をやりました。その中で、「白馬村はお金がないの」という素朴な質問が出ていました。

私も、もし本当に会計年度という、どっちかという一番ちょっと発言しづらい、組合もない、そういうグループで弱い人がやっぱり金銭面で、普通だったら出ていると行政が言うんだけど、表面上は出ていないということなんですから、そこについて本当に出せないんだったら、やっぱり村が支給する全人件費、それをプールして一定の額出すとか、何か方法は私はあるような気がします。

やっぱりそういう人が職場の中に一緒に混在して仕事をやっているちいうことは、普段はいいか知らんけども、一時金の支給日のときは、きっと気まずい思いすると思うんですね。やっぱりそういうことをなくすためにも、きちっと支給していくという方向で、これからやっていってほしいと思います。

この質問、会計年度の質問も今回しかできませんけども、よろしくお願いします。

次に、観光振興税について再質問します。

これで県のほうは、11月29日に新聞によれば、免税点を引き上げると。今は免税点3,000円になっていますけど、それを引き上げる検討を始めています。

これで白馬村の場合は、県に従うと。県の方針に準ずるというふうに言っていますから、もしこれ県が引き上げた場合、5,000円なり6,000円なり7,000円なり、幾らになるか分からないけども、引き上げた場合は、県に準じて引き上げるのかどうか、その辺の見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 昨年度の財源確保検討委員会からの提言というところでは、県に準ずるという答申が来いますので、それに従う場合には準ずるという形になります。

ただ、これ実際に、県が最終的にどういった方針を出してくるかが分かりませんので、全体をやはり総合的に勘案しないと、現段階でそれをもって準ずるといった場合に、かえってそれによって白馬の事情を見た場合には、低価格帯に配慮はできないことになったりですとか、全体で見たときに、適正な額の税収にならないといったようなことが生じた場合には、やはり違う判断をすることも可能性としてはございますので、ご回答としましては、現段階で答申が出ているものに従う場合には準ずるという形になりますけれども、最終的な県の方針が全体的にどういったものになるかを見てからでないと判断ができないといった回答になります。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） あと議長何分でしょうか。

議長（太田伸子君） あと8分です。

第10番（加藤亮輔君） では、引き続き質問させていただきます。

これ先ほどの一番最初の答弁の中で、県旅館ホテル組合会からの6,000円の提案について、議論はしているというような答弁だったんですけども、県旅館ホテル組合会から免税点を6,000円にというのが提案がありました。

村の中では議論しなかったかもしれないけど、県の中ではどのように討論したのか、ちょっと教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

宿泊税検討部会での議論の経過というか、内容だと思うんですけども、またそこにも加藤議員の認識に誤りがありますので、この際、訂正させていただきます。

旅館ホテル組合会が宿泊税検討部会で発言した内容は、組合会として長野県に、こういうことを要望していることを報告されました。なので、宿泊税検討部会にこうしたほうがいいのかという提案ではありませんでした。そのあたりの認識がちょっと誤っていますので、訂正をお願いしたいと思います。

それと、県の動きですけども、旅館ホテル組合会では、そもそも定額ではなくて、定率を求めている。それから、万が一定額であれば、免税点をこのあたりまでにすべきだというような提案をしているということは、白馬村としても把握しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 認識の誤りというようなことを言いますけども、私は分かっているつもりでいます。その上で県の旅館ホテル組合が、県の審議会か検討委員会でどういう発言をされたか聞いているんです。

議長（太田伸子君） 太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

県の審議会は昨年度末で閉じておりますので、今、旅館ホテル組合会が動いているのは、県に対して県の骨子に対して、組合会としてはこういう制度が望ましいということを要望している、要望活動をしているというような現状にあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私から補足させていただきますと、最初の県が骨子を出してくる前段階で、白

馬村としても免税点のところは、加藤議員がおっしゃるように、現状に合わせると、白馬村としてはこの辺ではないかといったような金額感、県が当初出てきたものよりは高い数値で提案をしているところでありますので、そこはご理解いただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。あと4分30秒です。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） ちょっと質問を変えますけども、これ今白馬村、それから軽井沢町、阿智村などが独自で検討しています。これで大体のところがホームページを見れば、審議内容が出ています。

これで軽井沢の場合、割合詳しくホームページに載っていますから、ちょっと見たんですけども、その中で白馬村とのちょっと違いなどを述べたいんですけども、軽井沢は3回検討委員会、検討審議会か、ちょっと名前は定かでないんですけど、そういう会議をやって、これで1万円までは免税点にするという方針で答申しています。

白馬村は3,000円の免税点と、県と一緒にいうとこで、その違いをちょっとお聞きしたかったから、先ほどからちょっと質問していたんですけども、1万円にした理由の中に、やはり1つ大きな問題としては、ペンションとか、それからスポーツ合宿を受け入れる、テニス合宿を受け入れる宿泊施設から、群馬県のほうにお客さんが移動しないかと、そういう心配があるということと、それから、もう一つは、軽井沢の大手ホテルのところを見ると、1万円のボリュームゾーンは小さいという2つの点から、1万円以下は免税点にしたというようなことが記載されています。

白馬村の場合、6,000円にした場合、先ほど金額は出せないというようなことを言っていたけども、6,000円ができなかったら7,000円ぐらいで幾らとか、いろいろ今後審議していく中で、県は絶対引き上げるのは間違いないと思うものですから、その辺の情報もきちっと出してほしいと思います。

これで、特にこの間の審議運営を見ていると、やはり村長からの村民に対する説明会が、私はちょっと不足しているかなと。特に自営業者に対する説明が、私は不足しておると。1回やられましたが、1回や2回では到底足らない。

やっぱり村長の思いを伝える意味からも、もっともっと何回も説明会をやっていただきたいなと思いますけど、今後そういう説明会を続ける。それから、またそういう考えはあるかどうか、見解をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。あと残り1分10秒です。

村長（丸山俊郎君） どういった形になるか分かりませんが、まず現段階では、やはり県の骨子が固まっていない状況がございます。前回の骨子が出てきた段階で説明会をさせていただいて、それに基づいて、今回、地区懇談会も各地区と行なっている中で、そういった議論が出ることもありますし、そうした説明をしているところですが、パブリックコメントを受けて県がまた方針を変えてきましたので、ちょっとここが明確にならない段階で説明をすると、かえってもちろん混乱も招

きますし、正しい判断というか、住民の方たちもしっかりと理解ができない状況になってしまいましたので、ここに関しては、県が方針を示した段階で、しっかりと説明していく機会をつくりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員。あと20秒です。質問ありませんか。

第10番（加藤亮輔君） 村が目指す世界水準のオールシーズン型マウンテンリゾート白馬、この具現化の中に、やはり先ほど言いました「住んでよし 訪れてよし」の理念をしっかりと盛り込んでほしいということを要望して、私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 時間ありませんので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。
ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 第7番太谷修助です。今回は1問だけ質問させていただきます。

その前に、降雪があつて、非常に宿泊施設をやっている私も含めて、ほっとしている方が多いかと思うんですが、私も考えてみたら、40年前に白馬に来たときに、大きな借金を抱えてペンションを始めたんですが、そのときに雪がなかったらどうしようということを6年間経験して、何とか借金は返したんですが、本当にそのことを考えると、あのときは「ハラハラ、ドキドキ」だったんですが、「ワクワク、ドキドキ」にそれが変わったということが、今懐かしく思い出されてほっとしているところですが、来週もまたたくさん雪が降るそうなんです、白馬の皆さんは少しほっとしているかと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

白馬村と長野県の宿泊に関する課税の課題について。

2026年（令和8年）4月に導入を予定している宿泊税の骨子案がまとまり、10月から県の説明と意見交換が始まりました。各会場での意見交換の内容は、県のホームページにはまだ掲載されていませんが、現在、白馬村はパブリックコメントを募集中です。本日までだと思います。白馬村も県に追随する形で制度の検討をされています。白馬村と同時に進行する形で導入すると思われますが、独自課税を検討している他市町村との連携を図りながら、乗り遅れないように情報交換をしながら進めていただければと思います。

6月定例会の最終日に提出された新たな財源確保調査検討特別委員会の提言書の中身にも十分配慮しながら進めていただけたらと思います。スムーズな導入をするに当たり、幾つかのクリアしなければならない課題も見つかっています。

そこで、以下の質問をいたします。

1、課税の仕組みの中で県と歩調を合わせるとはいえ、宿泊税検討委員会の中で検討中としている定額制の導入は、県の説明は、低価格帯の宿泊事業者に配慮するとの説明がありましたが、北海道の倶知安町や、直近では沖縄県も定率制を導入しました。なぜ定額制を検討しているのかお聞かせください。

2、村・県の自治体間の関係では制度的には問題はありませんが、福岡県方式を採用していると思うのですが、福岡市や北九州市では、県税を減額し、全県では共通としている。独自課税をすると、独自課税をしないときの1.5倍の財源が確保できるとしていますが、村としてはその増えた分の使途については、10月8日の検討委員会で示されているんですが、それ以外にどのようなものを検討していますか。

3、宿泊税導入に反対してきた宿泊事業者の皆さんは、当初導入したら来訪客が減ってしまう、徴収の煩わしさがある、観光に従事している事業者全てを対象にしなければ、税の公平性が保たれず不公平としました。

反対の理由はまだまだたくさんありましたが、ここに来て世界的な現象として「オーバーツーリズム問題」があり、新たな観光資源の開発やインフラ整備が喫緊の課題になりました。観光振興に限っての使徒やその他の観光事業者に対する徴収の議論はどこまで進んでいますか。

4、法定外目的税の宿泊税の導入により約3億円の徴収を見込んでいるとのことですが、将来的には、登山協力金や分担金、リフト利用税、あるいはふるさと納税の拡充といったところを視野に入れていただきたいと思います。現在の宿泊税以外の検討委員会の進捗状況をお示してください。

5、入湯税の扱いについてはどのような進捗状況か伺います。

以上5点、お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太谷議員からは、白馬村と長野県の宿泊に関する課税の課題について、5項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の定額制を検討している理由であります。昨年度末に財源確保検討委員会から、定額制または定率制については、長野県に準じると報告を受けました。

その理由は、定額制と定率制では課税標準が異なるためです。課税標準とは、税額を計算する際の算定基準のことですが、定額制であれば宿泊数、定率制であれば宿泊料金に税率を乗じて税額を計算することになります。異なる制度にしてしまうと、2つの税額計算が混在することとなり、これが会計システムなど事業者の大きな負担を招くことになってしまいます。

白馬村では検討委員会の報告にのっとり、定額制を採用した長野県に準じて定額制にしました。

県民説明会では、宿泊者や事業者にとって分かりやすいこと、独自課税を検討している市町村と租税調整がしやすいことなど、何より簡素な制度にするためと、長野県が一律定額制を採用した理由について説明がありました。

この税額が一律であることに対して、白馬村では、低価格帯への配慮と高価格帯への対応は必要であると考え、独自課税を行なうことで、定額制でありながらも、価格帯に応じて税額が連動する段階的定額制としています。

他方、長野県旅館ホテル組合会では、負担の公平性や量から質へという長野県観光の方向性と一致していることから定率制を求めています。長野県では、12月18日に改めて意見交換会を開催するとのことです。業界団体の求めに対して長野県がどのように対応するのか。村としては長野県の動きを注視し、速やかに対応できるように備えておく必要があります。

また、村が行なっているパブリックコメントで定率制を求める意見が寄せられることも想定されます。そのときには財源確保検討委員会からの報告にこだわることなく、県税の定額制と村税の定率制の併用型について検討しなければならないと考えています。検討に当たっては、先に述べました事業者の税額計算の負担に着目して、両者を比較検討することになります。

次に、2点目の使途の検討についてですが、3点目の観光振興に限っての使途と併せてお答えします。

議員の質問にありましたとおり、10月8日に開催された観光振興のための財源確保検討委員会の中でも使途について議論されました。（仮称）白馬村観光振興税の使途と使途の決定方針について、既に決定しているものではなく、これから財源確保検討委員会において審議され、答申をいただくものです。

基本的な考え方は、令和5年7月18日の第1回観光地経営会議を皮切りに4回開催された会議で使途基本方針と使途審議組織について議論をいただき、令和6年1月に観光地経営会議から提言いただいた内容となります。これによると、使途の基本方針については、白馬村観光地経営計画の範囲内としています。

使途は、税を負担する観光客の利便性・満足度向上に資する事業としており、負担者は観光客なので、観光客に還元すべきとしています。また、現状の白馬村に不足している部分を抽出し、効果が高い事業に集中投資するとしています。

また、具体的な使途について5つの枠組みを示しており、1つ目は、観光客の満足度の最大化を図るとし、具体的な事業は、2次交通の充実、シャトルバスやデマンドタクシーの充実、キャッシュレス化の推進、情報のリアルタイム配信、観光全体のデジタル化等となっております。

2つ目は、観光客の負の影響の最小化を図るもので、具体的な事業は、観光客のごみの削減、観光に起因するCO₂削減、こちらは宿泊施設の断熱改修補助等です。

3つ目は、税徴収・運用の仕組みづくりで、徴収システムの開発や税の周知啓発に利用します。

4つ目は、中長期での計画の策定で、具体的には観光事業者や住民への意識調査、モバイル空間統計の実施、観光経済波及効果を測定する観光地経営計画の策定等となります。

最後に、観光リスクマネジメントについてで、安全で安心なリゾート形成のため、災害・疫病へ

の対策、観光マナー向上に関する事業、こちらはマナー条例、セーフティチップス周知、防犯カメラの設置等への利用としています。

この5つの基本方針で、使途の設定をするという提言をいただいております。

使途審議組織については、（仮称）白馬観光振興税の導入までに、観光地経営会議の機能強化を行ない、使途審議組織の権限と責任を付与するものとしています。現在の観光地経営会議は、白馬村観光地経営計画の推進と検討を行ない、各事業内容について、進捗状況と成果の把握、分析を定期的に行ない、見直す組織です。この観光地経営会議に使途審議組織の権限と責任を持たせるとの提言内容であります。また、持続可能な観光地づくりを推進するため、経営会議の委員に文化・農業・山岳部門での委員を追加することも視野に入れています。

次に、3点目のご質問のうち、その他の観光事業者に対する徴収の議論の進捗につきましても、4点目の宿泊税以外の検討の進捗状況と併せてお答えします。

まず、登山協力金については、白馬村独自で協力金を集金しないことを検討部会で決定しました。村の議論と同時に、環境省の主導による登山道維持を主たる目的としたアルプストレイルプログラムの議論が始まり、南アルプス、岐阜、富山など他の山域での実証実験と導入が進んでおり、本山域だけが未導入であること。村と国の両方で協力金を募るのは、登山者にとっては不親切で混乱を招きかねないこと。また、登山道は他自治体と一連のもので、村単体の協力金導入は、白馬村と接する大町市、小谷村との登山道整備に支障が生じるおそれがあること。これらの理由から、環境省が主導するアルプストレイルプログラムでの登山協力金の集金をするものとしたものです。

今後、この方針が検討委員会を経て答申されましたならば、できるだけ早期に実証実験が開始できますよう手続を進めてまいりたいと考えています。

次に、事業者負担金検討部会では、宿泊税と登山協力金以外の財源について幅広く検討を行なっています。スイスやオーストリアでは、業種ごとに観光への依存度によって料率を設定し、幅広い業種から観光財源を徴収する観光事業税が導入されていますが、日本国内では事例がなく、訴訟リスク等に備えて法的な整理が必要となります。

また、リフト乗車や駐車場に対する課税や負担金、使用料の徴収等も検討していますが、スキー場に関しては、大町市、小谷村と3市村でHAKUBA VALLEYとしての取組を進めている中で、白馬村だけで制度を導入することが課題になりますし、駐車場に関しては現在無料のものが多く、税を徴収するための設備投資などのコストも生じることが課題となります。

日帰りのお客様からも負担いただくべきというご意見は多くお寄せいただいておりますので、宿泊されるお客様に限らず、幅広くご負担いただく形を模索しているところですが、スキー場や駐車場においても宿泊客の利用も想定されることから、日帰り・宿泊の別に応じた料金設定等も検討が必要かと思われます。

宿泊税・登山協力金が先行してスタートすることになりますが、それ以外の観光財源についても

引き続き検討し、持続可能な観光地域づくりに取り組むための財源を確保していきたいと考えています。

最後に、5点目の入湯税の扱いについてですが、宿泊税検討部会には宿泊税に関するもののほか、入湯税の最適化に関することも諮問しています。宿泊税については、制度の骨子を公表し、パブリックコメントを実施しているところですが、その中で宿泊者に税としてどの程度の負担をお願いするのが見えてきましたので、これにより入湯税の最適化に関する議論が進むものと推察しています。

入湯税の最適化に関する検討に当たっては、宿泊税と入湯税それぞれの使徒や目的、課税客体を整理した上で、納税義務者と特別徴収義務者の負担感や納得感を考慮し、併せて白馬村温泉施設連絡協議会にて検討している入湯税の使徒について、協議会の意見も聞きながら、税率と使途の両面から最適化が検討されます。

宿泊税検討部会では、宿泊税を導入した場合の入湯税の税率や、使徒の優先度を尋ねる特別徴収義務者アンケートをこれまでに実施しています。また、温泉施設連絡協議会による意識調査も実施されており、その結果を踏まえた要望書が、今月6日に提出されました。

1月17日に開催する第4回宿泊税検討部会では、アンケートや意識調査の結果、並びに要望書を検討材料として、本格的な議論が行なわれることになっています。

以上、太谷議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 県になぞらえて、白馬村も宿泊税導入に関しての資料は頂いていますし、検討もしてまいりました。それで、一つ一つちょっと確認をしたいんですが。

まず、私が一番最初に疑問に思ったのは1番のところですね。課税の仕組みの中で定額制を導入するか、定率制を導入するかということは、確かに課税の算定基準が違うからといえばそれまでなんですが、世界の潮流はグローバルスタンダードなんですよ。そこからいくと、むしろ東京都が2002年から宿泊税を導入するに当たって、大きい東京から始まって、随時、全国で50ぐらいの県も市町村含めて検討したり、実施されていると思うんですけど、その流れというのは、基本的に定額制なんです。先ほど村長も答弁されましたように、段階的定額制というもの、確かに理屈では合うんですが、今ここに来て、オーバーツーリズムとかいろいろなことで税収をたくさん上げていかなければ対応ができないということで、各市町村はみんな苦慮しているんですけども。県がやったから、村もそれに合わせたほうが無難だよなというようなもし発想があったら、ちょっとそこは考え直していただきたいと思うんですが、あくまでも私どもは県の方針に従ってというところが大前提にありますので、そこはそこでもいいんですが、そこで議論していただきたいのは、本当にこれで、定額制でいいのという議論をもっと深めてほしいと思うんですね。

それで、今私言ったように、定率制だと税の公平性とかそういったものも保たれたり、税収がア

ップしたりすることが大前提ですので、そこを県のほうに、5つの独自検討している市町村として、県のほうにそういう考え方を伝えることは過去にしたんでしょうか。あるいは、今現在もそういう状態が、5市町村の中ではなくすぶっているんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 議員おっしゃるとおり、世界の潮流からすれば定率法ですし、先ほど多分定額法と言ったと思います。定率法で合っているかと思いますが。定率法ですし、経済的な流れを見た中では、将来的に今宿泊単価が上がっていくようなことも想定された中では、定率法にしておけば、そういったところも後々変えていくことがないという意味では、定率法が妥当という考えもありまして、白馬村といたしましては、県のほうにもこれまでに定率法の提案をしております。

独自自治体5つありますけれども、その中では白馬村、また山ノ内、そういったところは定率に関しては比較的積極的に考えているというような形で、県ともお話をしましたが、県のほうとしては、骨子に出ておりますとおり定額制を採用したというところになります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そこで、グローバルスタンダードは定率制というのは、世界が認めていることでして、20数年前に日本は東京が最初に導入したんですが、それまでは、いろいろな世界の宿泊税の導入に当たっての実績を見た中で東京都は採用したと思うんですが、その東京都が今ここに来て、税収がやっぱり定額制よりも定率制のほうがいいのではないかという議論が有識者の中からも出てきていて、それをそろそろ見直さなきゃいけないという議論が出ているというのは、村長もご存じだと思うんですが。

そのことで一つ比較しますと、後で採用した京都は、昨年度の宿泊税の全額が35億円ぐらいだったと思うんですが、東京都は970件くらいのホテルとか旅館とかという限定されたところだけに課税をしてきたものですから、税収が約京都の半分の16億7,000万ぐらいでしたかね、半分くらいしかできないということで、それじゃあ、これからどんどん東京が高価格のホテルやなんか、外国資本のものが出来上がってくるから、そういうところに対して税収を上げるために上げたほうがいいよねという議論が出てきているわけですから、そこを含めた中で、これからさらに採用しようとするこの白馬村は、そこはもうちょっと真剣に県のほうとも交渉していただきたいと思うんですが、もう一回、村長、県との兼ね合いのところを確認していただければ。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 白馬村としては、定率法に関しても引き続きというところで県には伝えていております。ただ、長野県全体で見たときというところで、長野県のほうの判断として、現在では定額法を採用しているというところですので、そういった現状がありますけれども、白馬村としてはというところというと、太谷議員おっしゃるとおり、引き続き、こちらとしては定率法も視野にというところは伝えていきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 定額制と定率制では算定基準が違うという意味では、県が定額制を導入して、村が定率制を仮に導入すれば、確かにいろいろな複雑な問題が出てくるんですが、例えば、一番最初に市町村の中で定率制を採用した北海道の倶知安町では、その議論を非常に深くされたそうです。それで隣の村長ともお友達だと思いますけど、ニセコ町では、最初は定率制を倶知安町と一緒にやっていこうということでやったんですが、結果的には今定額制を採用するということになっているんですけど、そういうところの議論を私は小さい村だからとか、大きい町だからとかじゃなくて、将来にわたって一番大事なことは、この宿泊税を導入することの根本的な根拠というのは、やっぱり観光財源が不足しているということに対して、税収をたくさん上げなければ、その人たちに対しても恩恵を与えられないという大前提がありますので、ここはもっともっと機会があったら、県ともあるいは国とでもですね、東京都でさえそろそろ変えようという機運が高まってきていますので、そのあたりのことは、さらに県、国とも交渉するなり、少し採用が遅れても、そういう方向でいていただきたいというふうに思っています。

その前に、ちょっと名称が変わったというのは、県のほうも宿泊税に変わったというのは、この前、私、10月の17日でしたかね、松本市の説明会のところに伺わせて、直接知事から言葉を聞きたいと思って伺いして、その時点では知事は、名称の話にちょっと戻っていけないんですが、名称は「観光振興税」でこれを変える気はないという説明を事業者の質問に対して提案していたんですが、「それだと宿泊税にしたらいんじゃないんですか」ということに対して、貴重なご意見をいただきましたんで、再検討したいと思います。それと、パブリックコメントを読んでいった中で、阿部知事はフレキシブルな方ですから、これはやっぱり宿泊税にしたほうがいいのかということによって変わったように思うんですが。

白馬村としては、宿泊税に変えるというよりも、私は「観光みらい税」だとか、村が考えている「みらい基金」ですか。そういったようなものの名称のほうが良いと思うんですが、村長としては、県が「宿泊税」にしたから、私たちも白馬村も「宿泊税」にしようというお考えをされているのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 1点、その「みらい観光税」に関しましては、いわゆる宿泊税に限らず、全ての新たな観光財源に対して、検討委員会のほうから出た名称だというふうに捉えておりますので、その名称に関しては、宿泊税に限って使うということは考えておりませんけれども、あくまで検討委員会のほうが県に準ずるところで、名称に関してもそういった方針を取っておりますので、恐らくその原則に従いますと、答申のほうもそうやって上がってくるのかなというふうには思っております。

私としましては、実際に払う方たちにとって、しっかりとそれが自分たちに恩恵があるというふ

うに捉えていただけるように理解ができる名称、また、徴収する徴収義務者の人たちにとっても、それをきちんと説明できるようになる名称がふさわしいというふうに思っておりますので、検討委員会から上がってくる答申を見て判断をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 宿泊税検討部会で名称も議論いたしました。その際に、いわゆる特別徴収義務者である宿泊施設が説明しやすい、それから、納税される宿泊者の方に理解していただけるということから見ると、やはり県と同じ名称がいいだろうという結果で、今現在は長野県と同じ名称にしております。

今回、県のほうが宿泊税に変更するということになりますと、それに伴いまして、もう一度検討部会でも検討するんですけども、同じ名称になる可能性が高いなというふうに役場では見ております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 説明はよく分かりました。それで、また定率制のお話にちょっと戻っていけないんですが、今年の3月に経済同友会の中に観光再生戦略委員会というものが立ち上がっていて、そこで宿泊税のことについて議論されて、森トラストの伊達美和子社長ですか、その方が委員長になって提言したのがあります。これは、観光振興に向けた財源として宿泊税を法定目的税にするという考え方ですね。これも村長ご存じだと思いますけれども、自立した地域の観光経営の実現に向けてということで、やっぱり地域、地域がしっかりと自分たちのところの観光を守るためには、それなりの財源が必要で、それは自分たちで知恵を絞ってやってほしいけど、私たち経済同友会としては、全国にいる同友会のメンバーたちと協力し合って、国の中で法定目的税にしてやろうという提言をされています。

これは今村長がいろいろ言っていたいろいろな目的がある中で、やっぱり「法定目的税化の意義」というのはとても試されているんですけども、定率制の導入と、それも3%以上の定率の導入ということで、これ強く海外も定率制を導入していることで、日本もそれに負けてはいけないという提言をされているんですが、経済同友会の人たちというのは、いろいろなところに影響を持つ団体ですので、この人たちがやると言ったら間違いなく私はやっていくんだろうと思います。それも2026年の「観光立国推進基本計画」がちょうど第5次が改正されるに当たって、導入をしたいというようなことも提案されているんですが、こういうことを踏まえると、村長、あれでしようか、この時点で例えば定率制なんていうのが、世の中の日本の各市町村のところで議論されてきたら、やっぱり考えることはされますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 定率制に関しましては、これまでも考えてはきております。これは、以前、下

川村長のときにございました検討委員会でも定率制のほうの話が出ておりましたので、ただ、その後意見書という形で出ましたので、再度検討を進めてきているところなんです、先ほど倶知安町の話が出ましたが、倶知安町は県に先んじて独自でやりましたので、定率法が取れました。その後に県が定額をしてきましたので、ニセコ町は本来は定率にしたかった。だけれども、県が定額にしてしまったので、段階定額。今の白馬と全く同じ状況だと思います。ですので、白馬村もし早めに独自で導入ができていれば、恐らく定率法ということではできたと思いますが、十分な検討、皆様からのご意見を頂戴して丁寧な議論を進めてまいりましたので、それによって長野県が導入ということを進めてきましたので、やはりそれを前提にした議論ということで、今段階となっておりますけれども。

先ほど私の答弁の中で、2つのものが混在してしまうと非常に煩雑になってしまうと。ただ、もし今後、長野県がこのまま定額ということそのままホテル旅館組合のほうで定率と言っていますが、県としてはあくまで定額だと言ってきた場合に、再度、白馬村の部会のほうでも、それでも段階以外に、さらに白馬村独自では定率をのせるのかというような形は検討はできるというふうに思っておりますので、その場合には、徴収義務者の皆様が非常に煩雑な計算をする可能性もありますけれども、そうした上でもするというのであれば、それは一つ考え方だと思いますので。あとは、長野県といたしましては、一旦定額にしといて、将来的に様子を見て定率にするといったことも考えられると思いますし、沖縄は今回、県として定率というふうになってきましたので、先ほどから議員おっしゃるとおり、やはり世界的な流れですとか、日本としても世界と戦うということを考えた場合には、今後定率になっていく可能性というのは高いのかなというふうに思っておりますので、白馬村といたしましても、事業者の負担といったところも含めた上で、定率も視野に検討を重ねていく必要があるかなというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 村長、非常にフレキシブルにお考えの部分があつて、私も非常にありがたく思っております。県がそういうことで導入するということになれば、最終的には3年とか5年で見直しということも、県の方もパブリックコメントに対してもそういう考え方をされていますから、いずれにしても一番いい方法で観光客の皆さんにも、それからそこに暮らす住民の皆さんにとっても、この税というものがとても大事で有効に使ってもらって、なおかつ税収を上げていくということを考えて、そういう議論になったら、そのときはすんなりと定額制を導入してもらえればいいと思います。

今、村長のほうからも沖縄のお話が出ましたが、やっぱり沖縄のほうでは定額制を最初、県は提案していたそうなんですけれども、沖縄ツーリズム産業団体協議会というようないわゆる観光事業者のグループの皆さんが、やっぱり税率は定額じゃなくて、定率で3%がいいよというようなことは非常に主張して、当然そこには、先ほど話した経済同友会なんかの沖縄の会員の皆さんが積極

的に関わって、こういう2%の定率制に決まったというようにいきさつがあるようです。それにしても、沖縄の北谷町だとか、これ本部町というんですかね、この2つの町も独自課税として定率制を検討しているということで、当然そういう方向になろうかというふうに思います。

何回も言うようですが、やっぱり2026年を一つの時間切りとして導入していく。それから定率制ということに、非常に世の中のムーブメントが起きるんじゃないかなというふうに思っているんですが。いずれにしても、今回白馬村は、県に準じて、県がやることにに対して同調して協力し合っていて、いけないところは改善していくというようなことで村長もそういうお考えされていると思いますので、ぜひ前向きにやっていただければというふうに思います。

それで、次ですけれども、宿泊税導入の賛否の意見というのは、パブリックコメントの中にも見受けられました。たしか56人の方が意見書を提出して、182項目のいろいろな使途についても、税率についても、その賛否についても答えを出しているんですけど、その中で宿泊税導入ということに対して賛成の方と反対の意見というのがあって、21人の人が賛否を回答しているんですけど、そのうち13人が賛成で、8人の人が宿泊税については反対だというような数字は、意外と私、6割弱ですけども、あったというのは大変うれしく思っています。

というのは、やっぱり自分の考え方だけを、あるいは自分の商売に関することだけで小さくなっているのではなくて、グローバルに考え、グローバルとは言わなくても、広く考えたときに、やっぱり税というのは大事だよなと。これは誰のためにどうやって使ったらみんなが潤う、あるいは理解が得られるかということを考えてのまともな意見だというふうに私は思っています。

村長、この13件の賛成、8件の反対に対してはどのようなお考えを持っていますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） どんな制度もそれぞれ賛成する部分があったりとか、反対する部分があるとは思いますが、殊この宿泊税に関しましては、やはり地域にとっては、先ほど午前中の一般質問でも出てきましたが、様々な課題が発生する中で、地域住民が安心して暮らしていくための地域をつくるために必要な財源というところでいいますと、やはりこういったものがないと地域が存続、持続可能な場所になっていかないので、そうした背景から徴収するということを検討しているものですので、そうしたところのご理解が一定数いただけたことに関してはありがたいと思いますし、また、依然反対があるということに関しましては、もちろん制度としてはまだまだ課題もたくさんある部分ですので、当然に反対のご意見もあるというふうに思いますが、目指すところとしては、先ほど申し上げましたところがやっぱり目的になっていますので、ぜひそうしたところをご理解いただいた上で、どうすればより適正というか、あるべき形として、税としてそれを徴収なり、使っていくことができるかといったところを念頭に考えた上で、また、反対する中でも建設的なご意見をいただけるというふうなふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 賛否の件については、そういうことで村長もご理解いただいてうれしく思います。ちなみに、56人の方が意見書を提出していく中の182件の項目別のものは意見として出された中で、やっぱり多かったのが特別徴収義務者に関するもの、それから税率・税額についても26件、使途に関するものが27件、使途の検討に関するものが18件というふうにあって、その他の意見もあったかと思いますが、こういう中でやっぱり皆さん心配しているのは、税がちゃんと徴収されても、それが十分などに使途として使われているのか。それに対しての見直しがどうだというようなことも含めて、みんな心配しているということで、これだけの意見が出たと思いますので、これを一つ参考にしながら、村の宿泊税の導入、それからその使途についても、また県に準じるとは思いますけど、村独自のものも含めて、なるべくいいものにしていけるようによろしくお願ひしたいと思います。

それで、1.5倍の、いわゆる独自課税をするときしないときで、したほうが1.5倍の税収があるというんだけど、この増える部分というものについては、使途は最初から何か具体的にというふうに決まって、1.5倍増えたらこれは何かに使いたいというような考えはあったんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 1.5倍という言い方をしているのは、長野県のほうで当初出した骨子なんですけれども、300円のうち独自課税を検討しているところに関しては150円をそのまま戻すというか、150円は裁量にお任せしますということなんですが、独自を導入していないところは、100円に関しては交付金として出しますけれども、残りの50円に関しては、重点施策を行なうところというようなところで、その50円に関して、裁量が比較的自由ではないというか、独自課税自治体のほうが50円丸々こちらの裁量によるところになるという意味の1.5倍という言い方ですので、特に使途に関しては先ほどお話ししましたところの内容にはなってきますけれども、明確にしないでいけないのは、県のほうで残りの150円をどういった形で使うのかといったところの独自課税自治体と県でやる事業のすみ分けといったところはしっかりと議論していかなければいけないというふうに思います。残りの県のほうの150円に関しましても、できる限り我々としてはこの地域のために使っていただけるとありがたいというふうに思っておりますので、県としては世界水準の山岳高原観光地を目指す県としての施策という言い方をしていますので、幸い白馬村はまさにそのビジョンにのっとって観光地経営をしておりますので、この地域で広域として行なっている事業には県のほうで徴収したのもも当てはまるのではないかとこのように思っておりますので、しっかりとすみ分けをした中で、この地域にとって必要なことに充てていければいいかなというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） それで、3番目のとこに移りたいんですが、今まで宿泊税を導入することによって、反対というようにおっしゃっていた方たちも、世の中の流れが、コロナ禍を過ぎて世界中

に観光客の皆さんが戻ってきた。それについては、今問題になっている「オーバーツーリズム」というような問題もあるし、観光資源の開発というようにいろいろなお金がかかると。そういうことをだんだん理解してきているというふうに、私もちょっと個人的には肌で感じていますので。ですから、これを先ほどの加藤議員のご質問に対してのあれもありましたけど、やっぱりまだまだそういう人たちはアレルギーを持っている部分もありますので、アレルギーも薬で治るとはいいいまでも、ある程度修復をしたり、考え方をある意味理解をしながら、世の中の流れはこうで、みんなこのお金はこういうふうにするのがベターなんだよという、丁寧な説明というのはまた続けてやっていっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それで、いわゆる登山協力金だとか、それから、その他の負担金のことの検討委員会の話がありましたけれども、登山協力金については、今環境省が中心になっているんでしょうかね、先ほど村長がおっしゃった北アルプストレイルプログラム、こういったものを採用することで、山の登山道を安全に確保したいと。そういうところにそういう国のお金やそういうものを使うだけじゃなくて、一般登山者の方たちからも寄附をいただきながら、みんなでこの自然を守りながら継続して長野県の登山という文化、歴史を継続していくんだということで使いたいというふうに、あるいは、そういうことで寄附あるいは徴収をするというお考えをされていると思うんですが。

この中でちょっと今、登山道だけのことでなくて、今隣の糸魚川市で問題になっている、いわゆる蓮華温泉の辺りのところにニホンジカが出てきて、植生を阻害しているという話がありまして、蓮華温泉からですと、蓮華温泉から上へ上がってくれば、蓮華から白馬岳に通ずる稜線に出ますんで、その辺りに鹿が来たら、これは植生を、天然記念物にもなっている白馬鉱山何とか帯ってありましたね、そういうところに入ってきてしまうと、そういう植物、400種類以上ある高山植物の植生が荒らされたりしたらいけませんので、そういうところにもお金を使えるようなことも検討しながらやっていってもらいたいと思うんですが。糸魚川市から白馬村にそういうことに対してぜひ協力し合って、柵を設けるだとか、そういうことの寄附を募るような協力をしませんかというような提案があった場合には、村長、どのようなお考えをされますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 登山協力金の使徒について、私もまだ明確なものを答申として来ていませんけど、先ほど議員がおっしゃるように、一般的にはやはり登山道の整備といったところになってこよかなというふうに思いますけれども、いわゆる鉱山植物帯の環境保全というところであれば、登山協力金の中にそうした使途が出てくる可能性もありますし、新たな観光財源の中では他にも、現在検討しています宿泊税の中にもそういった環境保全みたいなところと読み取れるような使徒もありますので、どういった使徒に充てるというのは、それぞれの財源ごとですけれども、殊、白馬村単体のものなのか、広域で見るのかということでも出どころが変わってこよかなというふうに思いますので、その辺はまた実際の使徒の答申が上がってきたところで検討したいと思いますが、先

ほどの糸魚川からというご質問ですけど、もし糸魚川からそういった提案があれば、保全の観点から、こちらとしてもできる対応は考えたいというふうに思いますので、何かまた具体的なものが糸魚川から来たら、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ぜひ山を自然を愛する長野県民としては、そういう問題が出てきたときに対応できるようなものをぜひつくっていただきたいと思いますし、私ども一般村民も協力を惜しみませんので、そういう姿勢で白馬村の自然あるいはそういう環境を守ることによってぜひ尽力していただければいいと思いますし、私たちも協力していきたいと思います。

それから、パブリックコメントの中に、私ども6月に提出した特別検討委員会の中でもありましたけど、やっぱり違法な民泊事業者に対して厳しい取締りをしてほしいとか、納税の公平性を保つために、住宅、宿泊事業者等の無許可だとか無届のそういうことを取り締まってほしいとか、あるいはコテージの一棟貸しのときに人数をどうやって把握するんだとかって、いろいろな提案がされていましたが、こういったことも含めて、これは行政としてそういうことは、県のほうも税制度の導入に先立ち、無許可営業の宿泊施設の捕捉及び指導の強化を検討してまいります、あるいは宿泊者名簿の適正な記載を指導しますということで、コテージなんかのあれがあるんですけど、これは村としても、当然、県がこういうことをおっしゃっていますんで、これについても村は真剣に対応するという捉まえ方でよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

長野県は旅館業法の許可権者ですので、旅館業法という側面でそういった取組をやっていただくことを公表いただきました。白馬村も税条例に基づいて税を課すことになりますので、その条例に基づいて、一番は課税の公平性ですね。そういった部分を尊重して、営業実態の把握等を村の権利としてしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。あと10分です。

第7番（太谷修助君） ありがとうございました。それから、最後に入湯税のことについて。先ほど村長のほうから答弁ありましたし、この6日にも温泉協議会のほうから提案がされたと思うんですが、やはり入湯税の4つの項目の用途についての中で一番大切なのは、入湯税でお金を頂いた、そのお金がいろいろなことに使ってもいい、あるいは一般財源化されているということも事実だと思うんです。白馬村はそうではないと思いますが。このことについては、改めて今回、掛谷会長のほうから、協議会の会長のほうから出されたものは、温泉に関しての施設が老朽化したり、故障したりしているから、これに原点に戻ってちゃんと直してくださいねということですので、ここはぜひ私ども村の中にいて6つのいい温泉源があるわけですから、そういったものの再生をする意味で

も、ぜひ前向きに捉えて、これからも集まる入湯税についてはうまく采配をしながら、ほかのところに使っていただかなきゃいけないかと思いますけど、温泉の施設の充実ということもまた真剣にやっていっていただければ大変ありがたいと思います。

それで、ちょっと時間が残りましたが、私いつも早いもんですからあれですけど、そういうことで、宿泊税についてはいろいろな考えがされている、あるいは必要に応じて対応していかなくちゃいけないということは十分分かりましたんで、県とも協力し合って、あるいは他の市町村とも協力し合って、観光事業者の皆さんとも十分話し合った中で進めていっていただければ、決して間違ったものにならないというふうに思っていますし、私たちもそれに従ってやっていきたいと思っていますんで、今後ともよろしくお願いします。

ここで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時57分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番丸山和之議員の一般質問を許します。第1番丸山和之議員。

第1番（丸山和之君） 第1番丸山和之です。昨日の村長の挨拶の中にもございましたが、神城断層地震から10年のシンポジウムが開催されました。「災害の記憶を伝える、つなげる」ということで、大変意味のある、いいシンポジウムだったというふうに思います。

特に小中学生の防災学習の成果の発表には大変感銘を受けました。安心安全な村づくりをする上では、危機管理については重要なテーマでありますし、マンパワーの必要性は真剣に考えなくてはなりません。その中でも地域の防災を担う消防団員は欠かせない存在であります。

そこで、本日は消防団と防災の備えについて質問させていただきます。

白馬村消防団が再編されて20年近くなろうとしています。その間、村内の環境も様々に変化していき、消防団の活動も時代に合わせて変わってきているものと感じるようになりました。

全国に目を向けますと、消防団員の成り手不足は深刻化しており、そんな中、外国籍住民の団員の存在感が高まってきているようです。県内でも、2020年の調査開始から2023年4月時点では、24人が12市町村に在籍しているとのことです。

多文化共生の観点からは歓迎されることではありますが、一方では、消防団の公務員としての地位は、その活動に制限がかかるといった問題が出てきています。

県内で実績のある12市町村では、活動に制限はしてないとしているようですが、公権力の解釈の曖昧な部分については、総務省消防庁としても、本年度中に活動の目安を示す方針となっています。

再編時のときのように、様々な問題が深刻化する前に、白馬村消防団の組織の形について検討する時期ではないかと感じています。

また、政府の方針として、全国の自治体に対して防災備蓄品の導入費用を補助する方向になったと聞きます。

そこで、消防団と防災の備えについて、次のことについてお伺いいたします。

1、白馬村消防団の定員数は250名となっていますが、近年、県内では、消防団員数は減少傾向にあり、定員に占める実人数の割合を示す充足率も低下していて、定員を減らす傾向にあります。白馬村としては、現在の定員を維持していくのか、県内の傾向に合わせて減らしていくお考えなのかをお伺いします。

2、今後、白馬村消防団として、外国籍の消防団員について検討されていくのか、また、女性団員についても同様に検討されていくのか、お考えをお伺いします。

3、安心安全な村づくりを目指していく点では、地域の防災の要となる消防団の活躍は欠かせません。消防団の役割や活動などについて、もっと村民に理解していただく努力が、今の時代は改めて必要になってきていると感じますが、今後、そのような取組の検討についてお伺いします。

4、以前から防災備蓄品については質問があるところですが、政府の方針では、それぞれの自治体で保有する備蓄品の調査と結果を公表するとなっています。そのため、その地域に合った適切な備えの工夫が必要となると考えます。白馬村では事前の備えとして、今後どのような計画をつくっていくのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山和之議員からは、白馬村消防団と防災の備えについて、4項目のご質問を頂きました。

まず、1点目のご質問にお答えする前に、白馬村消防団の定員数について振り返ってみますと、白馬村消防団は、昭和23年、自治体消防として北城村消防団、神城村消防団がそれぞれ定数390名、270名で発足しました。昭和32年2月、北城村と神城村が合併したことに伴い、白馬村消防団として定数は630名となり、幾度かの定数変更を経て、現在に至っています。

本村では、昭和60年に現在の北アルプス広域消防北部分署が設立されるまでは、地域防災の要として、白馬村の消防、防災に関することを一手に担っていました。

それ以降も、火災、災害での出動はもとより、予防消防や地域活動等を通じて地域に関わり合いを持ってきました。中でもポンプ操法・ラッパ吹奏大会においては、大北地区の代表として県大会へ出場するなど、優秀な成績を収めています。

一方で、近年はコロナ禍による活動自粛等の影響もあり、本来の消防活動ができていない状況があります。

令和6年4月1日現在の団員数は、南部分団86名、中部分団98名、北部分団50名、本部

13名、団長以下247名が所属しています。

1点目のご質問の消防団の定員数の考え方についてですが、白馬村消防団の定数は、白馬村消防団条例第3条において、現在は250名と定められています。この数字は、現有の消防機材、公有や地区で管理する機材を運用し得る基本的な人数として算出されています。

先ほど申し上げましたが、現在の団員数は247名で定員を満たしていません。今後の定数は、各地区の人数の状況、保有機材の状況などにより検討していくことになるかと思いますが、昨今の少子化の影響もあり、将来的には定数減の傾向に向かわざるを得ないものと考えられます。

しかしながら、定員数につきましては、正副分団長会議などを通じて、各分団や各地区の考え方をしっかり聞いて実情を把握するとともに、各地区の状況や新入団員の動向を勘案しながら、消防委員会にお諮りするとともに検討してまいりたいと考えています。

次に、2点目の外国籍の消防団員、女性消防団員の検討についてのご質問ですが、白馬村消防団条例では、本村に定住する年齢18年以上45年未満の者であること。また、志操堅固、身体強健であることという規定がされております。村長の推薦により団長が団員を任命することとしており、外国籍、女性を除外する規定はございません。

外国籍であっても、白馬村消防団の活動に共感し、活動いただける方については、一緒になって消防団活動に参加していただければと思います。ただし、外国籍の方については、消防団員が有する公権力が使用できないため、緊急時に消防車を運転する場合の優先通行や、火災現場において関係者以外の出入りを禁止する消防警戒区域の設定など、消防法に定められた一部の活動が制限されることから行動への配慮が必要になります。

女性団員については、過去に在籍していた実績もあり、ラッパ隊や救護班に所属されていた経緯がございます。女性消防団員は、男性消防団員のように消火活動を行なう場合もありますが、主には女性の持つ能力を生かして、住民への防火・防災指導や啓発活動を行ない、火災や災害を未然に防ぐ活動であったり、女性が正しい防火・防災知識を得たり、的確な初期消火技術・応急救護を身につけ、また、その知識や技術を多くの人に指導することによって、地域住民に防火・防災意識を啓蒙する活動などが考えられます。外国籍の方と同じく、消防団活動にご理解を頂いた上で活動に参加していただければ幸いに思います。

次に、3点目の消防団の役割や活動について理解いただく活動が必要ではないかのご質問ですが、それについては私も全く同感です。

消防団は、地域防災、防犯の中心であり、「地域を守る」をまさに体現した組織です。古くは伊勢湾台風、昭和56年豪雪、平成7年度豪雨災害、そしてこの11月22日に10年を迎えた神城断層地震、記憶にも新しい黒豆沢土砂災害など、白馬村は山間の急峻な地形に加え、糸魚川静岡構造線上に位置するなど、常に災害と隣り合わせとなっています。

このような災害状況にあっても、「活動に当たる消防団の法被を見ると安心する」という感想を

漏らされた住民の方もあったというように聞いています。通常時はもちろん、有事を問わず、消防団活動に対して積極的に取り組み、そして真摯に取り組む姿を見せることで、活動に対して理解を得られることと思います。

また、出初め式の分列行進に未就学児に参加していただいたり、毎年小学生を対象にした「少年少女消防フェスティバル」を開催しているように、次代を担う子供たちへの啓発として、楽しく参加できる体験型や視覚的な要素を取り入れた活動にも取り組んでいく必要があると思うところです。

最後に、4点目の防災備蓄品のご質問ですが、備蓄拠点については、白馬村役場に災害備蓄倉庫を1か所、避難所使用が予定されるウイング21へパーティション TENTなどを配備、また災害時に孤立が予想される集落の公民館、集会施設等村内18か所に非常用食材を備えています。

阪神淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震などで避難所等のノウハウが蓄積され、避難所にはどのようなものが必要になるか、どのように運営すべきかなどの知見を得てまいりました。

本年9月に行われた地震総合防災訓練においては、村民参加の中、避難所開設訓練として、多目的ホールに避難所を開設すると想定し、パーティション TENTや簡易ベッドの設置訓練を行ない、実際の避難所の体験をしていただきました。その中で、長野県防災士会から避難所についての講話を頂き、避難所において真に必要なものや、問題を解決する工夫などのお話も頂いたところです。

災害時に必要なものは水と食料はもちろん大切ですが、それだけではなく、トイレ、パーソナルスペースなど必要な物品は多岐にわたります。災害用備蓄には、配置期限等がある物品もあり、定期的に入替えが必要になるものもあります。また予算の関係もございますので、一度に全ての機材などを導入することはできませんが、第3次長野県地震被害想定調査報告書において想定されている避難者数や、各地区の備蓄品の状況等を勘案しながら、備蓄目標量や備蓄場所等の体制を定めた備蓄計画において、公的備蓄の品目やその目標数を算出し、真に必要な備蓄品の充実を図ってまいりたいと考えています。

現在、新年度の予算編成作業を行なっておりますが、令和7年度予算編成方針の重点的・積極的に取り組む事業として、防災・減災の村づくりを上げています。気候変動等により全国各地で災害が激甚化・頻発化している昨今、住民や観光客が安心して暮らし、滞在できるよう、強靱な村づくりと防災・減災のための体制づくりを強化してまいりたいと考えます。

以上、丸山和之議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） それでは、再質問をさせていただきます。

今の答弁ですと、定員は、充足率のことも考えて減らしていく傾向になるというようなお考えというふうに私は捉えましたけど、今は火災の際でも仕事によってはすぐ出動できない方も多いことと思いますし、実際に大規模な有事となれば、団員自ら被害者となりますから、すぐに消防団活動

に移行することはできませんし、共助ということでも、目の前に助けを求めている人がいれば、助けられない団員はいませんので、そういった状況も想定されるということを考えると、危機管理ということであれば、定員はなるべく減らさない方向で努力すべきだというふうに私は考えます。

また、多くの方に消防団に参加していただいて、地域とのつながりや関係を育んでいただくことによって、これからの地域防災につながっていくというふうに私は考えておりますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

消防団への参加を通じて地域とのつながりや関係を育む、まさに私もそのとおりだと思っております。

例えば、消防団に参加することで、防災に対する知識、あるいは技能を習得できます。そういったことが初動の活動を迅速化して被害を最小限に守る、そんな効果も生まれますし、あと消防団の活動、地域の小さなコミュニティーの活動ということで、互いに協力して同じ目標に向かっていく。

または地域の中で若い者から年の上の者、あるいは職場の違う者が一つの団体として活動していく。こういったことで地域コミュニティーの強化ということにもつながってくると思います。

また、そういった消防団、法被を着た消防団員の姿を見た地域の方々も、そういった防災意識の普及、こういったものも高まってくるということを感じております。

また、こういった災害のみならず、常日頃の地域活動の中に、まさしく消防団員というのは溶け込んでいって、地域になくてはならない人材だと思いますので、全く丸山議員おっしゃったとおり「地域とのつながりを育む」、これが地域防災に広がっていくというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） その昔は、「村に帰ってくるイコール消防団入団」というような時代がありましたけど、私のときもそうでありました。今は必ずしもそうでない時代だというふうに感じておりますけれども、横川教育長が教育の理念として、「子供たちはその地域で育てられる環境にあることが望ましい」ということをおっしゃっておられました。私もそのとおりだというふうに思います。なぜならば、私もそういった環境で育った者の1人であるからです。ですから、帰ってきたときは、地域の皆さんに当たり前のようには迎えられるましたし、皆さんも当たり前のようには迎えていただきました。私もそれを自然に感じておりました。

今は、移住された方や区には入区されてないというような方もいたりして、環境は変化していることは事実ではありますが、そのようなことを研究して突き詰めていけば、何か問題解決のヒントがあるように考えますが、その辺はいかがでしょうか、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁します。

確かに私も入った頃は、4月2日ですか、役場から帰ってうちに行くと、玄関に法被が置いてあったと。そういったことで入るのが当たり前。そのさらに昔に行きますと、非常にまだ若い者の数多くて、消防団員になかなかないということで、ぜひうちの子を消防団に入れてくれなんていう時代とあったというふうに聞いております。

確かにその背景には時代ごとの、先ほど議員もおっしゃいましたが、社会構造ですとか価値観、あるいはコミュニティーの希薄化、そういうことはあるかと思うんですけども、やはりそういったことを学んでみたり、昔の状況を振り返ってみて、そういったヒント、あるいはそれに向けたアプローチの仕方、そういったものがおのずと見えてくるかと思います。

昔はどういう社会的背景があったかといいますと、やはり「地区のコミュニティーの一体感」というのがまずあったのかなというふうに思っています。あと防災への認識といいますか、地域で地域を守っていくという必要性がやはりすごく強かったんじゃないのかなと。あるいは社会的ステータス、やはり消防団に入らないと一人前と見られないというような、そんなこともあったのかなと思っております。

現在、それがどういうふうに変わってきたかといいますと、やはり都市化というものです、便利になってきた、あるいはワーク・ライフ・バランス、仕事のほかは、あと家族とゆっくり時間を過ごす、自分の趣味を過ごす、そういった価値観の変化というものがあったのかなというふうに考えています。

ただ先ほど言いましたように、当時と今を振り返ってみて、今さら昔に戻れということはできませんので、過去のよかったところを、どうやって今の時代に生かしていけるかというところを、今の実際の若い消防団員、あるいは幹部の人たちによく聞いて、アプローチの仕方というものを研究し、より多くの方が消防団員に入っていて、なおかつ、その方が消防団員として、あるいは地域の一員として活躍できるような場になっていけばいいのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 人の備え、人材の確保には、これから苦労する時代だというふうに思います。様々な創意工夫が必要となると考えますので、いろいろと検討をしていただきたいというふうに考えます。

それでは、次の外国籍団員と女性団員についてお伺いします。

まず、外国籍団員のほうですが、公権力の行使と国籍については、「外国籍団員は公権力の行使をしない範囲で活動すること等に留意としつつ、地域の実情に応じて適切に対応すること」となっていて、どちらとも取れるような曖昧な形になっています。

今後、消防庁は活動の目安を示す方針であります、どちらにしても、私は制限を設けた形の組

織づくりが必要ではないかというふうに考えます。その理由としては、やはり外国籍の方は、すぐに日本式にはなじめないんじゃないかというふうに考えますし、通訳の活動や避難誘導といった補助的な活動がよいのではないかというふうに考えます。

また、外国籍の方がいざというときの際に、自分が何をしたいかわからないというふうなことになるれば、これは二次災害、二次被害ということにつながってしまいますので、外国籍の団員がいざというときに活動しやすいような補助的な活動を具体的に示す必要があるというふうに考えますが、ご見解をお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

おっしゃいますとおり、外国籍の方につきましては非常勤の公務員ということで、現在は消防法に定められている一部の公権力を行使するものがないということにされております。これ法律です。ですので仕方ありません。

今おっしゃるとおり、外国人の、外国籍の方が各分団等でどういった役割を持って、自分はどういうことをやるんだということが分かりやすいというのが非常に大切かと思います。

一例考えてみますと、例えば白馬村は観光客も含め、外国籍の方が非常に多くいらっしゃる。そういう方に向けた啓発ですとか、例えば各分団でパンフレットみたいなものをつくるときに、それを英訳したりですとか、外国語を使ったコミュニケーション能力、こういうことは非常に有効的な活用方法だと思います。

あと地域に住んでいらっしゃる外国籍の方と消防団、あるいは各自治会を結びつける橋渡し役といますか、そういったことにも非常にメリットがあることではないかなと思っています。

いずれにしても、外国籍の方が消防団に入って活動しやすい環境づくり、そういったことがまず一番大切なのかなというふうに思っております。特に言語の壁ですとか、そういうこともあったり、日本の風習、あるいは消防団独特の風習、儀礼、そういうこともありますので、そういったことも含めて、これ後ほどの女性消防団にも共通するかと思いますけれども、そういった環境には十分配慮していかなければならないのかなというふうに現時点では考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） では次に、女性団員についてお聞きします。

既に大北管内では女性団員が多数おられるわけですが、白馬村としては、これから考えていくという方向なので、進めてほしいというふうに思います。

活動としては、避難場所での対応、または炊き出し活動、火災の出動はしないなどということは考えられますが、基本は女性団員も同様に、外国籍の団員と同様に、礼式などを省いた活動に限定して、年1回の訓練で活動を把握できるような形から進めていくことが望ましいというふうに考えますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 答弁します。

礼式をなくすということは、今まで私も分団長等経験してきましたけれども、あまり頭にはなかったことでしたが、昨今の全国的なそういった消防団の不足、あるいは外国籍の方、女性の方を消防団に入れるというふうに思いますと、それも時代の流れといいますか、一つの施策なのかなというふうに思っております。

特に女性団員を迎えるに当たって、入ること自体が既におっかない、男の集団の中に入っていくというところがありますので、そのハードルをいかにして下げれるのかというところは、やはりそういった儀礼を省く、あるいは訓練を年に1回にして、その1回も女性だけの訓練にするとかいうような形で配慮してハードルを下げたり、あるいは当然お子さんを育てている、これは男性消防団もお子さんを育てなきゃいけません、お子さんと接する時間が長いお母さんたちに入っていたくには、それなりの時間的配慮というようなものも必要になってくるかと思っています。

ただそうは言っても、一つの分団として運営をしていく中では、全体が集まる機会ですとか、みんなで話し合う機会、そういったことも必要になってくると思いますので、うまくそのあたりをミックスさせて、よりよいものがつくっていけるよう、今後、研究をしていかなければならないというふうに思ったところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 専門的な部分や危険を伴う部分は、しっかりと訓練されて、指揮命令系統がしっかりしている消防団が担当し、補助的な部分や後方支援といったところを外国籍団員と女性団員が担当するといった組織づくりをすることで、またそのことによって、それぞれの横のつながりが構築されて、それが将来は地域の防災にもつながっていくというふうに考えますので、ぜひそのようなシステムをつくってほしいということと、これから政府としては、防災庁の設置を検討していますので、そのための対応にもつながると考えますので、早めに検討する必要があるというふうに考えますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 防災庁につきましては準備室ですか、これが先月立ち上がったということで、早ければ令和8年度ですね、防災庁になる。やがて、その防災庁が防災省に格上げになるんじゃないか、そんなようなことが報道されておりました。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、外国籍団員のメリット、女性団員のメリット、そういったところをしっかりと研究し、なおかつ、先ほど言いましたように、一つの団としてまとまりがあって、みんなで協力して、防災に努められる、そんな組織を目指してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 持続可能な村づくりをする上でも重要な部分でもありますので、スピード感を持ってシステムの構築をしていってほしいというふうに思います。

次に、今後の取組について伺います。

神城断層地震から10年のシンポジウムで、防災教育の重要性というものは、皆さんも理解されたというふうに思います。現消防団長の星河団長がおっしゃっていましたが、子供たちに「消防団ってこういうことをしています、こうやってみんなの村、守っています」といったことを、防災教育の一環でやってみたいということを考えているようでした。

私たち議会も模擬議会やりましたけれども、消防学習といったようなことを消防団のほうから提案があればご協力していただきたいし、そういった取組も必要でないかというふうに思いますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 丸山議員から防災教育、特に消防団活動についてのご質問がありましたので、私から答えさせていただきます。

小学校あるいは中学の防災教育の中に、消防団活動がどのようなものかというのは、先生方がやっております。ただし、具体的にどのような活動をしているのか、ほとんどの子供たちは知らないと思いますので、こんな機会がございましたので、団長をはじめ、皆さんからご協力を得る中で、どういう形でできるか、まだ学校と相談をしながら、防災教育の一端で、一助にしていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） ぜひご協力をしていただきたいというふうに思います。3・11のときに、防災教育による子供たちの判断で、多くの住民を巻き込んで避難することができたという話はよく聞かれていることと思います。有事の際は考えている時間はないわけで、すぐに行動できるといった教育や臨機応変な対応ができる力を養うということが必要となります。

子供たちは学習でそういった知識を得ますが、その親や周りの大人たちが興味がない、知識がないでは困りますので、防災意識を持ち、減災力の向上を図るといった取組が必要だというふうに考えます。

村にも防災マニュアルはありますが、ああいった厚いものではなくて、いざというときにまず何をするのか、どういったメンタルでいなければならないかといった、見てすぐに理解できるようなマニュアルや、あるいは勉強会みたいなものが必要というふうに考えますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

確かに現在、村に存在するマニュアルというのは、非常に厚くて、何か議会ですとか、そういうことがないと、なかなか目にしないというのは事実でございます。実際そうではなくて、今おっしゃいますとおり、見てすぐ分かるようなマニュアルといえますか、そういったもの、それ非常に有効的なものだと思います。

例えば以前、村のほうでつくりましたハンドブック的なもの、全戸配布しました。避難想定区域等も入ったもの、これも当時つくったときから、今想定区域等が変わってきておりまして、次期防災計画、地域防災計画を更新のときには更新したいとも思っておりますので、そんな中に含めたり、最近ではSNS、特に若い方を中心によく見られますので、何かあったときにすぐ見える、すぐ行動ができる、そういったものをつくっていくということは有効なことだと思っております。

また、つくることによって期待される効果というのも幾つかございまして、そういった防災意識を高める、何かがあってから見るんじゃなく、常日頃からそういう意識を高めることですか、地域の連携強化、こういったことにもつながっていきますので、検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 先日の挨拶の中にもありましたけど、11月22日を地震防災の日というふうに定めて、防災への備えや地域防災の重要性を改めて考える機会とするというふうにありましたけども、知識も意識も持っていないと、改めて考えるということにはなりませんので、自分事として思えるような啓発の取組というのをしていただきたいというふうに思います。

私も消防団長を経験させていただいた一人ですが、団幹部に入ったときに指導者研修会、指導員研修会でしたか、ちょっと忘れましたが、大北の中で持ち回りだったかもしれませんが、消防学校のほうに泊まりで研修に参加したことがございます。

その研修の中で印象的だったのは、常に最悪の事態を想定しなさい。そうすることによって、想定にとらわれないという思考になって、そのときの最善の行動を判断できるようになるというふうに言われました。

それともう一つ、被害が広がることとして、事前の行動が被害につながる行動をしている。これはわざわざ危険につながる行動をしていって、二次被害を誘導しているということで、その場の感情や責任感だけで行動するのではなくて、そういったときも常に冷静でいなさい、ということだというふうに私は理解しましたが、本当にいい勉強をさせていただきましたし、それが私の団長像というのになったわけですが、こういったものは消防団ということではなくて、一般の方々にも、村民にも当てはまる知識だというふうに考えますので、このような専門的な講師の方による、シンポジウムのときも教授による講演がありましたけども、そういった専門家の講師によるデスクワークなどを11月22日の防災の日でもいいんですけど、そういったものをそういうデスクワー

クというんですか、自分の頭で考えられるようなことを組み入れて、防災意識の向上を図るといったようなこともいいのではないかというふうに考えますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

有事の際の危険行動の回避というような、そういった専門的な研修、これはまさしく大切なことだと思っております。その効果として、今幾つか議員のほうからもありましたけれども、まずそういったパニックを防いだり、あるいは適切な行動を取るというような、冷静な判断力が向上させることができる。あるいは危険行動を減少させることができる。また、それが地域全体の防災力の向上につながる。そういったメリットが考えられるところでございます。

こういった専門的知識を入れた防災訓練といいますのは、地域全体の防災意識と対応力を飛躍的に向上させるというようなことも言われておりますので、専門家のご協力を得ながら、そういった訓練の機会にぜひとも取り入れていきたいと。これ単発で、1年やればいいよということではないので、ほかの訓練等も組み合わせながら、計画的な訓練体系をつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 今は家族との時間を大切にしたいとか、プライベートな時間が多く欲しいといったような時代ではありますが、それは否定するものではありません。

しかし、消防団は「自分たちの地域は自分たちで守る」といった崇高な目的の下で組織されています。団員だけではなくて、そこに暮らす者の意識として持っていただける取組をしてほしいというふうに思います。

消防団のことを伺ったので、聞いておきたいことがあるんですけども、そろそろ南部分団の車両が更新の時期と聞いています。来年度予算には盛り込む予定があるのか、なければ更新の予定はいつ頃なのかをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

南部分団のポンプ車につきましては、平成13年に第3分団のほうに配置されました。ちょうど私、そのとき第3分団の分団長でして、自動車の設計やら細かい位置、とびをつける位置ですとか、みんなで研究したということがあって、非常に思い入れがあるポンプ車であります。

このポンプ車ですけれども、火災ですとか、そういった防災活動はもちろんですけれども、ポンプ操法大会にも非常に酷使をしてきておりまして、今現在、エンジン等はまだ全然平気なんですけれども、やっぱ艤装のポンプのほうが毎年修理に出して、言い方はあれですけど、だまし、だまし使っているよというような声が聞こえております。

村としましては、現在の実施計画の中で、令和7年度に購入ということで計画上は上がっております。何で令和7年度にしたかと言いますと、購入するに当たって緊急防災・減災事業債と、すごく有利な起債がございまして、この終了が令和7年度というふうに言われておりますので、今最終年度の令和7年度ということで計画をしているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 消防団の車両は、団員が安全かつ迅速に活動するためのものですし、時代に合わせた最新の装備もできていくことでしょうし、決して安いものではありませんので、令和7年に更新されるということでありますけれども、ほかの車両もありますので、ぜひ計画的に更新できるように努めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、防災の備えについてお聞きます。

防災備蓄品導入費用を補助するという方針ですが、だからといって、ただ何でも増やせばいいというものではないというふうに思っています。答弁にもありましたように、必要なものを備えていくわけですが、これもまず知識の備えというのは必要ではないかというふうに考えます。

例えば白いビニール袋と懐中電灯で簡単な照明ができるとか、冬季の際はペットボトルにお湯を入れて、タオルで包んで、一時的な湯たんぽになるとか、そういったお金をかけなくても、ふだん家にあるものでできる防災グッズの知識を持つことと、それから各家で最低限用意すべき防災用品の知識があつて、じゃあそれでは村は何を備えるべきなのかということになるというふうに考えます。

白馬村という地域に合った適切な備えをするためにも、各自の防災に対する知識の備えと、村としては冬季の寒い時期の対応や、大勢の方が滞在している時期の対応を想定して、必要な備えを考えるべきだというふうに考えますが、ご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

備蓄品につきましては、以前も増井議員のほうからご質問がございまして、計画的にということでお話をさせていただきました。丸山議員おっしゃるとおり、来年度、国からも地方創生絡みで、そういった消防の災害の備蓄、これは結構大きな備品になるようではございますけれども、そういったものの補助を予定しているということです。実際にまだその辺の要綱というのが伝わってこないもので、どんなものが対象になるかというのは分かりません。

今、我々、地区懇談会に回っておりますと、やはり自分たちの地域は、地区は自分たちで守るんだと、強い意志を持ってご発言される地域の方がおりまして、例えば地区の備品はそろえるので、ぜひがわたの備蓄の倉庫というんですか、簡易的な備蓄庫、こういったものを頂けないかと。

本当に我々に見れば心強く、また頼もしく思っておりますので、ぜひそういった声にはかなえ

たいというふうには思っているところでございますけれども、村全体の備蓄計画、備蓄の配備計画、これを今年1年かけてつくれということで、総務課のほうで今つくっております。

答弁にもありましたけども、一気に全てそろえるということはなかなか難しいので、必要なものの品名あるいは数、どういったところにそれを持っていくか、あるいはそこには備蓄庫が必要なのかどうか。そういったことも全て踏まえた備蓄計画というものをつくって、来年度からそれを着々と進めていきたいと、今の時点ではそういうふうに考えるところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） こういった防災・減災の意識や知識があるかないとでは、これからつくっていく自治基本条例にも関係してくるというふうに考えますので、このような取組は積極的にしていただきたいというふうに思います。

また、危機管理という点では、村外で暮らされている職員もいると思いますが、いざというときの行動には、前もって対応を示しておく必要もありますし、できれば村内で暮らせるような環境を考えていく必要もあると思いますが、これは前回、私の一般質問のときに伺っているので、答弁は求めませんが、防災を重点項目の一つに考えているのであれば、しっかりとした対応をしていただきたいというふうに思います。

では最後に、村長にお伺いします。防災は村づくりの基本中の基本、スタンダードな部分であると思います。土台がしっかりしているところが、安心安全に暮らせる場所になるというふうに考えます。

村長の次の予算編成が一つの区切りになるかと思うので、白馬村も防災の文化が育めるような村づくりを考えていくことも、観光を主にしている村だからこそ、自然豊かな場所だからこそ、目指す必要があると考えますが、最後に村長のご見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私も丸山議員のおっしゃるとおり、全くそのとおりだというふうに思っております。やはり安全が担保されない以上、生活も観光も成り立ちませんので、安心安全な、強靱な村が前提としてあることが何より重要だというふうに考えております。

先ほど答弁の中でも、これまで地域で起こった災害のことをお話しさせていただきましたけれども、加えて昨今、線状降水帯の発生等による豪雨災害というのが非常に頻発化しておりますので、そういったこともあって、今回予算編成の中の重点項目として、防災・減災の村づくりということを入れることにしました。

特に国のほうですと国土強靱化加速化計画というところで、村としてもやはりインフラのようなハード面に関しては、県や国に頼らざるを得ないところもありますので、そうした要望活動は引き続き行なっていくんですが、一方で、先ほど来、答弁等で出ております災害備蓄品の充実ですとか

知識の蓄積、また啓発活動、それから消防団員が活動しやすいためのことに資するような施策に、ぜひ今後財源を充てていきたいという思いで今回、防災・減災の村づくりを柱とさせていただきましたので、予算編成に当たっては、そこを念頭に進めてまいりたいと思っておりますので、おっしゃるとおり、これからもまずそこは一丁目一番地といったことで、様々なご要望等、これまでも頂いておりますが、まずは安心安全が第一だということは変わらずだと思っておりますので、そこをしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 最後、村長にしっかりと締めていただきましたので、以上で私の一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第1番丸山和之議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月11日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日12月11日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

令和6年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和6年12月11日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和6年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和6年12月11日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸 山 和 之	第7番	太 谷 修 助
第2番	増 井 春 美	第8番	津 滝 俊 幸
第3番	横 川 恒 夫	第9番	松 本 喜美人
第4番	切久保 達 也	第10番	加 藤 亮 輔
第5番	加 藤 ソフィー	第11番	丸 山 勇太郎
第6番	尾 川 耕	第12番	太 田 伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副 村 長	吉 田 久 夫
教 育 長	横 川 秀 明	総 務 課 長	田 中 克 俊
税 務 課 長	太 田 雄 介	健康福祉課長	工 藤 弘 美
会計管理者会計室長	太 田 俊 祉	参事兼建設課長	矢 口 俊 樹
観 光 課 長	鈴 木 広 章	農 政 課 長	田 中 洋 介
上下水道課長	廣 瀬 昭 彦	住 民 課 長	堤 則 昭
子育て支援課長	内 山 明 子	生涯学習スポーツ課長	松 澤 宏 和
総務課長補佐兼総務係長	長 澤 肇		

6. 欠席した職員

参事兼教育課長 横 川 辰 彦

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下 川 浩 毅

8. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。先の11月21日に、この場におきまして白馬中学生の模擬議会を執り行ないました。我々議会にとっては初めての企画でございましたが、過去を振り返ると、30年ほど前に白馬村議会で同様のことをやられたというようなことで、丸山村長をはじめ横川教育長、関係される行政の皆さんにご参加をいただきまして、大変ありがとうございました。

その後、一般質問をされた中学生を中心に、学校のほうでは自分たちが考えた「白馬村の条例」というものを今作っております。既に私のところにその起案がまいっております。また、議会運営委員会、全員協議会等を通じて行政の皆様にもそれを見ていただこうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

我々議会としては中学生にですね、未来を担っていくために、この地域の我々の暮らしや行政、議会というものをしっかりと理解していただきたいということが目的で行なわれました。校長先生はじめ父兄の皆様からも、非常によい経験をさせていただいたというふうにおっしゃっておりますので、今後も続けていけたらなというふうに思っておりますので、引き続き関心を持ってご協力をよろしくお願いいたしますというふうに思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。道の駅と道路網整備について質問させていただきます。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、以下松糸道路といいますが、これについて起点に当たる安

曇野市では、（仮）安曇野北インターの場所やルート選定が終わり、実施設計と用地買収の交渉が進んでいます。

また、終点の糸魚川市では糸魚川インターと、山本地区では整備区間とされ決定しました。小滝平岩間は調査区間となり、小谷村では市街地を通過しないバイパスもトンネルと橋梁もその姿を見せ、工事が着々と進んでいる状況です。

さらに、高瀬川右岸道路を通る現道活用ルートの決定や、大町市では、市街化ルート帯は市役所西側を通過するC案に決定し、以北は現道を活用する案となっており、測量調査や住民説明会が開催されています。

一方、白馬村では白馬北工区の工事が行なわれていますが、それ以外はバイパス案も含め、さらなる調査と検討とされており、そのルート帯の全容も、住民からの公聴会も話し合いも行なわれていません。

また、道の駅については駐車場が狭い、規模が小さいなどの課題がある中、コロナ前に場所選定調査を行なわれ、グリーンスポーツ、旧岳の湯のある場所、オリンピック道路と国道148号線の間がよいとされておりました。

財政やその他の優先施設との絡みから、棚上げ状態に現在はなっています。

総合計画策定、これは10か年のものですが、伴い、松糸道路ルート帯やオリンピック道路の拡張、国道406号の改良、夢の北アルプス横断道路など、今こそしっかりと調査、検討を住民も交えて行なうべきだと考えます。

そこで、次のことについて伺います。

1、これらの道路網並びに道の駅の整備について、現時点での行政の基本的な考え方はいかがか。また、住民も交えた公聴会や懇談会の開催の予定はあるか。

2、整備主体は国や県ですが、村から陳情や要望はどのように行なわれているのか。

3、総合計画や都市計画へは具体的に整備内容を掲載すべきと思うが、その見解は。

4、道の駅と言わず道路沿いの公衆トイレは必要不可欠です。充実していく考えはありますか。また、待機所など公の場所での車中泊が多く見受けられます。ごみ処理対策など経費がかさんでいます。新たな税の導入において徴収は考えていますか。

5、道路の路肩や法面の草刈りなど、管理方法はどのようにしていくか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問2日目よりよろしくお願いいたします。また、先ほど津滝議員から中学生議会についてお話がありましたが、行政側としても非常に有意義で貴重な機会をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

それでは、津滝議員からは、道の駅と道路網整備について、5項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の道路網、道の駅整備に関する基本的考え方や、住民を交えた公聴会、懇談会の開催予定のご質問であります。当然のことながら大規模なインフラの整備に当たっては、公聴会など村民から意見を聞くプロセスは必要です。

この中で、現在動いております地域高規格道路松本糸魚川連絡道路に関して申し上げますと、白馬村内での詳細ルートの検討作業にはまだ手をつけられていませんので、県に対してはこの作業を早急に進めていただくよう要望していますが、現段階では大町市で行なわれていますルート決定の作業を優先し、それが終わり次第、白馬村内の検討に着手したいとの回答をいただいております。

いずれにしても、近いうちには白馬村内のルート検討の作業に入ることになりますが、その中で大切なことは、環境や景観への影響度、建設コストなど幾つかの評価指標を示し、想定されるルートごとに客観的な評価を行なった上で、最も優位性の高いルートを選んでいくプロセスであります。

特に客観的な評価については、村民とも情報を共有し、しっかり意見交換を行なった上で、よりよいルート案をお示ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、道の駅の整備についてですが、過去においてPPP／PFI手法の制度を活用した整備等の導入について調査、検討したと聞いておりますが、当時の調査結果から考える道の駅と機能が類似している施設を民間が運営していることに加え、先ほどの地域高規格道路のルート決定が道の駅の場所選定への大きな要素となりますので、現時点での早急な道の駅整備については考えていません。

2点目の、国県への陳情や要望はどのように行なわれているかのご質問であります。松本糸魚川連絡道路のほか、国道148号、国道406号など路線ごとに道路整備を目的とした同盟会が組織されています。

基本的に国県への要望はこれら同盟会を通じて行なっておりまして、沿線市町村が連携して取り組んでおります。

3点目の、総合計画や都市計画に具体的な整備内容を記載すべきのご質問であります。本村では昨年策定しました「白馬村都市計画マスタープラン」において、道路網構想図を掲載し、考え方を示しています。

ただし、これらの計画は県の都市計画ビジョンや県区域のマスタープランと整合を図りながら定めることとされていますことから、県の道路網構想の計画変更や、さらには先ほど申しました地域高規格道路のルート決定作業などに合わせて、本村の都市計画マスタープランや関連計画を修正し、より具体的なものをお示ししていければと考えています。

次に、4点目の公衆トイレを充実していく考えはあるか。また、待避所などでの車中泊に対して新たな税の徴収を考えているかのご質問ですが、最初に観光地における公衆トイレの果たす役割について、その重要性は認識しています。白馬村の公衆トイレについては、数的な充実は考えてい

ませんが、機能的充実は必須であると考えています。

そこで、村の所有するものでは、南からの白馬村の玄関口に当たる国道沿いにある老朽化の著しい佐野坂公衆トイレについては、優先順位の高いものと判断しており、何とか早い時期に改修したいと考えています。

一方、県の所有するものでは、長野市方面からの白馬村の玄関口に当たるサンサンパークの公衆トイレ、同様に糸魚川市方面からの玄関口に当たる通の待避所の公衆トイレの改修については、たびたび県に改修の要望を繰り返しており、早い整備を期待しています。

次に、津滝議員ご指摘のとおり、道の駅のみならずトイレを敷地内に有する待避所等において、自家用車やキャンピングカーによる車中泊が村内で多く見受けられることも事実です。

このような利用者の増加に伴い、特に繁忙期にはトイレ付近の駐車場に長時間駐車している車両があるために、トイレの利用に当たり、障がい者や一時的な利用者が近くに駐車できない状況も考えられることから、その対策として宿泊行為の利用や車中泊に伴い発生するごみ捨てなどをご遠慮いただく旨を記載した看板の設置などの対策は検討してまいりたいと考えています。

また、国土交通省によると、「道の駅は休憩施設であるため、駐車場など公共空間で宿泊目的の利用はご遠慮いただいています。もちろん道の駅はドライバーなど皆さんが交通事故防止のため、24時間無料で利用できる休憩施設であるので、施設で仮眠していただくことは構いません。」という見解であり、車中泊の行為は認めていませんので、いずれも本来の設置の目的に沿った利用をしていただくことをお願いすることとなります。

また、議員ご質問の、これらに伴う新たな税の導入についてですが、令和6年1月に白馬村観光地経営会議における「白馬のみらい観光税」の使途に関する基本方針及び使途審議組織についての提言において、この財源の使途の前提条件として、「観光客が支払う税等であることから、観光客の満足度を最大化させ、観光客による負の影響を最小化させる事業に使うことを前提とします。」という考え方に沿うと、この案件に係る経費について、使途目的として対応することは可能と考えます。

最後に、5点目の道路の路肩や法面の草刈りなどの管理をどのようにしていくかのご質問ですが、現在も直営作業や業者への委託により随時対応しているほか、地域住民の皆さんのご協力もいただきながら、沿線の草刈りや環境美化に取り組んでいます。

ただ、まだ行き届いていない部分があることも感じていますし、各地区の懇談会においても住民の高齢化によりボランティア作業の継続が難しくなっているとの話も聞いています。

基本的にはこれまでの取組を継続しつつ、足りない部分の拡充や地域への支援策について、どのようなことができるのか。令和7年度予算編成作業の中で検討してまいりたいと思います。

以上、津滝議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それでは、再質問をさせていただきますが、今回私は高規格道路のことだけを聞いているわけではなくて、ここにも書いてあるように「道路網」ということで、白馬村を中心に入ってくる道路、また出ていく道路、これらについて伺っているつもりです。

村長の答弁のほうからは、松糸道路のことについて、私が具体的にそのところを書いているがために答弁されたというふうに思っていますが、例えばいわゆる高規格道路に関しては答弁のとおりだと思います。何もやってないし、これからだということ。

でも、オリンピック道路の拡幅だとか、406の改良だとか、これは既にある道路ですし、こういったものについてはどうしているかというようなことは、答弁としてはなかったかなと。

それから、もう一つは、我々と朝日町との間で、これは富山県がいわゆる総合計画の中に、県の総合計画ですけども、その中にこの北アルプスを貫く高規格道路を考えているわけですね。一応3ルートありますけれども。その中で我々議会は朝日町と交流を重ねながら、もうかれこれ20年近くやってるかなというふうに思いますが、ここに横断道路を高規格で通したいというような話もしています。

これについては、既に県同士で話もされていますし、国会でも話が出てきたというようなことも聞いています。

こういったことに対して、村の現時点での見解をお伺いしたかったということでもあります。

あくまでも松糸道路のことを聞いたわけではありません。このことに対して、村長どのようにお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、津滝議員の再質問、今具体的な406号ですとか、あと富山県側との道路という道路整備計画ということでご質問ございましたので、若干その点を含めて説明させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど村長の答弁でもございましたとおり、一応例えば406号であれば、同盟会という組織もございまして、その中には私も行政だけではなくて、沿線市町村の中で道路が通っている地元の地区の皆さんも入っていただいています。

年に一遍総会もあったりあるいは要望活動も行なっておりますけれども、そういったところに地域の皆さん、区長さんなんかも参加をしていただいて、その中で情報共有をしていただいたりというような活動を行なっております。

これ、148号も同じなんですけれども、どちらかというと148号の場合には松糸道路の部分と重複してくる部分もありますので、そこら辺はほかの沿線の市町村とも連携をしながら進めていくという状況でございます。

それから、富山県側との新たなルートの検討であります。これは私も非常に夢のあるルートであるなというふうには思っておりますけれども、正直申し上げてなかなか一町一村だけの議論では話が進んでいかないという現実もございます。

特に起点となるのは、恐らく、例えば長野県側であれば長野市であったり、富山県側であれば富山市だったりという、いわゆる県庁所在地といいますか、核になる市とのやっぱり連携というのが非常に大きなポイントになってくるのかなというふうに思います。

ただ、現段階ではその市まで含めた組織といいますか、体制にはなっておりませんので、今後体制づくりからどういったことができるのかというのは、今後検討していくべきなのかなというふうには思っております。

現段階での状況につきましては、以上でございます。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからも補足で、「道路網」ということですので、全体的な考え方というようなところで、私の考え方を答弁させていただきたいと思いますが、やはりその各道路に関しては、今課長が申したとおりですけれども、全体網として見た場合に、何のためにその道路が必要なのかというところを念頭に、例えば松糸道路でしたら、命をつなぐ道として必要なのかというところというところと昨今非常に災害が多発してますので、重要性が高いというふうにも思いますし、一方でその観光目的というところであれば、これからどういったマーケットの方たちが白馬に訪れるのかといったことを考えた場合に、国内よりもこの時期はインバウンドだとかあった場合には、公共交通を使うことも考えられたりですとか、あとはその道が例えば安全面から拡張する必要があるのか。そういったところも判断基準になってくると思いますし、その辺を勘案する中で、本当に優先順位をつけて、必要なものはどれかといったところを考えていかなくてはいけないと思います。

この朝日町との道に関しても、一方で大糸線存続といったような問題もありますので、総合的に勘案する中で、あくまでこれに関しては基本的には我々の立場としては「要望」という形になりますので、県等のお金や国のお金でやっていただける分にはありがたいというところはありますけれども、そうした上でも何のためにそれが必要なのかというところを精査する中で、要望活動を続けていきたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 全体の今話をお伺いしたんですけれども、隣の大町市では、今非常にこの高規格道路に関して、市民の中で賛成反対の運動が起きています。もっと言えば、そのときの一つの理由が、「何で白馬村のためにこんな道路を造らなきゃいけないんだ」という反対者側の話があります。安曇野市でも同様の話があったように私は聞いています。

つまり、高規格道路っていうのは、いわゆるこの白馬まで入ってくる、ある意味、「白馬まで入ってくるための道路」という位置づけが、非常に県も国も含めて大きいんじゃないかなというふうに思います。

一方、糸魚川から来るのもやはり同じような状況なわけですね。この白馬。でも、この白馬村のこの真ん中の部分だけは、県のつくっている予定道路っていうんですか。絵が描いてある、ポン

ち絵みたいなのが描いてある。どっかこの辺にあった。これですかね。よく見る、県のホームページとかに行くとよく見る。この中のいわゆる白馬村のところだけがいわゆる空白、ほかは148号線の道路を拡幅したり、バイパスを造ったりしているんですけど、白馬だけが何も無い。まだ何も決まっていないという状況なんですね。

何かこれっていうのはやっぱり非常に、私非常に、道路っていうのは、1回僕も聞いたことがあるんですけど、道路ってどうやって考えるんですかって言ったら、起点と終点があるから、やっぱりちゃんとそこでどういうふうにしていくかっていうのをやるということ。通るところは今言うように、それぞれの市町村を通ってくるってことなんですけど、真ん中のところだけ何もやってないっていうのは、これはちょっといかがなものかなっていうふうに思うんですね。

実はこれが1年2年の話じゃないですよ。高規格道路というふうに言われて論じてずっと来なかったわけですよ。いや、これじゃあやっぱりちょっと周りの市町村に対して申し訳ないでしょうと。

もっと言えば、隣の大町市なんかは、これから家もつぶされ、土地も、こういう言い方はよくないかもしれないですけど、立ち退きをされて、窃取されるとは言わないですけども、買い上げられるわけですよ。

そういうことがもう既に始まっているのに、例えば白馬村の中で言えば、通なんかもう既に家は何軒かもうなくなっちゃって、通っていう、下のほうの西通の集落はもうなくなっちゃいましたよね。そういうことが実際に起きていくわけなので、やっぱりちゃんと議論していかなくちゃいけないんじゃないかなっていうのは、私の考え方なんですね。

ルート帯にしてみても、どこを通るか、細かいこの線ではなくて、このあたりをということでは議論していかなくちゃいけないし、さっき私が申し上げましたけども、いわゆる調査、検討するっていうことになっているんですよ。調査、検討って、今まで何やってきたんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

松糸道路の話、ご質問だと思いますので、松糸道路に関してお答えをさせていただきたいと思いますが、具体的調査、研究という、検討というのは、今のところやってきておりません。

先ほど村長も答弁で申し上げましたとおり、まず調査、検討していく上では、その前提となるいわゆる評価項目というのがあります。例えばこのルートを通ればこういった影響がある。建設コストなんかはこの程度かかる。それをある程度算定をして、住民の皆さん、村民の皆さんにも示した上で検討していかないと、ただ机上の空論になってしまう可能性もあるわけです。

我々は、それを早く進められるように、ぜひ県のほうにその検討できる材料を示していただけるように作業を進めていただきたいという要望は重ねて行なってきております。

ただ、県の回答としましては、今まさに津滝議員おっしゃったとおり、大町市のまだルート決定

の作業の最中でありまして、それがなかなか決まってきてない中では、まだちょっと白馬村のほうの作業には入れないという回答もいただいております。

私どもも要望するところは要望していきながら、ある程度この中で、どういったことが今後想定されるのかということに関しては、ある程度イメージをしながら、また進めていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、現状としてはそういう段階で動いていると、ご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 矢口課長が全てじゃないと私は思っているのですが、要するに行政としてどうだったのかということなんです。だから、今の建設課の皆さんがやってる、やってないとかっていう話じゃなくて、やっぱりこの、ある意味このポンチ絵が出てルート帯というふうに言われたときに、白馬村独自でこのあたりを道路として使うのではなからうとか、さっきちょっとイメージという話もありましたけど、村としてはこういうような計画の中に落とし込みをして、このあたりを通したらどうなのかなというシミュレーション、それは机上の空論でも私はいいと思っているんです。ぐらいはやっぱりするべきじゃないですか。

そして、もしそこところに、この間神城断層のこともいろいろありましたけども、どんな断層帯があるのか。安全にその道路が通ることができるのか。コスト的にどうなのか。冬の除雪だとか、さっき言った草刈りの話もあります、管理の問題も。

そういうようなことを鑑みながら、どうなのかというようなことは、行政としては考えておくべきじゃないでしょうか。

ましてや隣の大町市では、もう既にドローンを飛ばしながら、これあれがやってるんですよ。国がやってることなんですけど。建設事務所がやってることなんですけども。ドローン飛ばしながらやっていて、俺んところの上空を飛ばしてほしくないっていう反対の署名も出てたりするわけですよ。

だから、行政としてやるべきことを、やっぱりちゃんとそれに備えておくってことが私は大事だと思うんですけど、どうでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 実際に、長野県のほうからいよいよそういう話が来た場合には、そのときまでには、ある程度こちらとしても必要な準備を整えていく必要はあるというふうに思っておりますし、今津滝議員おっしゃるようないわゆる庁内的な準備ですとか、そういったところは進めていく必要があるということは、我々も理解をして、いざそういうふうになったときに間に合わないということがないようには動いていくつもりであります。

また、先ほど近隣市村では話が進んでいるのに、白馬村だけまだというところがありますけれど

も、あくまで県の動きがあることが前提になりますので、そこは県の動き次第というところであり
ますけれども、その白馬のための道と思うかどうかはちょっとそれぞれだと思いますが、私は白馬
村の村長ですので、白馬村のために一番メリットがあることを選ぶのが自分の責任だと思いますの
で、一番我々が得するような方法を取りたいというふうに考えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうだと思います。だから、やっぱりシミュレーションしたほうがいいんで
すよ。何ルートあってもいいじゃないですか。それこそ空想でも私はいいと思うんですよ。今の現
道を通ってくるんだったら、148号線の拡幅だったら、今の現道を拡充することができるのか。
もっと言えば佐野坂から除雪が大変だからって言って、お金しっかりかけてトンネルでずっと抜い
てきちゃって、村の中を通さずに、通まで抜けちゃうとか。もっと言えば、大町のほうからこんな
道通さずに、東側のほうの山の中を橋梁でずっとつなぎながら通して、観光に非常に役立つような
道にするとか、そういったことを考えてほしいなと私は思うんですよ。

そのときに試掘でもいいじゃないですか。ボーリングで、ここのところ本当に安全なのか。この
山を例えばいじったときに土砂崩れが起きるか起きないか、そのぐらいのことは検討しても、村で
検討してもいいじゃないですか。

県のことを待ってても、いつまでたっても私は前に進まない。村としての考え方をたすべきだ
と思ってるんですよ。どうです村長。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ちょっと繰り返になってしまうかもしれませんが、村としてこの方法
が一番、我々として考えるいいものであろうということは遅れを取らずに準備をしていくつもりで
おります。

ただ、実際にいよいよと話になった場合には、先ほどの答弁のとおり、住民との意見交換の場を
丁寧に行っていかなくてははいけませんので、そういったものに遅れを取らないようには準備を進め
ていきたいと思いますし、その際に今津滝議員が言うような各種調査が必要になるということであ
れば、事前調査というのももちろん必要になってきますので、そのタイミングまでにはそういった
ものも可能な限りできるように進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） これは我々議員、村長も入っているのかな。松糸道路の総会の、推進議員連
盟の総会の資料の一番表紙のところに入っているやつですね。議員の皆さん多分全員御覧になられ
ていたと思います。こういうものです。

これ、どこの絵なのかというと、これはちょうど今の安曇野市のいわゆる焼却場がある場所、こ
っちから行くと高瀬川右岸道路を通過して、穂高町、ワサビ田の横を通過していく場所になります。そ

このところに、もう既に県のほうでは航空写真をこのところに撮って、自分たちの仮想図としてこんな形で線を入れて、ここに橋を何本か架けて、高瀬川の右岸道路に接続しますよ。

その手前にはパーキングかスマートインターチェンジなのか分かりませんが、そういったようなものまでちょっと見えるということで、やるかやらないかそれは分かりません。

でもやっぱり、こういうようなものが、私はもうあってもいいんじゃないかなと思ってるんです。多分ここまで行くのに工事期間は相当かかると思いますし、大町市なんかでもオープンハウスというのがもうできていて、それでその場所に盛土約25メートル幅で、高さ大体6メートルから7メートルくらい。想像するには白馬村で言えば飯森の盛土の道路がありますけど、バイパスにしているところです。あのぐらいのものがずっと大町市の市内の中を通るといふふうに言われています。

なので、それに合わせた写真なんかオープンハウスなんかに行くと見られるようになったりかしています。

ちなみに、建設課長や村長、オープンハウスに行かれたことはありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） オープンハウスは、まだ行ったことはございませんけれども、これまで市役所のほうで何度か住民向けのパネル展示ですとか何度もやってきています。それは何回か見させていただいております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 行ってないということなんで、どっかで機会をつくって行ってください。

隣の大町市のことで、ここから20分程度でもって、今というようなものが見られますから、ぜひほかの課長さんも議員さんも、もし機会があるんだったら行ってみたいなど。そうするとどんなものができて、どのような形になるのかっていうのが、今よりもさらに想像がつくのかなというふうに思います。

市民の皆さんは、そういうものを見て初めてこれは大変だというような今ことになっているわけです。

この間の大糸タイムスにも載ってましたが、約5,000人の方の反対があったと、署名がついてきたと。大町市とそれから建設事務所のほうにそのものが出されたというような話になっています。

このときに一番問題になっているのは何かということなんですけど、今回私も提案させていたんですが、やっぱり事業主体を県に任せるだけでなく、市民の声を聞いてほしいと。やっぱり公聴会なり説明会なりをしっかりと開いて、住民の理解を得ないと道はできてこないのかなというふうに思います。

これは、松糸道路に限った話ではなくて、過去を振り返ればそういった話が幾つも出てきます。例えばオリンピック道路。オリンピック道路のときも、県の職員もそうでしょうけど、一番大変だったのは村の職員です。この道を造るために皆さん相当夜中も含めて駆けずり回って、何とか土地を提出してほしいというような努力をされてました。

やっぱり地域と一番関わりのあるのは、村の職員であるわけです。県の職員ではないです。ですから、やっぱり最後は誰がいろいろなことをやらなきゃいけないのか。県は事業主体、国は事業主体になるかもしれないけども、やっぱり村なわけですよ。

もう本当精神まで病んじゃった人たちも何人もいるわけですよ、役場の職員でも。

だから、そういうことも含めて今から来る、いつになるかそれは分かりませんがやっぱり住民説明会と、それから公聴会、それから職員の皆さんにもこういうことだということを理解してもらうために、調査、研究というのはちゃんとやっていただきたいなと思うし、そういった機会をつくってほしいなというふうに思います。

本来来年度からそういったこと始めませんか。どうですか村長。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 実際にルートが決まるようなタイミングが来るときには、今津滝議員おっしゃるとおり、村民の意見をしっかり聞くことが必要ですし、県職員任せでなくて、村もそこに関しては主導的に住民との公聴、また意見交換の場を積極的に設けることは当然に必要なというふうに考えております。

それが来年度かどうかというところですが、これに関してはちょっと繰り返しになるんですが、県の動きというところもありますし、白馬村にとっては現在の状況というのは両方から造ってきてもらえば、先ほど津滝議員おっしゃったように、比較的得な状況ではありますので、こういった状況を続けていくということも一つ選択肢にはありますので、中のことを整備することを促進するのか。ここに集まるための道を早く造っていただきたいということを要望するのかといったところは、少しく視点の問題かもしれませんが、いずれにしても白馬村にとって一番いい形になることが理想だというふうに思いますので、ちょっと明確な答弁にならなくて申し訳ないんですが、そのタイミングが来たときには、当然に住民の意見を聴取しますし、それがちょっと来年度という言い方は現段階ではできませんが、遅れをとらないようにしっかりとやっていきたいということは繰り返しで述べさせていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そこあたりは、スピード感を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

先ほど村長のほうから、この道路の必要性という話がありました。観光とか安全にとかいう言葉、それからよく出てくる言葉なんですが、「命を守る」とかという話がありますが、私は命を守ると

いうのはうそだと思っています。道路を造るときに命なんか守ることなんかできないですよ。なぜか。一番分かりやすいのは今年の1月1日に起きた能登半島地震です。能登の先端まで高速道路行ってるんですよね。全然使えなかったじゃないですか。それで何で命が守れるんですか。

このときに関連死も含めて約450人程度の方がもう亡くなっています。ちなみに全壊は6,000戸以上ですけど、いまだに手つかずのような状態です。

もし命を守るとするんだったら、大町市あたりに今の大町病院をもっと拡充した総合病院を造っていただいたほうが、コスト的に絶対安いですよ。

大町市通るだけでもって300億もお金かかるんですよ。300億の病院あったら相当いいものできますよ。だから、何かそういうもう命を守るなんてなんか、ちょっと変なスローガンもうやめませんか。

そして、もっと分かりやすいのは、白馬の観光を上げるというふうに言ったほうが私はいいんじゃないかなと思っています。これでもって経済は大町市にまで既にもう波及しつつあります。大町市の地価も上がっていますし、商業もすごく今活況を、要するに白馬でもう営業できない。昨日同僚議員も同じようなこと言ってましたけども、白馬で営業できないので大町市のほうへもう動いている。

そういう白馬を中心に広がっていけば、小谷村だってそうですよ。インバウンド需要によってそういうものが増えていくと。

そしたら、インバウンドによって何で道路が必要なのかというようなことがやっぱり具体的に現れてくると。例えば飛行場と近くするためにするとか、例えばバスをしっかりと受け入れられるようなところ。

ちょうどこの白馬っていうのは、糸魚川と安曇野市から来て中間点ぐらいに当たるので、ここにはおのずといわゆるサービスエリア、パーキングエリアっていうのででき上がります。

このことを、太田村長のときには、道の駅というふうな言い方をしていたわけですけども、そういうことも併せて、総合的な計画を作っていかないと、それある程度イメージでいいと思うんですよ。それが私は総合計画だと思ってるんですよ。そういう中に今言うようなイメージを作って入れていくことは考えませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

総合計画に具体的なその名称を入れるかどうかというところは、また考える部分あると思いますけども、総合計画の主たる、村民がこの地でどういう目標に向かっていくのかという点においては、道路網整備というのも非常に大きな柱となりますので、それに横展開をするような観光であるとか生活交通であるとか、そこら辺の盛り込み方は当然のことながら考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 話が戻ったりなんかしますけども、やっぱり無計画無秩序なやり方ってのは、やっぱりよくない。一番いい例がオリンピックのときなんですけど、もうお尻が決まってるもんですから、それに合わせて何が何でもやらなきゃいけないという感じで、いろんな施設を造ったり道路も同じような形で引っ張ってきたりなんか。

本来やらなきゃいけない、こういうことが後になって大変なことに今なってるわけですけども、例えば美麻トンネルから抜けて、堀之内までの区間が拡幅がされずに、ずっと残って、まだ終わってないですね。

だから、そういうようにやっぱり計画をしたこと、計画しとくと、ちゃんとやっぱりそれはその中に入れられることができるというふうに私は思っていますので、今からそういう準備をしていたきたいなと思います。

この中で、また特に大事なことがあるんですけども、工事の期間です。これが観光というところに大きく障らないか。それから冬期間は白馬村は非常に工事ができにくいです。それから農業のこともありますよね。それから、高規格道路は国道を拡幅するということになりますので、取付け道路だとかアンダーパスだとか、いわゆるインターチェンジ的なものも造らなきゃいけない。橋梁、水路、そういうような道路を造るために関わってくる全てのものが、やっぱりいろんな形で何とか直していかなきゃいけない。

だから、そういうことをやっぱり考えていくと、最終的にはお金という話も出てくるんです。白馬村は、この間の中学生の話じゃないですけども、お金は何でないんですかと。無秩序にやっぱり計画もせずに、どんどんそういうことをやっちゃったと。これから白馬村がやらなきゃいけない計画の中には、大きな財政負担があるのは子育て支援、図書館、八方池山荘、小学校の統合、白馬高校の寮、小谷村と一緒にやる直接投入施設、し尿のです。一番お金がかかるのは上下水道ですよ。こういうようなお金がかかるものがあって、さらに高規格道路に伴う工事負担というのが出てくると。工期もあります。

こういう話をする、本当にできるのかという話になるんですけど、財政的なところから、今度は違う切り口から見ていくんですけど、どうですか、そこらあたりは。道の駅はいいですよ、やらなくても。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 前提となるルートが決まらなないと、その総事業費も分からないんで、相場的なお話にはなるとは思いますけども、地域高規格道路というその道路構造からすると、自動車のいわゆる専用道路に近いということになりますので、恐らく補助率とか、ちょっとどの程度の内容のいわゆる財源措置があるのかという部分は分かりませんが、そこら辺については、国や県に支援

が少なくなるような形でお願いせざるを得ないというのが財政状況かと思います。

ただ、先ほど議員がおっしゃいました喫緊に抱えている施設整備につきましては、もちろん先を見越した中での財政計画を立てておりますので、恐らく今の財政計画を立てている先となりますから、ちょっとそこまでのシミュレーションというのはできてはおりませんけども、直近にかかるような10年近くについてはシミュレーションして行なっておりますので、同様にかかる市町村負担が、いわゆる村の負担が出てきたときにはどういう形で対応するのかという部分については、しっかりと精査をしなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 村にやっぱりそういうものが来るとなると、村で財政負担しなきゃいけないものは、当然、出てくるということで、やっぱりそういったことも含めて、今からやっぱり準備していかなきゃいけないことというのは、もう相当たくさんあるんじゃないのかなというふうに私は思っています。

そのときに、先ほど言ったように、「住民の合意形成」というのがどうしても必要になりますし、住民が反対しているところに国や県は道は通しては絶対くれませんよね。国の事業なんか絶対来ませんよ。ですので、ぜひ、今からしっかりと準備を整えていただいて対応していただきたいなど。

私は農業をやっている一人として申し上げたいんですけども、25メートル幅の高さ6メートルも7メートルもある盛土の自動車専用道路を神城地区のだ真ん中に通すことは反対です。あれだけの農地しかありませんから。そんなところに通して、逆に言うと何の意味があるんだという話になります。「地域の分断」というようなことも大町市では言われていますが、全くもってそうなるんじゃないのかなというふうに思っています。

それだったら、それこそトンネルを掘って、除雪、ランニングコストの安いトンネルのほうが私はいいいのかなと。そうすると、五竜とか47とか八方尾根、岩岳、そういったところも接続することもある程度可能になるのかなと。そんなふうに私なりにイメージしているところです。

道路はそれだけじゃなくて、やっぱり先ほど申し上げましたオリンピック道路の拡幅が終わっていませんし、406については、これも住民も含めたそういう協議会というか連盟をつくって、いろいろ陳情もしておりますし、私もそのときの担当で、一緒に近隣市町村の皆さんと国や県へお願いをしたという経緯もあります。

ただ、やっぱりこういったことを知っている人というのは実は少ないですよ。なので、行政側のほうで上手にそういったことも、ただ単に分かっているよというだけではなくて、こういうことをやっていますよということは、情報として広報紙等も含めて流していただいたらいいのかなというふうに思っています。

それから、トイレのことなんですけど、早速、佐野坂のことは考えていただけるみたいなことを

聞いておりますし、サンサンパークも同様かというふうに思います。

それから、路肩、法面に関しての草刈りなんですけども、これも以前に、私、全員協議会等で申し上げましたけども、もうボランティアに任せるとするのはやめましょう、考え方は。やっぱり業者をちゃんと選定して、公共事業として、例えば、飯森地区なんかもやっていただいたほうがいいと思います。

村の部分に関して、この間も、道路が一旦通行止めになったらしいんですけど、スノーハーブの入り口から佐野坂の間で倒木があって、私はその前に1回通っているんですよ、あそこの場所。これはもう倒れるなと思っていたら、案の定やっぱり次の雪で倒れて、倒木されて通行止めになりました。もうこれも最初からもうなりそうだなと思えば、切っちゃえばいいんですよ。これも、たしか矢口課長に、ここの道路のこの木をお願いして切ってもらったら、融雪剤をまかずに、除雪もなくて結構きれいに解けるんじゃないのという話をした経緯があります。どうでしょう、そんなことを考えてみませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 一つ、ご提案ということでは承りたいと思います。木を一つ切るにしても、当然、地権者の了解を得ていかなければいけない部分もありますし、今回、確かに突発的な降雪もあったということで、各所で倒木がありました。佐野坂だけではありませんでした。ですから、それを村内全部網羅してできるかという、正直言ってなかなか難しいところもありますので、可能性としては、ある程度できる範囲というものをピックアップし、また、それに伴う予算づけの検討もしていかなければいけませんけれども、さっき議員からの一つ提案ということで、承らせていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ですので、新年度の予算に向けて計画的に、今言う倒木なんかは、もう近々にやらなきゃいけないことですし、この場所を切っておけば、少なくとも、頭だけ落とせば10年程度くらいはいけるかなと私は思っているんで、計画的に、そういうような場所は何か所があるので、そういう場所を計画的に切らせていただいて、補償料を出して、道路を維持していくということは必要なのかなと。

それから、国や県に対して、法面のやっぱり路肩の管理をしっかりとやっていただきたいということを、村長のほうからもぜひ口添えをいただければなというふうに思います。

道がきれいだと観光地は際立ちます。道が汚いと、もう本当に駄目です。今回、質問しようと思って観光課長にもちょっとお話ししたんですけど、白馬村に入ってくる一番多い交通手段は、鉄道ではなくて車です。道路だと思います。正確な数を把握していないということなので、DMOでちゃんと今度調べてくださいな。そういうことを数値化するということが大事なことなんで。

だから、道路がやっぱりきれいなところには、やっぱりリゾートに来たなと思いますよ。これが

もうずっと、もう車より高い草ばかりのところをずっと通ってきても、全然リゾートに来たというイメージは湧かないですね。やっぱりきれいにしましょうよ。それはやっぱり誰がやるかといったら、もう民間じゃ無理です。もう公共事業として、計画的にやっていくというようなことを考えていっていただくことをお願いして、私の一般質問は終了といたします。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時01分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番尾川耕議員の一般質問を許します。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） 第6番尾川耕です。よろしくお願いします。

4年前に選挙に受かって、この場に立つようになりました。毎年3月は大体一般質問をやっているのですが、もしかするとこれが最後になるかもしれません。

来年の3月も入れて、16回中に12回のゼロカーボンの話をしております。しつこいようでいろいろなんですけども、いろいろちょっと調べてみると、この4年間で何が実現できたのかと。やっぱりできたこととできなかったことはたくさんありました。EVの充電であるとか、いろいろそういうのも進めてきましたけれども、トータル的には大きくなかなか変化していないんじゃないかなと思っています。

それでは、ゼロカーボンロードマップの関連の質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

村は、11月に行なわれた白馬村文化祭で、このロードマップの宣伝ブースを設け、11月26日には生物多様性の回復を目標の一つに掲げたことを背景に、地域住民参加型の生物多様性の回復に向けた取組を行なう「はくばいきものラボ」を立ち上げ、第1回目として、姫川源流域のくらしといきものの対談イベントを開催いたしました。

さらに、10月末には、ドイツとニセコ在住のジャーナリストであるニセコ町の脱炭素を目指したまちづくりに参画している株式会社ニセコまち取締役の村上敦さんを講師に迎えた役場職員の研修会も行なわれていました。少しずつ、でも、確実にゼロカーボンに向け歩みを始め、うれしく思っております。

2030年に二酸化炭素排出量を60%削減——2016年比ですけども——に向け、さらに具体的、加速的に対策事業を推進してほしいと考え、6月定例会の一般質問に引き続き、このテーマを取り上げております。

1つ目、公共施設の電気・ガス・灯油・重油・ガソリン・軽油等の使用量の一覧表を毎月毎年の変化が分かるように、ホームページなどで公開しないか、という6月の一般質問をしました。それ

の回答は、見える化というのが非常にその目標を達成するにも大切なことでありますので、また、庁内の会議等でそのあたりは検討したいと答えられました。その結果を伺います。

2、取組推進に必要な様々な関係者との連携体制はという質問に対して、まだ下段階との回答がありました。既に6か月がたちましたが、進展がありましたか。具体的になったところがあれば、それについて伺います。

3、総務課の今年度の目標で、「白馬村ゼロカーボンビジョンの推進」として、「ロードマップに上げた取組を戦略的かつ着実に推進します。また、来年度、令和7年度予算編成に当たっては、行政が取り組む脱炭素の取組の施策体系を示します」とあるが、施策体系とはどういう内容なのか。また、令和7年度の予算措置はいかがでしょうか。

4番目、現在、建設計画中の八方池山荘、子育て支援ルーム、近い将来建て替えられると思われる二股浄水場の事務所部分など、新しく造る、または改修する公共施設のゼロカーボン（ZEB・ZEH化）の対応はいかがでしょうか。

5番目、ニセコ町で策定中の「ニセコ町気候変動対策条例」というものがありますが、その中に、新築建物のエネルギー性能・環境負荷低減の検討及びその結果の提出を求めるような条例をつくりかけています。そのような条例を白馬でもつくることは考えていただけるか。

次に、6番目、最後です。白馬村内や周辺エリアでは、脱炭素に向けた実質的に取り組むプレイヤーが不足していると感じております。この場合のプレイヤーとは、例えば、断熱改修や高断熱・高気密の建物建設を積極的に進める工務店、太陽光発電を普及させたい電気屋、専門事業者、雪国なので、なかなかこのような業者はないんですけども、そういう業者です。そういうプレイヤーが不足していると思われます。

村内の建築系事業者に参加し、推進役に務めてもらいたいのだが、宿泊施設等の建設ラッシュに追われ、それどころではないように見受けられます。工務店、電気屋、ソーラー発電等の施工業者、融資を行なう銀行やエコやまちづくりの研究者（大学）など、実質的に行動できる仲間を集め、松本平ゼロカーボン・コンソーシアムや、那須塩原市ゼロカーボン・コンソーシアム——これは、今、構築中なんですけども——などのような組織をつくる予定はあるか伺います。よろしく願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 尾川議員からは、ゼロカーボンロードマップについて6項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の、公共施設の電気、ガス、灯油等の使用量の公表についてですが、ゼロカーボンロードマップの取組における行政の取組状況やその結果については、事業実施ごとに行政公式ホームページなどの発信媒体で随時報告しています。また、年度ごとには、主要な施策の成果説明書により事業実績を公表しているところです。

ご質問の公共施設の電気等の使用量の推移については、現時点ではその公表を行なっていませんが、今年度実施する村内における温室効果ガス排出量測定業務の中で公共施設の排出量測定を実施予定ですので、その事業の結果報告としての公表を予定しています。

次に、2点目の関係者との連携体制の進展についてですが、村では、本年5月に白馬村ゼロカーボンロードマップを公表し、2030年までのアクションプランを明示しました。令和6年度当初から、基本的に実質ゼロ予算の中で、アクションプランに掲げた取組で実装できることへの着手、次年度の施策実現に向けた補助事業等各種の情報収集、課題解決を共創するパートナー探し等に取り組んでいるところであり、連携体制については、まだお示しできる状況ではありませんが、新年度に向けて整いつつあります。

また、先の9月定例会補正予算で承認いただいた村内の温室効果ガス排出量測定等支援委託業務では、村内事業者の経営状況と住民生活の実態に基づくエネルギー使用量調査を通じて、現時点の村内全体の温室効果ガス基準排出量を初めて算定するとともに、排出源を特定することで、優先すべき削減の取組の方向づけを行ないます。

あわせて、国の環境施策補助事業の活用にあたっては、この排出量基準値の把握は必要不可欠条件となるため、今後、行政が取り組む施策導入を図る上でも重要な位置づけとなります。

現在は、次年度の予算要求に向けて、実施事業の取捨選択と活用できる補助事業の情報収集等を進めている段階であり、次年度から計画的な事業実装につなげていければと考えています。

次に、3点目の脱炭素の取組の施策体系の内容と令和7年度予算措置のご質問ですが、施策体系とは、ゼロカーボンロードマップに掲げたそれぞれの取組内容に対し、令和7年度に予定する全庁の実施事業や施策が、ロードマップの取組分野や項目のどこと連動しているのかを体系図として示すことを想定しているものです。

なお、令和7年度予算編成にあたっては、11月28日付で令和7年度当初予算編成方針を示しており、その中で、気候変動・環境対策を重点的かつ積極的に取り組むべき事業とし、全庁的に展開していくことのひとつとして掲げています。

また、村内事業者の多くが観光に携わっている現状を鑑みますと、次期観光地経営計画の策定に当たり、脱炭素や環境への配慮といった視点をより盛り込む必要があると考えており、日本版持続可能な観光ガイドラインでも示されている「サステナビリティ・コーディネーター」を設置することを検討しています。

次に、4点目の公共施設の新設または改修時におけるゼロカーボン対応についてのご質問ですが、国は、令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、「地方公共団体は、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法に定められた全ての行政事務を対象として、また、外部への委託、指

定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組を講ずるよう要請する」としました。

具体的な取組としては、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力、その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとされています。

さらには、令和5年2月10日の閣議決定のGX実現に向けた基本方針では、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策として、地域共生・裨益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等を率先して実施するとともに、企業・住民が主体となった取組を加速する。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動等を通じ、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を促し、需要を喚起するとしていることから、ゼロカーボンシティ宣言をはじめ、各種ビジョンを掲げている本村としては、施設の個別事情や事業規模、財政負担等は当然勘案しつつ、政府方針に準じた対応がどこまでできるか調査・検討を踏まえ、可能な限りこの目標、方針に準じた対応を行ないたいと考えています。

次に、5点目のニセコ町気候変動条例のような条例を検討しているかのご質問ですが、北海道ニセコ町において、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関して、町、事業者、町民並びに滞在者の責務を明らかにし、建築物を新築する施主に対して、建物のエネルギー性能に関する評価、環境への負荷低減を図るための措置の検討及びその結果について、町へ届出を提出することを義務づけることで、国・道のみならず、町でも省エネ基準の適合状況を把握することを目的とした条例案の策定に向けて、令和6年11月14日から22日までの間に、縦覧と意見募集を行なった経過は承知しています。

現在のところ、本村においては、まずは自治基本条例の制定に向けて取り組んでおり、同様の条例の制定については検討は始まっていませんが、今後の状況を注視していきたいと思います。

最後に、6点目の実質的に行動できる仲間を集め、コンソーシアムをつくる予定はあるかのご質問ですが、結論から申し上げますと、現時点では、行政が主体となった環境分野の組織体を立ち上げる予定やめどまではついておりません。

一方で、2050年を到達目標とする白馬村ゼロカーボンビジョンや、2030年までのアクションプランを示した白馬村ゼロカーボンロードマップを実現、実装していくためには、地域の事業者、住民、行政、その他課題解決を実現する多様なステークホルダーが集える共創拠点が存在することは、取組の継続性と着実な実装に向けては重要な視点の一つと考えております。

全国の先進事例を見ても、千葉県のパークアーバンデザインセンターのように、民間主導で公・民・

学連携の課題解決型まちづくり拠点を設置している事例や、福井県のアーバンデザインセンター坂井ように、NPO法人の魅力づくりプロジェクトから連携拠点へと発展したケースなど、目的意識と活動理念の共有から、継続的な取組を実装している事例が存在します。

本村におけるプラットフォームについては、一にも二にも行政任せではなく、地域の関係者や多様な課題解決パートナーなど、取組を理解する誰もが集い、学び合い、そして実装するきっかけの場となる拠点機能を備え持つことが重要であることから、まずはこうした機運を高めていくことが重要と考えています。

以上、尾川議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。それでは、第1問目のほうから再質問させていただきます。

この12月、もうすぐかな、議会が終わってすぐぐらいに、ゼロカーボンに対する測定の機器の説明会があると聞いております。僕も参加しようかなと思っていますけども、その機器の配布、80社ぐらいというふうに聞いているんですけども、それを聞いた後に、見える化というか、そういう公共施設のデータも発表するということです。それはもう何月に発表するぐらいかを決めていますか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えさせていただきます。

今、尾川議員がおっしゃいましたように、18日、白馬村脱炭素アクションということで、9月の補正でお認めをいただきました業者による、いわゆる可視化に向けた二酸化炭素の排出ツールを使った測定なんですけども、説明を行ないます。70社に対して提供するということになります。これに加えまして、庁内の公共施設も同様の方法でデータを取って、このツールを使っていくというところでございます。

実際、この測定が入力したものがどのような形でどういうふうに出ていくかというところまで、まだ私も聞いておりませんので、いつから公表ということは、今の時点で言えませんが、その結果が出次第、ホームページ等で広くお伝えしていきたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それを待つということなんですけども、それがどういうグラフになるか、どういう見え方をするかというのがまだ見えてないと、分かってないという答弁ですよね。庁内のほうも同じようにやっていくということなんですけども、やはりこれも、今あるデータもすぐ公開しちゃっていいのかなと思います。

単純に、役場庁舎だったら1月は電気このぐらい、2月はこのぐらい、3月はこのぐらいというのはエクセルの表みたいなやつで作っておいて、それが庁舎も含め、多目的ホール、ふれあいセン

ター、北小、南小、中学と、そういうデータがもう一式でがぁとエクセルのデータのようなものでホームページに公開していくほうがいいかなと思います。

それをやっていると、例えば、地元住民の方が、僕も興味があるのでそれをグラフにしたりとか、あと、学校教育の中でグラフを作るのに使ったりとか、社会教育の中で脱炭素の対策を考えると、そういうグラフを作っていけば、学校教育にも役立つのかなと思って、まず、できることから、そういうデータをすぐ出していったらいいかなと思いますけども、その辺、すぐできることはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

ロードマップに示してございますのも、二酸化炭素の削減ということで示してございます。尾川議員の言うように、非常に興味を持っていれば、例えば電気量ですとかガスの使用量ですとか、そういうものを公表することによって、削減がどのぐらいになっているのかなというイメージはつくかと思いますが、一般的には、電気量そのものを公表しても、なかなか二酸化炭素の削減のところには結びつかないというふうなことが考えられますので、やはり可視化のために予算をお認めいただきましたこのツールを使って、ロードマップに向けての二酸化炭素削減については公表していきたいというふうに考えているところです。

ただ、学校のほうでは、エコスクール等の取組もございまして、特に南小のほうでは実際にそういった活動もしておりますので、もし、学校側のほうからそういうものをぜひ提供していただきたいということがあれば、それは全然隠すものではございませんので、提供あるいは公表のほうをしていきたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そんなに難しいことはないので、どんどんデータ、料金だけでなく、ばつと使用量とかそういうのも出していったらいいかなと思います。それはそれで置いておきます。

それで、一つ、昨日、加藤亮輔議員が質問したロードマップ中の2016年基準からの現状どのくらい削減しているかというような質問があったときに、2021年は6万3,000トンという回答がありましたけども、これは低過ぎないかなと感じました。そうだと、2016年、これ11万トンから44%も既に削減しているということになっているんですけども、この辺は間違いないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） あくまでも環境省の数字ですので、間違いはないかと言われましても、私もこれが間違っていないかと確認したわけではないんですけども、2013年度におきましては7万8,000になっております。2021年度で6万3,000という、昨日の加藤議員の答弁のとおりでございます。

ただ、環境省のこの排出カルテのページのところに留意点として載ってございますけれども、あくまでも標準的指標に基づくCO₂排出量推計データですので、実際の地方公共団体が、例えば独自の方法でやった場合には、こちらの推計値と乖離している場合があるよと、比較的大きな数字に出る傾向にあるよというようなことも記載されてございますので、その点も踏まえて、やはり実際の生のデータを集めて、これからやっていく委託事業のほうで、これからはそちらのほうを目標数値、あるいは達成度数値にしていきたいというふうに考えているところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 環境省のカルテなんですけれども、これをよく見ると、2016年のデータもありまして、7万トンとなっております。それから比較して、2021年が6万3,000トンとなっておりますので、10%削減。環境省のカルテからいくとそういう10%削減ということになっているということは、取りあえずお知らせしておきます。

それでは、次なんですけれども、3つ目の再質問でいきます。

施策体系というのが、全庁のいろいろやる施策とどう連携しているかということと言われたんですけれども、もうちょっと違う回答が来るのかなと思っていました。

これはちょっと古い話なんですけれども、以前もこれは一般質問で聞いたと思うんですけれども、地球温暖化対策の推進に関する法令に基づいて、地方公共団体は、「地方公共団体実行計画事務事業編」をつくるのが義務化されていると思うんです。これ自体は環境省のホームページを見ると、白馬村も出されていると書かれています。それはどういうのがあるかということ、2009年に策定した「白馬村地球温暖化対策推進計画」というのがそれに当たるというふうに書かれています。けれども、その計画を読むと目標が2012年なんです。目標値が2012年なので、もうとっくの昔に過ぎちゃっているんですけれども、これは今の計画はないということなのか、あるということ、どういう位置づけになりますか。白馬村の計画はあるんでしょうか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

確かに、今現在もホームページに載ってございますけれども、これは平成21年10月に策定した目標で、目標年度についても、今、ご質問にあったとおりでございます。

その後、村のほうではゼロカーボンビジョンの策定等がございましたので、それを踏まえまして、現在、新たな事務事業の計画策定の準備を進めておりまして、庁内で所要の手续が完了次第、今年度中に改定を図って公表してまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ということは、この実行計画自体が今年度中に発表、村のほうでつくって発表するということでもいいということですよ。なぜそういうことを聞くかということ、いろいろな補助

金があります。脱炭素先行地域とか、重点対策加速化事業とかいろいろな事業があるんですけども、大きなやつはその先行地と重点化のところなんですけども、それに申請するには、この計画、実施計画の事業編は最低ないといけないというふうに書かれてあるので、ある意味、今年度中ということであれば、ちょっと安心したかなと思います。私自身は安心しました。

それで、村のゼロカーボンの施策に対してなんですけども、EVの充電器であるとか、断熱の補助であるとかいろいろとあると思います。大きなものでいえば、平川とか、今、五竜で造っている水力発電所というのはあると思うんですけども、そのほうも、大きいほうはやっぱり助成金頼み。小さなほうは村独自でやっていらっしゃると思うんですけども、やっぱり助成金をしっかりもらってこない政策が進められないと感じております。

ここで、大きな枠組みの先ほど言った脱炭素先行地であるとか、重点対策加速化事業というのがあるんですけども、これ、前回、先行地のほうは敷居が高くて応募は難しいというふうになってやめた経緯があると思います。重点化加速事業のほうは、おおむね5年間程度、2030年ぐらいまでということなんですけども、脱炭素事業を総合的に支援するもので、補助金率が10億円です。2030年度までのぐらいの実行プランをつくって、それに申請していくという考えはあるでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） まず、補助事業の活用の考え方なんですけれども、常日頃、財政担当課としては、財源を見つけてこいというふうには言ってはいるんですけれども、補助金ありきの施策の実現ではなくて、やはり地域の情勢ですとか地域の実情、こういったものを踏まえて、適切な補助事業、規模、そういったものを考えながら活用していくというのが基本的な考え方でございます。

今、ご質問にございました重点化の関係なんですけれども、こちらのほうも、重点対策加速事業の、要は申請するに当たっての要件なんですけれども、比較的難しいなというふうに考えられるものもございまして、具体的には、再エネ発電設備を一定以上導入することというような要件がございまして、白馬村の場合は、これが0.5メガワット以上の要件を満たす必要があるというふうにされております。

この0.5メガワットというのが、ちょっとあまりハードルが低くはないのかなというふうに考えておりまして、その理由としては、具体的な発電設備の設置、あるいは建設の計画、それを実行していく関係者との合意形成、あるいは維持管理等に関する役割分担、そういったものがちょっとハードルが高いのかなというふうに感じているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 重点化のほうも少しハードルが高いんじゃないかというお話です。これは、やはりさきほどの何問目でしたか、やはり組織というか仲間をしっかりと増やすということも同時に進

めていかないと、地元の施工業者であるとか電気屋さんであるとか、あと近隣、県内であるとか、できれば都会のほうも含めて、白馬村のこの雪の中でどういうふうな、例えばソーラー、特にソーラーですけども、造っていくのかということを具体的に話し合えるような人たちを集めないと、やっぱりどうしようもないと思います。

これは、だから先ほどの組織化というかコンソーシアム的な、これは最後6番目になるんですけども、仕組みをつくっていくというのは、今まさにやっていかないといけないのかなと感じます。

それで、この補助金の申請に関してなんですけども、これ、僕もちょっとびっくりしたことで、前回10月末に村上さんと呼んだ研修会の中で、村上さんから説明があったんですけども、今、進められている脱炭素先行地域などに対する補助金、財源は、2028年から始まる炭素賦課金等で補われると。この数年で集中的にGX予算を国は投下する。これを取り損なうと、徐々に予算は先細りする。そうすると、国からの投資を受けられないだけでなく、2028年度以降は持ち出しが増えてくると。こういうふうに説明されていました。ああ、そうなのかと。今、まさに動かないと、国の予算のほうも先細りするんだよということをおっしゃっていました。

それについて、僕のほうでいろいろ調べてみると、先ほどもちょっと村長答弁にもありましたけれども、令和5年にGX実現に向けた基本方針が閣議決定されました。その中で、2050年、ネットゼロの達成に向け、今後10年間で官民合わせて150兆円以上の脱炭素投資が必要だと。そのうち20兆円規模を新たに発行するGX経済移行債で調達すると。GX経済移行債の償還財源には、2028年に導入予定の炭素賦課金、2026年に導入予定の排出量取引制度から得られる収入で、2050年度までに償還していくというふうに書かれていました。

まさに閣議決定で炭素賦課金が2028年から始まるよ、ほかの2026年から排出量の取引の制度が始まるよというふうに言われていて、その財源を使いながら、移行債にそれを持ち込んで、それで全国にばらまいてというか、使っていただいて、先行地であるとか重点化を進めていくという制度です。

だから、やはりもう早めに早めというか、やっていかないと、もう村の予算がないのであれば、これを活用するしかないと思うんです。これ、環境庁のほうの担当課に聞きました。

議長（太田伸子君） 尾川議員、質問に入っていただけますか。

第6番（尾川耕君） これ、次回は2025年度の初めに応募を開始する予定です。恐らく応募期間は二、三週間です。4月に二、三週間の応募期間があると。1月から3月に向けて自治体向け説明会を行なうと言っていました。応募が多いので、今回から審査を厳しくする方針と言っていました。2026年度以降は、再来年です。再来年以降は分からないと言っています。

議長（太田伸子君） 尾川議員、もう少し簡潔に聞いていただけますか。

第6番（尾川耕君） だから、早くいろんなことをやって、補助金も申請していただきたいんですけども、これは来年の4月に間に合うように計画を実行していかないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

先ほども答弁いたしました、その状況、村の状況に応じた補助金を活用していくということで、重点化につきましては、来年度で終わりということは我々も承知しておりまして、現段階では延長されないというところも把握しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） これも再来年度はないのかというと、延長されるのかなと思いますけども、早め早めに計画を立てて、先ほどの実行計画の事務事業編はもう今年中につくるということなんであれば、それに合わせていろんな政策を考えていっていただきたいと思います。

続いて、4番目、行きます。

4番目の八方池とか新しい施設についてなんですけども、これは今はまだまだ計画中なんですけども、先ほど「ZEB化」という言葉が出ました。ZEB化を求めるということになっているんですけども、これは求めるだけでいいんでしょうか。それとも絶対やってもらうというほうがいいんでしょうか。これは絶対やってもらうほうがいいんですけども、それは村長的にはどうお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 答弁でも申しましたとおり、予算の問題もありますので、それが許す限りやっていたきたいというふうに思っておりますので、絶対という言い方はできないですけども、可能な限り対応していただく方向で進めたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 建物は建つと30年も50年も60年も使うことになります。そのときにはもう2030年を超えて2050年、目標としてはゼロですよね。それを超えて使い続けるという建物です。特にまた公共施設として建てられるものなので、やはり先駆的にいろんな取組、断熱であるとかZEB化であるとか、そういうことを積極的にやっぱり進めていってほしいと思います。

ZEB化といえば、もちろん断熱をして、さらに省エネ、太陽光とか小水力発電とかいうのを使って電力をつくって、それを相殺してゼロになるというのがZEBという意味です。

そういう建物を造るにおいても、例えば、八方池山荘や子育て支援ルームなんかは、やっぱり八方池山荘はやっぱり高山地帯です。雪もあります。たくさん降ります。子育て支援ルームは南側に林があって、太陽光パネルが上手に乗つけられるのかどうかというのなかなか課題があると思います。

だから、そこでやっぱりしっかりと断熱をやっていただきたいと。断熱等級は6とか7とかというのがあって、7が一番現状では最高です。そういう建物を積極的に造っていくのはいいと思うん

ですけれども、これはそこまでやりますか。求めますか、求めませんか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 現段階で求める求めないといった、先ほどと同じ言い方になりますけれども、こちらとしては求めたいというふうに思いますし、八方池山荘に関しては、特に冬のシーズンはこれだけ寒い場所で、さらに高山地帯になりますので、より断熱が高いほうが効率としてもいいというところもありますし、子育て支援ルームに関しても、使う方たちがより快適にその中で滞在いただけるといったところを考えると、断熱効果がより高いほうがいいと思いますので、求めるという言い方としては求めていきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） しっかり求めていっていただきたいと思います。

それで、八方池も子育て支援ルームも2030年までには完成しますよね。だから、そこにしっかり近い将来、やはり白馬の目玉的になる施設、こういう施設、断熱ですごい温かいね、省エネもしっかりしているよねみたいところが村民の目に見えると、やはりこの村で生活していてよかった、これはほかの地域、国際的にも誇れるような施設になっているんだよということがはっきり伝わるとと思いますので、ぜひともそれはやっていきたいと思います。

それをやるに当たっても、先ほどの重点対策加速化の事業を取っていったら、もっとすごく補助率も3分の1とか2分の1とかありますので、取っていけばやりやすいんじゃないかなと思うんですけれども、なかなかそこにつながりませんか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 課長答弁にもあったとおり、それに合うメニューになっていけば、それは当然に取りに行きたいというふうに思いますので、私からも脱炭素先行地域も含め、担当には、ぜひ取れるものがあれば取るようにという言い方はしております。

ただ、脱炭素先行地域に関しましては、生坂の村長ともお話しする機会が多いですけれども、やはり小さいエリアだからできているということはかなり言われていますので、白馬村として考えた場合には、エリアを絞ってということは考えられますけれども、全額が補助されるものではありませんので、やはりこちらの既に実施をしていこうという施策に合ったものがあれば、それに対して使っていくという方法を取りたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、第5番目の質問に行きます。再質問です。

このニセコの条例なんですけれども、これは今まさに向こうの議会で審議されていると思います。恐らく通るんであろうと思います。ニセコ町も重点加速化の補助金というのは今年取れたんですよ。春に取れたんです。その中で、住宅の断熱とかソーラーをつけたりとか、蓄電池をつけたりとかというのに補助金が出ていると。80件で8,000万円の補助金が国から出て、それにプラス、

町で単費で上乗せを少しするという形でなっているようです。

その中で、それを加速するためにこういう条例をつくって、あなたの家の断熱改修、6とか7になれるかというのを検討して、その結果を町に報告するという条例の内容です。それができると、積極的に住民のほうも乗っかってくれるか、その補助事業を使ってくれるんだろうということで進めているというふうに聞いております。

今まで、春から実際は補助金事業が始まっているんですけども、やっぱりなかなか使用してくれる人がいなかった。白馬村の補助事業、住宅に対する断熱の補助事業も、やはり使ってくれる人が、今年度はゼロというふうに昨日話しておられましたけども、やはり少ないと。だから、やはりこのような条例をつけることによって、本当にゼロカーボンの推進ということにつながると思うんですけども、ニセコ町は計画がいろいろあって、それにこういう条例があって、国からの補助金と村からの補助金を3点セットでゼロカーボンを進めております。

白馬村の場合は、この3点セットも必要だと思いますし、それにプラス推進体制と連携体制を加えた4点セット、5点セットという形でしっかり進めていくべきだと思います。

条例に関してはそんな感じで次に行きます。

では、次の6番の質問で再質問行きます。

この村内のプレーヤーですよ。プレーヤーが不足していて、そのためにゼロカーボン・コンソーシアムみたいなをつくってはいかががかとということで、これも、おいおいつくっていきたいという話になっていたんですけども、やっぱりこれも何回も言うようですけど、やっぱり、今、まさにつくっていくべき。今、やっぱりGX担当監が動いております。村内各社、動いていると思いますので、恐らく来年度もGX担当監はいるんだと思うんですけども、彼らがいる間にしっかり連携体制を構築していく。できれば、この7月ぐらいまでにある程度形をつくっていったって、実際、動かしてってもらえればなと思います。

やっぱり行政がやる、行政が行なう庁舎であるとか学校であるとかというのは、ある意味、お金があればやりやすいとは思いますが、やはり民間の方々を巻き込んでいくには、やはりこういうふうなコンソーシアム的なものが必要だと思います。ただ単にチラシや広報だけの発言では、真の実効力も広まりもないと思います。

それで、これ何回もやるんですけども、本当にさっきの補助金のお金もそうなんですけども、時間がないんです。2030年まであと5年です。本当に60%削減できるのか、実効力を本当につくっていくには、まさに今から始めないといけなと思いますけども、なかなかこの場でやるとかやらないとか言えないと思いますけども、今、話した中で、村長、何か心が動いて、やっていこうと思いましたが、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2030年に向けたアクションプランを立てましたので、これはもう実行して

いくということは、当然に進めていく、いかなくはいけないというふうに考えております。その手段として、こうしたコンソーシアムが要るかどうかといったところは検討の余地がありますけれども、実際、先ほど答弁でも申しましたとおり、行政主導というところではなかなかできるものではないという状況がある以上は、こうしたコンソーシアムのようなものは有効であるというふうに私も感じますので、実際、なかなか私がこれをつくるという、自分の手足を動かしてつくれるような、今、時間はありませんので、どうしても担当にはというところになりますけれども、指示は出しますが、ほかにも、先ほど来、尾川議員から言われているような施策の実行もありますので、そうしたものを実施する中で、さらにコンソーシアム等の形成に向けた動きということができれば、ぜひ努力してくれという指示は出したと思います。優先順位はもう一度検討させていただきたいと思いますが、何よりも2030年に向けたアクションプランの実施というところが、一番大きなテーマではあるというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） このコンソーシアムについては、民間主導でやるべきなのか、行政主導でやるべきなのか、なかなか難しい問題ではあると思います。やはり、ただ行政の後ろ盾があれば、民間も動きやすいと思います。民間だけで動いちゃうと、例えば、しっかりしたNPOが現状あれば、まだ信頼性があると思うんですけども、それがない状態の中で進めていくには、なかなか銀行さんとの関係とか、あと、地域の工務店とか、都会の企業の方々とかにやっぱり声かけするというのも、信頼性というのがやっぱりどうしても必要だと思いますので、行政側のバックアップ等も十分にやっていただければありがたいと思います。

それで、先ほど村長も答弁で言っていっぱいしましたけども、やっぱり住民がいかにかこれは主体的になって動けるのかというのが、やっぱり肝です。もちろん行政がしっかりやっていただくのも一つなんですけども、やっぱり住民と一緒に動いていくと。これが来年度つくられる基本自治条例の中でも、そういうことをうたって言って、しっかり地域住民も巻き込む、逆に言えば、地域住民が主体的にもっと動けるような雰囲気づくりも醸し出しながら、来年度の自治基本条例をつくっていただきたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

副議長（丸山勇太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が質問に立ちますので、午後の会議は、議長に代わり、私、副議長の丸山が議事進行を務めます。

第9番松本喜美人議員の一般質問を許します。第9番松本喜美人議員。

第9番（松本喜美人君） 第9番松本喜美人です。今回は、通告書に基づき、新年度当初予算編成の基本方針と重点施策について、職員の人材育成についての2項目について、村長の見解をお伺いいたします。

新年度当初予算の編成に向け、各課では、各種事業の精査及び事業経費を見積り・積算し、新年早々に総務課に提出し、総務課査定、村長査定を経て、村長が予算編成し、議会に提案し、議会の議決を経て予算成立となります。丸山村長自身の予算編成は2回目となりますが、予算編成の基本方針と重点施策について、次の6点についてお伺いいたします。

予算編成で無視できないものが国内景気と国の動向です。これらの認識と注視すべき事項は何か。

2点目、本年度の村内景気の認識は。

3点目、予算編成の基本方針は。

4点目、新年度も一般財源の枠配分方式を継続か。

5点目、枠配分方式に関連して、義務的経費、政策的経費、経常的経費について。義務的経費、人件費、扶助費、公債費等の見込総額及び対前年度比は。2番目としまして、経常的経費は、令和3年度は対前年度マイナス3%以降、ゼロシーリングを継続中ですが、現在の物価高騰を考慮すると、対前年の上昇率は。

6項目め、新年度の事業計画に向けて、現時点における重要課題と重点施策は何か、村長にお尋ねいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 松本議員からは、新年度当初予算編成の基本方針と重点施策について6項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の国内景気と国の動向に対する認識と注視すべき事項についてですが、内閣府が公表した11月の月例経済報告では、「景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」としています。また、「個人消費では、新車販売台数は持ち直している。家電販売は持ち直しの動きに足踏みが見られる。旅行はおおむね横ばい、外食は緩やかに増加している」とされ、これらを踏まえると、個人消費につきましても、一部に足踏みが残るものの、持ち直しの動きが見られるとしています。

経済財政運営に目を向けますと、デフレ脱却を確かなものとするため、経済あつての財政との考え方に立ち、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現していくため、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得を増やすための日本経済・地方経済の成長、誰一人取り残されない形で成長型経済への移行に道筋をつけるための物価高の克服、成長型経済への移行の礎を築くための国民の安心・安全の確保を柱とする国民の安心と安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を取りまとめ、先月22日に閣議決定しました。その裏づけとなる令和6年度補正予算の早期成立を図り、その成

立後には、関連する施策を速やかに実行するとしています。

また、石破首相の所信表明では、全国各地の取組を一層強力に支援するため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指すほか、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、新しい地方経済・生活環境創生本部を創設すると述べており、今後実施される事業等について注視が必要です。また、消費の活発化の点から注目されている103万円の壁対策による地方の税収減については、具体的な措置が決まっていないことから、年末にかけて議論される令和7年度税制改正の行方にも注視が必要です。

次に、2点目の本年度の村内の景気の認識ですが、観光課で取りまとめています観光客入り込み状況では、10月末現在で昨年の同時期と比較しますと12.5%の増加となっており、本村の主幹産業である観光業の景気は上向いている様子がうかがえます。また、この冬の宿泊予約申込みもインバウンドを中心に好調であるという報道もありますので、事業収入の増加が見込まれます。しかしながら、物価高騰や人手不足による影響などもあるとお聞きしていますので、楽観視はできません。引き続き、各種業界や商工会等とも情報の共有をしてみたいと考えています。

次に、3点目の予算編成の基本方針と6点目の重要課題と重点施策については関連がありますので、まとめてお答えいたします。

令和7年度予算につきましても、第5次総合計画の基本理念であります「白馬の豊かさとは何か―多様であることから交流し学びあい成長する村―」の実現を目指し、後期基本計画に掲げる基本目標に合致した事業を推進していくこととしています。

また、社会環境の変化や脱炭素社会の実現など、新たな課題にも対応し、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、最小の経費で最大の効果を上げるため、全ての事業について、緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上で、持続可能な財政運営を推進していくことを基本方針としています。

この基本方針と私が掲げた公約の実現のため、重点的かつ積極的に取り組むべき事業として6つの重点施策を挙げました。

1つ目は、防災・減災の村づくりで、住民や観光客が安心して暮らし、滞在できるよう、強靱な村づくりと防災・減災のための体制づくりの強化。

2つ目は、気候変動・環境対策で、ライフスタイルの変化を環境負荷の低減につなげるとともに、環境に配慮した活動により、環境と暮らしと経済の好循環を目指し、環境と共生しながら、環境変化にも対応した社会づくりの推進。

3つ目は、移住定住の促進で、村内の空き家・空き地を有効活用することにより、移住希望者にとって不足している村内の家屋を移住希望者につなげることや、この地に定住を希望する者への住宅建設につながる各種の方策を確立。

4つ目は、子育て支援と少子化対策の推進で、喫緊の課題である人口減少に備え、子育て世代が

定住し、子供を安心して産み育てられる村づくりの実現に向けて、社会環境の変化や子供・子育てを取り巻く現状等を踏まえ、効果的かつ総合的な子育て支援の取組の推進。

5つ目は、農林業の振興で、担い手不足の解消に向けて、意欲ある農林業者や就業希望者に対する経営規模拡大や協業化の取組をソフト・ハード両面で重点的に支援し、スマート農業技術の導入を促進することで生産性の向上を図るとともに、新たにスマート林業などを推進することで適切な森林管理を行ない、林業の持続的発展を目指す。

6つ目は、世界水準と持続可能性を意識した観光の村づくりの推進で、国際基準に準拠した観光地経営計画の策定を通して、美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、住民が誇りを持ち、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができるマウンテンリゾート白馬としての魅力を高め、競争力と持続可能性を高める観光地経営を目指す。

以上6つの事業を職員全員が念頭に置いて、全庁的に展開していくこととしています。

最後に、4点目の枠配分方式を継続するか、5点目の枠配分方式に関連して、義務的経費と経常的経費に関するご質問にまとめてお答えします。

令和7年度当初予算編成に当たっては、経常的経費の一般財源につきまして、令和6年度当初予算の経常的経費に対し、水道料金改定分などを加味した上で、ゼロシーリングを要求限度額として設定しました。

具体的には、水道料金の改定分に加え、会計年度任用職員の給与改定に係る増額分、合計3.4%を上昇分として考慮して枠配分の上限額と定め、これを予算編成における考え方として職員に指示したところです。

また、義務的経費のうち、人件費、扶助費、公債費の見込総額は16億900万円と見込んでおり、対前年比1億7,900万円の減額であります。令和6年度は繰上償還を行なったことから、公債費の減額が大きな要因となっていますが、繰上償還分を差し引いてみても1,600万円の減額となっており、ここ数年継続している新規発行債を元金償還額以下に抑えるといった予算編成方針に伴い、公債費が減少しています。

以上、松本議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁をいただきました。その中で再質問をさせていただきたいと思います。

まず、太田税務課長のほうにお伺いいたします。国内動向で注視すべき点は、歳入の個人村民税に大きく影響する所得税の年収の壁問題があります。現在、自民・公明・国民民主党で構成された税制調査会で協議が進められております。非課税枠103万円を178万円に引き上げた場合、県と県内市町村では単純計算で565億円の減収になるとの報道がありました。そこで、本村の個人村民税の減収見込額、どのくらいと積算しておるのかお伺いいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

現段階では制度内容が明らかになっていませんので、仮に基礎控除額が引き上げられたとして、今年度の個人村民税がどの程度になるのかを簡易的に試算してみました。その結果、減収見込額は約1億3,000万円になりました。ただし、この数字は、扶養の対象拡大まではフォローしておりません。したがって、それを加味いたしますと、これ以上の減収幅になるのかなというふうに見込んでいるところであります。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 税務課長、申し訳ありません。金額のところが聞き取れなかったもので、もう一度お願いいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） 減収見込額は1億3,000万円です。

副議長（丸山勇太郎君） 松本議員。

第9番（松本喜美人君） 年収の壁問題は、新聞報道等によると、先ほど税務課長が答弁されたとおり、控除の種別、控除額、実施の時期、減収額に対する国の補填有無等について、確定した項目はありません。従来では、年内に税制調査会で改革案が示されておりましたので、この問題につきましては引き続き注視が必要と認識しております。

次に、田中総務課長にお尋ねをさせていただきます。国内動向で注視すべき2点目の再質問は、企業版ふるさと納税です。企業版ふるさと納税は、令和6年度までの5年間の期間限定の特例措置であり、継続の可否については現時点において不明です。しかし、令和5年度一般会計決算では3,460万円計上されており、全国知事会でも5年間の期間延長を要望しております。企業版ふるさと納税への取組と継続された場合の現時点における納税見込額についてお伺いいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

企業版のふるさと納税制度の延長につきましては、先月の27日に全国町村会のほうでも、自民党の税制調査会長に対して要望の活動を行なったということが報道されております。また、これに対しまして、政府与党では、制度を5年間延長する方向で調整に入ったということも報道されているところです。

今年度、本村につきましては、現時点で約1,500万円の寄附を受領しているところであります。村にとっては大変貴重な財源でございますので、制度の延長を前提に、昨年度以上の寄附額を見込んで、受入増額に向けた取組をさらに進めてまいりたいというふうに思っているところです。

具体的に申し上げますと、現在でも行なっておりますけれども、ホームページですとかSNSを使った情報発信、また、白馬村に関係のある法人へのアプローチ、企業とのマッチングを行なう事

業者への委託、村長によるトップセールス、そういった様々な手段によりまして多くの企業から白馬村のまちづくりを応援いただけるように進めてまいるという考えでございます。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 企業版ふるさと納税につきましては、私も5年継続になるのではなかろうかという読みをさせていただいております。それと、企業版ふるさと納税につきましては返礼義務というものがございませんので、個人のふるさと納税と対比いたしますと、個人の場合には寄附額の約5割は経費に消えるわけでありますけれども、企業版ふるさと納税に係る事務的経費のみでありますから、おおむね個人に振り替えますと倍近くの使えるという財源確保になるわけでありますので、ぜひ引き続きPR等々に努めていただきたいと思います。

それから、新年度も一般財源の枠配分方式を継続されるという答弁をいただきました。それで、義務的経費につきましては、昨年、村長の答弁にありましており、ウイング21関連の起債の繰上償還をされたというようなことで、それと、実質公債費比率を考慮して、今、やむを得ず繰上償還をしたという背景があるかと思います。しかしながら、そういったことが功を奏して減額になっているということでもあります。

それで、經常経費につきましては、令和7年度も引き続きゼロシーリングでいきたいということでもあります。このゼロシーリングで対応できるのかどうかということが一番心配するわけでありまして、經常的経費を諸物価高騰の折、ゼロシーリングで対応可能とする判断基準についてお伺いをさせていただきます。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

村長答弁でもございましたとおり、水道料金の改定あるいは会計年度任用職員の給与改定、こちらは3.4%分、昨年度より上乗せしておりますので、その部分が余裕がございます。ただ、全体の物価高騰に対するものは見込んでおりません。

そもそもの「ゼロシーリング」という言葉ですけれども、既存の予算をそのまま継続するというものではなくて、原則として、現行の予算水準を維持しない形で増額を抑制するという手法でございます。厳しい言い方になりますけれども、それを判断するといった基準はないというのが実情でございます。

そういった厳しい中ではありますけれども、各課において一般財源が必ずその範囲内に収まるように創意工夫をして、いわゆる自己責任・自己決定型予算編成とするように全職員にはお願いをしているところでございます。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） こういった予算等々につきまして、一般的に何をもって算定していくのかということでありますけれども、私ども民間等々の経営を見る手法としまして、内部的要因と外部的要因、いわゆる内部的要因というのはもう庁舎内のことであります。先ほど答弁にもありましたとおり、水道料金が来年の1月から増額になると。これはもう内部要因の確定的要素であります。それから、これは私、菅DX統括監とお話をさせていただく中で、事務費的な部分でありますけれども、村が進めておりますスマートビレッジの推進ということで、その一環としてのペーパーレス化に伴い、紙代とかコピー代というようなことでおおむね173万円くらいの減額が見込めるというようなお話を承っております。これが内部要因の減額部分と増額部分であります。

先ほど答弁にもありました外部要因は、諸物価の高騰であります。これをどのくらいに読むかということは、残念ながら、長野県の場合には公的な統計というのは長野市のみでありまして、ほかのものは統計がございません。それで、総務省の統計によりますと、消費者物価指数の5年度の全国平均は、令和2年を100として105.6%となり、対前年度3.2%の上昇、本年の9月分では、令和2年を100としたときには108.9%の上昇というようなデータが出ております。今の経常経費の配分につきまして、努力目標ではないですけれども、それぞれの課内で努力をしてというようなことでありますが、外部要因の諸物価の高騰というものの細部にわたっての積算というのは、現時点においては不可能ではないかと思われま。

そこで再度伺いいたします。どうしても無理な場合というのは、補正は認めないという解釈でよろしいのでしょうか。それとも、ケース・バイ・ケースではやむを得ないという判断なのでしょうか。その点について伺いいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

予算編成におきましては、我々、「政策的経費」というものも持っております。これにつきましては、村長答弁にもございました重点施策、そのほかにも例えば、実施計画書、令和7年度にやる予定の事業、または緊急的な事業、あるいは法律等で定められた事業、こういったものもございしますので、その点も踏まえながら、この枠に入らないというのは政策的に上がっていれば当然認めざるを得ませんし、そういったことを想定しながら全体的な予算編成に取り組んでいくと、そういう方針でございます。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 村の財政を考えるとやむを得ないという部分もありますし、それぞれ所管課においては大変厳しい予算編成を強いられるということでもあります。

次に、新年度の重点施策等についてお尋ねをします。先ほど村長のほうから、6点の重点項目について答弁をいただきました。この答弁と関係のない部分で再質問をさせていただきたいと思います。

過日、新聞で、令和9年12月開業予定の八方尾根新コンドラ計画が報じられ、村では令和11年度開業を目指し、官民連携で新八方池山荘建て替え計画を推進しております。経済の波及効果・相乗効果を考慮すると、これらの両施設が同時開業に向けて検討の余地はないのか、村長の見解をお尋ねいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えいたします。

ただいま松本議員のほうからは、重点施策事業等には関係ないという言い方をされましたけれども、世界水準、また、持続性を意識した観光地域づくりというところでいいますと、八方池山荘はまさにその世界水準の観光地づくりには大きな目玉事業の一つであるというふうに思っておりますので、そうした意味から、今回、八方尾根のほうで長年待望されておりましたゴンドラの新ゴンドラがいよいよ計画に上がってきたということで、まずは大変うれしく思っているところでございますけれども、こちらに関しては、報道に出ているとおり、名木山からうさぎ平という今言い方をされておりますので、直接的にどの程度八方池山荘と関わりがあるのかというところは確かではありませんけれども、加えて、2期工事というところで、うさぎ平から八方池山荘までといったようなところも将来的に展望したいというようなお声も聞こえてきますので、そうしたことが実際行なわれるようであれば、議員おっしゃるように、この新八方池山荘との相乗効果・経済的波及効果というのは非常に大きいというふうに考えておりますので、村といたしましても、世界水準のオールシーズンマウンテンリゾートを目指す中で、この新八方池山荘の経済効果が大きくなるということは非常に望ましいことですので、ぜひ、そうした2期工事というか、それより先のゴンドラの計画といったものが出てくるようであれば、時期を含めてしっかりと連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁をいただきました。質問の趣旨に誤解を招くおそれがありますので申し添えます。行政計画における大型投資の一つに、複合施設としての子育て支援ルームがあり、建て替えは喫緊の課題と認識しております。八方池山荘は、PFI手法による民間事業者、国立公園内の事業における事務手続、財務負担等の見通しが前提条件ということで質問させていただいております。

次に、本年度の重点施策の気候変動と環境対策につきましてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

午前中、同僚議員のほうで同じような質問がされておるわけでありましてけれども、ゼロカーボンの来年度の予算措置ということで質問がされております。答弁をいただいております。ただ、この問題につきましては、丸山村長が就任をされた一昨年の9月の定例会におきまして、村は、環境の

基本理念といたしまして「環境基本条例」というものを上程され、今までの環境基本条例にはない部分といたしまして、たしか4条か5条だったと記憶しておりますけれども、「ゼロカーボン事業の推進」というものが条文にございました。残念ながら、白馬村議会におきましては、その条文は否決ということでございます。私は、村の条例というのは、国で例えると「憲法」であります。それは理由はともあれ、結果的には「白馬村議会はゼロカーボン事業は認めない、やるな」という結果と解釈しております。

その中で、分かりませんけれども、基本条例は反対ですけど予算は下さいという要求は、私はあり得ないと、そのように考えておりますし、また、議員の責任として、やはり自分の下した採決、ジャッジには責任を持つべきだということを申し上げておきたい。そして、これは行政の皆さんにお尋ねします。毎回このような質問が出されておりますけれども、当然、反対された議員というのは、行政側は承知していると思います。反対しておいて、こうせえ、ああせえ、予算つけてくださいということに対しては、今、白馬村の一般質問の中では、質問の趣旨が理解できない場合には議員に問いただすというか、という部分があつてしかるべきだというふうに一般質問は運営されていると思います。その点につきまして、午前中、何も質問もなく答弁をされているわけでありましてけれども、村長のまず見解、引き続きまして副村長の見解についてお尋ねをしたいと思います。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 松本議員おっしゃるとおり、一昨年（2019年）の9月議会で環境基本条例、こちらは理念条例になるわけですが、否決という判断を議会のほうから下されまして、我々としてもどうしたものかなというところで考えているところでございますけれども、議員おっしゃるように、否決をした状態でゼロカーボンの推進というところの予算要求というところは確かに矛盾する側面もあるかなというふうに思いますが、私としては、現在、村として必要な事業というところでの判断の中での答えというところをさせていただいておりますので、当該質問をしている議員が否決をしたからということに対して何か答えているというよりは、その議員にかかわらず、全体的な質問という捉え方でお答えをさせていただいておりますので、確かに議員おっしゃるような部分は、こちらとしても対応としては必要なことかもしれないというふうには、今、伺って思ったところであります。

また、午前中、ニセコの条例のお話が出たんですけれども、こちらに関しては、私のほうの答弁といたしましては、現段階では白馬村としては考えていないと。また、注視していきますというところまでのお答えをさせていただきました。再質問が特にこの件に関してはありませんでしたので、再質問ということであれば、そちら、ニセコに関してはやはり環境基本条例が前提としてあった上でこのゼロカーボンのほうの条例が成り立っておりますので、白馬村で現在の状況ではつくれないというようなところは、同じ形ではつくれないといったところの答弁はする予定でございましたので、現段階で私のほうでできるお答えとしてはここまでになります。

以上となります。

副議長（丸山勇太郎君） 吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうにも指名をいただきましたので、私のほうからも答弁をさせていただきたいと思います。

内容的には、村長が申し上げた部分と重複するところがございますけれども、白馬村は気候非常事態宣言であるとか各種の宣言をしているという村の立場を取ると、やはり議会でお認めいただく、いただかないというところは、また後ほど話をさせていただきますが、しっかりと取り組むべき項目であることには間違いないというところかと思えます。ただし、松本議員おっしゃったとおり、条例の否決というものについては、そもそも議会は公正で公平で効率的な行政運営をチェックするという機能を持ち、私も議員必携、読ませていただいたことがあるんですけども、たしか表決について悩んだときには住民の立場に立って考えなければならない。たしか、私そういうふうに記憶しているんですけども、それを考えたときに、その当時の議会の判断というのは、住民にとって立場とすれば要素からすると低いと判断されたという、行政の立場からするとそういう認識に基づくということになります。

では、予算上どうするのかということになると、やはり進めなければいけない項目というものもありますので、その辺はお互いに議会との両輪の中でどういう進め方をさせていただくのか、こちら辺については話をさせていただきながら取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） ありがとうございます。私も、行政には行政の個別計画がありますので、予算をつけてはいけないという趣旨ではございません。むしろ、私ども議会側の中で、自分でジャッジした責任を持った対応といえますか、そういったものが必要になろうかと思えます。行政、議会、お互い対等の立場の中で、求めるものは村民の福祉に資するという、村民益をつくっていくということでもあります。

同僚議員はこのように午前中おっしゃっていました。「行政の後押しがあれば、民間はゼロカーボンについて動きやすい」ということであります。この言葉をそっくり私なりに考えると、議会の承認があれば、行政はもっとゼロカーボンに真剣に取り組めると、こういうことではないのかなということをお願いしたいと思います。

それでは、私の通告のほうに戻らせていただきたいと思います。冒頭に、丸山村長2回目の予算編成と申し上げましたが、新年度予算は、村長任期を考慮いたしますと、トラック競技に例えると、第4コーナーを回った時点までの予算であり、行政の究極の目標である「村民の生命・財産を守るための事業計画」の立案を期待したいと思っております。

次に、2項目めの職員の人材育成について質問をさせていただきます。

行政、団体、民間会社等の運営及び経営等において重要な要素に、人、物、金、さらに情報と云われております。行政においても人づくりが永遠の課題です。職員個々の能力差を埋めていくことが役場職員全体の向上につながります。

そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目、本年度末から向こう5年間に定年を迎える職員の定年年齢、現在の職名及び定年年度末の職員数は。

2番目、職員の能力向上は自己研さんが大前提であるが、グループ・職名別、例えば、建設現場を抱える課等による研修会の開催についての見解をお伺いいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の職員の人材育成について、2項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の本年度末から向こう5年間に定年を迎える職員の定年年齢、現在の職名及び年度末の職員数についてですが、ご承知のとおり、公務員の定年年齢は以前は60歳でしたが、令和3年6月、「国家公務員法等の一部を改正する法律」と「地方公務員法等の一部を改正する法律」が公布され、令和5年4月から施行されたことで、段階的に65歳まで延長されることとなりました。これを受けて、本村においても、令和4年第4回定例会で「白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を可決いただき、令和5年4月から施行しており、定年年齢を同様に令和5年度から令和13年度にかけて段階的に65歳まで引き上げることとしています。これによりますと、定年年齢は今年度が61歳、令和8年度が62歳、令和10年度が63歳、令和12年度が64歳、令和14年度に65歳に到達します。

次に、年度末に定年退職を迎える職員の現在の職名と職員数ですが、今年度末は役職定年により参事から降任した主幹が1名、令和8年度末は参事が1名、課長が2名の計3名、令和10年度末は課長が2名、令和12年度末は課長が3名、課長補佐が1名の計4名、定年年齢が65歳になる令和14年度末は課長が1名です。

なお、職名はあくまで現在の職名であり、管理監督職務上限年齢を60歳と定めていますので、定年退職時に参事、課長、課長補佐または係長という職員はおりませんことを念のため付け加えさせていただきます。

次に、2点目の職名別などのグループによる研修会の開催についてですが、職員研修を大きく分けると4つございます。1つ目は、職員の階層ごとに実施する階層別研修、2つ目は、職種や業務によって実施する専門研修、3つ目は、行政課題や対応などを学ぶ課題別研修、4つ目は、全職員に関係したり知っておくべき内容を学ぶ全体研修であります。このうち、ご質問のグループによる研修会は、階層別研修と専門研修がこれに当たります。

階層別研修は、長野県市町村職員研修センターが主催する研修を活用しており、新規採用職員、採用5年目職員、中堅職員、係長・課長補佐・部課長の各階層別に、その職責に見合ったテーマについて研修を実施しており、あらかじめ定められた年間スケジュールに沿って総務課の命令により該当する職員を受講させています。

専門研修は、同じく職員研修センターが主催する研修では、人事、給与事務、財政事務、税務職員初任者と住民税・徴収・償却資産・債権管理の各税務事務、会計事務、契約事務、法制執務、防災・危機管理、水道・下水道職員初任者、公営企業経理事務、議会事務、監査事務など、24の研修メニューが用意されており、総務課から各課に対して受講希望を募り、希望する職員を受講させています。

また、より高度な専門的知識を身につけるために、各課に関連する機関や団体が主催する研修のほか、各課が予算措置をして受講する専門研修があり、各課の業務マネジメントの中で所管課長の命令により受講していただいています。

さらに、課題別研修の中にも、折衝力・交渉力研修、ファシリテーション研修、ヘビークレーム研修、女性職員リーダー研修など、各課に共通するテーマの研修が職員研修センターのメニューにありますので、総務課において受講希望を募ったり職員を指定するなどして受講していただいているところであります。

以上、松本議員のご質問の答弁といたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁をいただきました。再質問させていただきます。庁内で12名の課長のうち、5年以内に課長が5名ということなのかな、5名が定年を迎えるということをご答弁いただきました。後任の課長の選任にどのように対応していくのか。苦慮するのか、もう優秀で選択するのが難しいという解釈なのか、村長の見解をお伺いいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

5年以内に定年を迎えます後任課長の人数を今お話しされたんですけれども、60歳というところで課長職ではなくなりますので、現在ここに座っている者のうち、5年以内にこの席にはいなくなる者が4分の3くらいになるというような状況であるというふうに認識しております。ですので、やはり苦慮するかといえば非常に苦慮しているところでございます。というのも、現在、40歳から47歳、この辺りの職員数が非常に少ない状況にございます。今言った5年以内にそういうことになりますと、その層の職員たちがいよいよ課長等のということを念頭に配置をしていかなくてはいけませんので、非常にそこに関しては苦慮することになると思いますので、特に課長職になるということは、1つの課の経験だけでは駄目です。幅広く経験をしていかなければいけないので、ジョブローテーションですとか、今言った研修のようなところにより力を入れていく必要があると

いうふうに考えております。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 私は、人材育成というのは2つの要素が必要と捉えております。1つ目は個々のスキルアップであります。2つ目はモチベーションの向上と維持だと考えます。人材育成について、村長の見解を承りたいと思います。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 松本議員おっしゃるとおり、スキルアップ、また、モチベーションの向上は非常に重要だというふうに考えています。ただいまは課長職の話で、特にスキルアップというところについていいますと、様々な職務を経験する必要があるというところをお話しさせていただいたんですけども、課長職に限らず、長く働いていく上では、ジョブローテーションという中でスキルを身につけ、また、モチベーションを上げていくという必要がありますので、研修ですとか、また、評価制度、こういったものを活用して、職員たちがやりがいを持って住民のための行政運営を担っていくようにしていく環境を整えていく必要があるというふうに考えております。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 吉田副村長にはほぼ同じ内容で質問させていただきたいと思いますが、長年にわたり行政に関わり、経験と実績を積まれた立場で、特に人材育成について見解がございましたらお尋ねしたいと思います。

副議長（丸山勇太郎君） 吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうからもお答えをさせていただきます。

まず、村長の答弁とかぶる部分がありますので、その点はご了承いただきたいと思います。

まず、私は、一番大切なことは、地方公務員、いわゆる町村の役場職員というのは非常に多種多様、そしてまた、兼務というところがありますので、市とは違って町村というのはやはり浅く広く知恵を得るというのが町村のもうやむを得ない状況かと思っています。それを考えると、一定の期間を経ながら数多くの職場に就いて経験を重ねる、これが経験値と実績を重ねることになりますので、人事異動というのは生涯の公務員生活の中でも非常にウエートが大きいものですから、しっかりとその与えられた課の中で自己研さん、スキルアップの部分なんですけれども、与えられる研修だけではなく、自己研さんをしっかりと磨いていくことが、まず、その人の人材育成になるという大きな柱だと思います。

それを踏まえて、どのように人材育成をしていくのかという点になりますと、職階のそれぞれの立場がございますので、その立場に、職階における職責の立場と資質、どこまでが必要なのかという部分については、もしそこら辺のところ、過去はそこはしっかりと先輩の背中を見た部分はあったんですけども、近年、そういうところがなかなか業務多忙で見受けられませんので、そういうところの研修というところについてはあってもいいのかなという点が一点です。

それと、もう一つは、職員自体が短い、長短はありますけれども、1つの課にいる時間も違いますので、お互いに学び合い、その組織を向上する体制づくりというのが大事だと思います。これは、その組織、課なら課の中でのコミュニケーションの中から生まれてくるものだと思いますので、その点をしっかり指導しつつ、必要となる研修については組み込んでいきたいというふうに考えております。そこら辺が人材育成の柱になるのかなというふうに私は考えております。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 横川教育長にお尋ねいたします。民間では異業種に学ぶことがたくさんあります。長年にわたり教育に関わる経験と実績を積まれた立場で、人材育成という観点でどのような見解をお持ちかお伺いいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 教育現場における人材育成のご質問に答えさせていただきます。

まず、学校現場では、小学校では、両親をはじめ、身近で働く人たちの様子を観察する中で働き方を学びます。中学校では、2年次におきまして、地域の職場体験と進路学習を始め、3年次では、進路指導に関わる決定を自ら見つめる、そんな時期でございまして、そんな学習を通じて将来を考えております。また、高等学校におきましては、単なる卒業時の出口指導にならないように、生徒や保護者の希望に沿った形の進路指導を心がけております。

さて、民間の調査によりますと、3年で3割近い人が新規就職者で離職をしているという調査結果がございます。家庭事情でやむなく職場を離れたり、マッチングミスもありますけれども、初めての慣れない職場で人材育成の環境がなかなか整わないところでの離職となってしまっているようですけれども、職場環境の充実等、大切な課題と思っております。

教育現場におきましても、保育士・教員不足が顕著に出ております。各地の教育委員会でも、報道によりますと、大きな悩みであります。私も対策としましては、教員自身が楽しみながら仕事ができているか、あるいは、子供たちにとって誇れる憧れの存在になっているかどうか、小中学校の管理職あるいは先生方と話す、意見交換をする中で、現場の実態、あるいは改善策など、本音を聞いている現状でございます。その中で語られる中では、教職の魅力、あるいは働きがいをもっと多くの人たちに伝えることも大事だというふうに考えております。

教員は、初任者は初任者研修、あるいは5年目・10年目の先生方は授業研究等の研修を必須としております。悉皆研修等をしております。私もそういった授業に見せていく中で、教員の研修の大切さを感じております。

引き続き、地域に根差した教育力の向上のため、そして、地域の外部指導者と連携をしながら、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は、答弁も含め、あと3分です。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 残り時間が3分ということですので、執行部側、今日出席されております全員の皆さんに一点だけお聞きしたいんです。人材育成の手法の中で「コーチング」という手法がございます。聞いたことがある、かじったことがあるという方、恐れ入ります、挙手を願います。了解です。ありがとうございます。

3分でありますので、まとめに入りたいと思いますけど、実は私も、この「コーチング」というものを30年前、中小企業大学校の中で2日間にわたって実践研修をさせていただきました。私のような会話をしながら相手の自発的行動を生み出すというのがコーチングと言われております。簡単に言いますと、それぞれの人の性格、発言、行動等で4つに分類をして、その人に対する仕事の指示であるとか注意の仕方、叱り方というものを4分類に振り分けて対応するというのがコーチングということと言われております。私は、もう会話というのが最も不得意な分野であり、もう大変苦痛でありました。でも、本当に困ったときに助けられたのがこの「コーチング」という分野でありました。これも一つの方法として研究をしてみたらいいのではないかなと。

私ども、役場の職員の比較的若い職員の話を書きますと、あの課長はいつも怒っているという、やっぱりあるんです、不平不満が。その都度怒っていくことがいいのか、その人一人に対して怒ることがいいのか、全体の朝礼の中で注意を促すのがいいのかというのが、いわゆるコーチングであります。私は、皆さんに申し上げたいのは、皆さんは部下を評価する立場でありますけれども、部下も上司を見て評価しているということを認識されて、いいチームワークを築いて実績を上げていただきたいということをお願いしまして、私は任期……

副議長（丸山勇太郎君） 質問時間が終了しました。

第9番（松本喜美人君） はい。最後であります。これで任期最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（丸山勇太郎君） 質問がありませんので、第9番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

副議長（丸山勇太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第12番太田伸子議員の一般質問を許します。第12番太田伸子議員。

第12番（太田伸子君） 第12番太田伸子でございます。今定例会最後の一般質問になります。よろしく願いいたします。

私は4期目に入り、初めての質問をさせていただきます。この議会4年間の間に、下川村長から

丸山村長に村のかじ取り役が替わりました。下川村長が8年間、地道に観光・農業を中心に村政のかじ取り、村政を導いていただきました。その結果が、今、丸山村長という若い村長に替わり、この若い情熱とともに村の観光がとても華やいていっているというふうに感じています。コロナの中から、新型コロナウイルス感染症の5類の移行により、国内外の人流も大分変わってまいりました。インバウンドも大変回復してきております。村は主産業である観光においても活気を取り戻しつつあります。しかし、最近、地区懇談会などを伺っておりますと、白馬村の65歳以上の高齢者が35%を超えています。そこで、私は、今、観光で沸いておりますが、従来から住む村民の生活環境の施策について3点伺いたいと思います。

まず1番目です。4月から始まった村内デマンドタクシー事業「A I号」の検証と課題、改善点、加えて、12月16日から始まるナイトデマンドタクシーの利用方法について伺います。

2点目、高齢者が元気で安心して暮らせるための予防注射は不可欠です。現在、インフルエンザ、新型コロナワクチンは補助事業としてありますが、この頃よく聞く带状疱疹ワクチンの補助の検討について伺います。

3点目、白馬の土地価格の高騰が新聞でも取り沙汰されています。村内外の不動産業者等から高齢者への接触がよく聞かれます。民間同士の交渉でありますから、行政の関われることではありませんが、聞いたことのない事業者の接触や電話などで、詐欺行為に近いものであるかもしれません。そういう防犯上の観点や、純粹に土地を手放してもいいかなと思っている村民の相談に乗る窓口の設置は検討しているのでしょうか。伺います。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太田議長からは、安心・安全な村づくりについて3項目のご質問を頂きましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の村内デマンドタクシー事業の検証と課題、ナイトデマンドタクシーの利用方法についてお答えします。

本年4月に運行を開始したA I オンデマンドタクシー「ふれA I号」は、令和4年度と5年度にナイトデマンドタクシーとして約2万1,000人を輸送した実績のあるA I システムと令和5年度までのふれあい号を統合して、公共交通として運行を開始しました。昨年度までは、土日や年末年始は運行していませんでしたが、今年度から365日、毎日の運行とし、住民と観光客の移動手段を確保して利便性を向上させています。

4月、5月の2か月間は、試験期間として無料で運行し、6月から1乗車300円の料金を頂き、本格運行しています。

実績については、11月末までの244日間に8,816人に乗車いただきました。1日の平均乗客数は36.1人となります。

ちなみに、昨年度の11月末までの運行日数は165日で、乗車数は4,709人、1日の平均

乗客数は28.5人ですので、昨年度よりも総乗客数で4,107人、日平均でも7.6人、利用実績が伸びています。この実績から、公共交通として住民と観光客の移動の足としてしっかりと認知され、根づいてきているものと捉えています。

ふれAI号については、5月、7月、12月の3回、運行の見直しを実施してまいりました。変更を行なう中で、より利用しやすく愛される移動手段として磨き上げてきました。

具体的な内容変更ですが、5月には自宅前乗降車場所と停留所を15か所追加、7月にも自宅前乗降場所と停留所を6か所追加し、夏の観光需要に対応する目的で、2台運行だったものを1台増やし、3台での運行としました。3台で運行したことにより、待ち時間の短縮や希望した時間に乗車できない事例の減少につながりました。

また、12月には、降雪期を前に、自宅前で乗降車する方を可能な限り増加させ、利便性を高めたいことから、自宅前乗降車場所を新たに172か所、停留所を6か所追加しました。加えて、自宅前で乗降する利用者は、社会福祉協議会への電話予約のみ、停留所で乗降する方はアプリからの予約のみと改め、社会福祉協議会の予約電話の負担軽減を図るとともに、観光客など土地カンのない方には見やすいアプリ画面を実現したものです。

また、アプリでの購入に限定されますが、1か月乗り放題で5,000円、1日乗り放題で1,000円の定額乗り放題を設定しました。これらの変更や利便性向上策により、さらに多くの方にご利用いただけるものと期待しています。

課題については大きく2点あります。1点目は、昨年度までのふれあい号は、高齢者の移動手段としての色合いが強く、乗降時に運転手が踏み台を出すような補助をする場面もありましたが、公共交通となった今年度からはそういった福祉的なサービスが実施できないこと、2点目には、昨年度は高齢者が1台のタクシーに同乗して乗車中も会話を楽しむような利用が可能でしたが、今年度は、最適な運行を目指すAIが乗客の振り分けをしており、1台のタクシーに同乗できる可能性は低くなり、こうした触れ合いの場としてのニーズには応えられません。

これら課題の解決策は、住民・観光客用と高齢者利用のデマンドタクシーを物理的に分けるという運用が考えられますが、財政的には現状の運用方法が最も効果的で、効率の観点からも持続可能であり、この点についてはご理解いただきたいと思います。

踏み台については、全ての車両にステップ台をつける形で対応しており、現在2台は設置済み、残る1台は事業者の対応待ちとなっています。

次に、12月16日から3月16日まで91日間運行するナイトデマンドタクシーについてですが、運行時間は17時から23時まで、1乗車500円で、アプリからの予約のみ、また、予約時間は昼のデマンドタクシーとは異なり、当日の朝9時からとなります。

村内の宿泊施設、観光拠点、飲食店や小売店を中心に29か所の停留場を設置しています。ナイトデマンドタクシーは、泊食分離が進行した宿泊形態の夕食難民対策として、令和4年度の実証運

行を経て、令和5年度から本格運行を実施しているものです。また、今シーズンには、昼と夜のデマンドタクシーに加え、タクシー不足の課題解消に向け、Uberタクシーアプリを使用してタクシーの配車効率を高め、観光客の満足度の向上を図ります。

このUberタクシーの導入により、ナイトデマンドタクシーの乗車実績は、昨年度実績の8,926人より減少するものと見込んでおりますが、二次交通は観光地としての満足度を左右する重要な要素ですので、今後も利用者目線で多様な移動手段の確保を目指し、受入れ環境整備に万全を期すよう担当課に指示しています。

次に、2点目の带状疱疹ワクチンの補助の検討についてお答えします。

現在行なわれているワクチン接種には、予防接種法で定められている定期接種と接種を希望される方がご本人の意思と責任で行なう任意接種がございます。高齢者のインフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチンは定期接種に該当しますが、带状疱疹ワクチンは任意接種に該当しますので、接種費用も原則個人負担となっています。

しかしながら、带状疱疹ワクチンの接種費用は高額なため、既に接種費用を助成している自治体もございますが、本村では、次の5つの理由から、定期接種に移行するのを待って補助制度を設けてまいりたいと考えています。

1つ目は、既に定期接種化に向けての国の審議会で議論がなされ、定期接種化の動きがあること。2つ目は、带状疱疹は神経痛などの重篤な合併症を引き起こす場合がありますが、人から人への感染を起こしにくく、重症化によって死亡に至ることはまれとされており、有効な治療薬があること。3つ目は、定期接種化をすれば、副反応における健康被害において、国の予防接種健康被害救済制度を利用でき、安心して接種することができること。4つ目は、定期接種化することで地方交付税により接種費用の3割が措置されるため、その財源を確保できること。5つ目は、国の方針に沿って実施することで、その需要と供給がコントロールされると見込まれ、局地的なワクチン不足の発生により、子供の定期接種が後ろ倒しになるなど、子供の不利益の危険性を回避できることが考えられます。

先日、厚生労働省は、令和7年4月から定期接種の対象とする方向で検討しているとの報道もありましたので、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと思います。

最後に、3点目の土地取引における相談窓口の設置についてお答えします。

近年、村内の不動産取引が多くなっていることはお聞きしています。また、不動産事業者から高齢者への接触という点ですが、議員おっしゃるとおり、民間同士の取引ですので、内容に関する相談を受けることは適切でないものと考えますので、庁内に不動産取引に関する相談窓口を置く予定はございません。

これは本来、不動産営業に関しては、宅地建物取引業法で宅地建物取引業者が勧誘などをする際に、1、不確実な将来利益の断定的判断を提供する行為、2、威迫する行為、3、私生活または業

務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させる行為、4、勧誘に先立って宅地建物取引業者の商号または名称、勧誘を行なう者の氏名、勧誘をする目的である旨を告げずに勧誘を行なう行為、5、相手方が契約を締結しない旨の意思（勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示したにもかかわらず勧誘を継続する行為、6、迷惑を覚えさせるような時間の電話または訪問する行為といった行為を禁止しています。

こうした行為があった場合、国土交通省では、具体的な状況や様子として、日時、勧誘してきた会社名、会社所在地、免許証番号、担当者名、具体的なやり取り等を記録し、免許行政庁となる長野県または国土交通省まで知らせてほしいとしています。

しかしながら、家屋への立入りや恐怖感を覚えるなどの悪質なケースが生じた場合には、緊急性に鑑み、直ちに直接警察へ電話を入れていただくことが最良と考えます。もちろん、村としても、そのような事案が発生した場合には警察と協力して、防災無線、防災メールやSNSなどを活用した周知については積極的に取り組む考えです。また、もしもどうしたらよいか、どこへ連絡したらよいか分からない場合は、心配事相談や無料法律相談などもご案内できますので、遠慮なさらずに役場にご連絡ください。

以上、太田議長のご質問の答弁といたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） 答弁の中から、まず、ふれA I号についてお伺いいたします。昼間のふれA I号は、ふれA I号というのは昼間のデマンドのことだと思うんですけども、運用時間がこれ、ホームページのほうから見させていただいているんですけども、運用時間が8時から17時、夕方の5時までというふうになっています。そして、利用方法の中の電話予約にしても17時までというふうになっているんですけども、17時には着かなきゃいけないのかというところ、初めに聞かせていただきたいと思います。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

17時に運行を終えているという状況になります。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） それでは、このところ、受付の時間が夕方の5時に電話しても、次の日、3日前とかというところの予約しかできないということよろしいですか。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

そのとおりです。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。太田議員。

第12番（太田伸子君） この書き方であると、5時まで運行します、受付は5時までですということ

ころでは、ちょっと時間のずれがあると思うんです。当日の予約はせめて4時30分までとかにしないと、予約される方は、5時に電話して、5時はもう終わりですというふうな利用になると思いますので、その辺のところ、改めていただくようにお願いしたいと思います。

そこで伺います。先ほど村長の答弁の中で、アプリのみですが、定期パス券ですね、定期的にというところ、1か月の定期が5,000円、アプリのみの使用というふうになっています。ところが、今伺った中で、いわゆるドア・ツー・ドア、歩行するのに停留所まで行けないから家まで迎えに来てほしい、家まで送ってほしいという皆さんを増やしましたと。人数は、結構な人数の方が登録されている。この方は電話でしか登録、電話と健康福祉課のほうへするんですけども、私は、昼間のふれA I号というのは、一番利用者が多いのはこういう方が車にも乗れない、歩くのもちょっと大変、病院行ったりするのに交通手段としてこの方が使うと思うんですけども、そのところ、その方は電話連絡で電話の申込みしかできない。その方が一番使うのに、その方が1か月の定期券を買えないというのは、どういうところでそういうふうになるのでしょうか。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

観光課では、アプリの利用をできるだけ推奨してまいりました。その中で、アプリの決済の中で乗り放題プランというものを検討してまいりました。高齢者につきましては、健康福祉課のほうで今後導入について考えているというふうに伺っています。

副議長（丸山勇太郎君） 村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからも補足で。アプリを活用したデマンドタクシーというところで、アプリ内決済ということがありますので、まずはそちらでこうしたシステムを導入しているんですけども、以前あった紙の回数券、やはりこちらのニーズもあるのではないかとすることは私たちとしても把握しておりますので、議長、今おっしゃるように、昼間の特に高齢の方のご利用が多いというところに鑑みまして、今後、そうしたものも導入の検討を進めるようにというふうに既に指示は出しています。

ただ、実際にこれ、12月からまた新たなシステムで運行を始めますので、実際にドライバーさんの方の手順というか、やることが幾つか変わってきますので、それに慣れた上で回数券みたいなものを導入して大丈夫かどうかということも検証させていただく時間を少し頂きたいなということもありますので、今おっしゃるところのニーズに応えられるようなシステムに今後変えていければというふうには考えております。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） 一番簡単だと思うんです。定期券をお持ちになっている人が運転手さんに見せればそれで済むことですので、発行のところでいろんな手続があると思いますので、ぜひ検討していただきたい。

それから、ここ2日、村長の答弁なりを聞いていますけれども、行政の皆さんもそうですが、もう「アプリ」という言葉がもうあふれているんです。アプリで申し込む。アプリを使って何かをする。アプリとかを使える人は、ドア・ツー・ドアは頼まないです。そういうものの使えない人が家まで迎えに来てほしいとか。高齢者になってくると、申し訳ないですけども、私もデマンドをこういう質問するに当たっても、使ってもいないで偉そうなことは言えないと思って、アプリを入れていただいたのを申し込もうと思いましたが、5回挑戦しましたが、申込みまでにたどり着けませんでした。1回たどり着けばまたいろいろできるんでしょうけれども、なかなか高齢者にとっては難しいです。そういうところをしっかりと行政の皆さんも考えていただきたいなというふうに思います。

そこで、ふれA I 号の運行に当たってのページを見させていただきました。現金で乗り降りする方は300円、それから、何かって言えば失礼ですけども、アプリ内のクレジット決済の方の2種類割引ができる、1回が270円になる方、243円になる方というのが載せられています。この表現方法は分かりづらいですので、もう少し担当のほうで研究していただくようにぜひお願いしたいなと思います。その辺のところ、検討に当たってのご意見、いかがでしょうか。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） お答えします。

現状、今、1乗車300円頂いています。65歳以上の方が1乗車するときは270円、また、アプリ決済すると270円、65歳以上の方がアプリ内決済もするとさらに10%オフで243円、こういった料金設定をさせていただいております。

ただ、議員もご指摘のとおり、村公式ホームページの計算の仕方、少し読み取りづらい部分があるかと思うので、すぐに改めたいと思います。個別に分かるように記載を改めたいと思います。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） ぜひお願いいたします。

ふれA I 号は5時までで、5時から先ほどナイトデマンドタクシーというんですか、これに変わる。5時から11時まで、料金はアプリでしか使えませんけれども500円になる。もしデマンドで、A I 号で4時頃に外へ出た方が帰りたいときに、夜のデマンドタクシーを使って家の近くの停留所まで帰るという、帰宅というか、家の前まででなくていいです。公共の決められている停留所へ帰るということはできるのでしょうか。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 帰りの際はナイトデマンドタクシーになっておりますので、そちらはアプリ仕様になっていますけれども、先ほど来、議長にはアプリという言葉はというところがありますけれども、アプリを使っていればそれができるといことになります。

考え方としてなんですが、これから特に人口減少等が進んでいく中で、ドライバーも人材不足になっていくということが想定される中では、一定のそうしたDXに地域として対応していかないと、こうした公共交通が持続可能になっていかないという側面もありますので、そういう意味では、高齢者はなかなか慣れなくてご負担もあるというところなんですけれども、何とか長くこうした地域交通を存続していくために協力いただきたいという側面もあります。

ただ、議長がおっしゃるように、なかなかそれに慣れないといった方が多かったので、今回、電話対応というところを全面的に戻した形になりますので、そうした需要を勘案しながらこれからも進めていきたいと思いますが、ナイトデマンドタクシーに関しては、現状、特に観光客の方が多く利用されますのでアプリのみで、電話の受付をする時間帯にはなっていないというところもありますので、そうした運行を予定しております。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） アプリが悪いとかいいとかという気は全然ありません。ただ、お昼、ふれAI号に関しまして、ドア・ツー・ドアを申し込む方は、歩くのも大変だしという高齢の方がいらっしゃる。その方々が夕方5時までに帰宅される。夜は出歩くことというのはそこまでの、体の不自由な方が多いでしょうからいいんですけれども、夜、今、村長がおっしゃったように、昼間に出ている、夜7時ぐらいに帰りたいなと思ったときに、夜にデマンドタクシーを使えるというのはとてもありがたいと思うんです。

それで、夜のデマンドタクシーの停留所について伺います。AIが判断するということは、AIが判断するということでもいいと思うんですけれども、昼間の公共的に各地域に募集というか、いろいろ聞いた停留所がなくなるという理由はどういうことでしょうか。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。鈴木観光課長。

観光課長（鈴木広章君） 回答します。

このナイトデマンドタクシーの前身なんですけれども、ナイトシャトルバス「元気号」というものが以前走っておりました。これは、観光客ですとかインバウンドの方の移動の足の確保ですとか、夕食を取るために運行させていただいたものでありまして、基本的には村民の利用というのはあんまり想定していないという部分がございます。それで、今回も29か所という昼のデマンドよりは少ない停留所の設定となっております。

ただ、以前のナイトシャトルバスよりは、神城等にも停留所を増やしておるところですけれども、そういった理由でこういった停留所の設定になっているというところでございます。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） 私は、AIが判断する停留所ですので、需要がなければその停留所には行かなくていいという判断だと思うんです。需要がなければ、定時定路線の公共交通のバスでありましたら、人が乗っていなくてもからからと回って同じ場所の停留所も通らなきゃいけませんけれど

も、ナイトデマンドに関しましては、申込みがない限りそこへは行かなくていいのですから、昼間の公共の停留所というのはなくする必要はないのではないかと。

全然、ナイトデマンドになると停留所がない地区というのができます。お昼は、区長さんなりに伺って停留所をつくっているんで、その地域の方も夜出歩いたときには、そのデマンドを使えば歩ける人たちが夜多分出歩いている、出歩くという言い方はおかしいですけど、お出かけになっている方が帰るために使えるというのは、これは一つの観光だけではなく、村民の足としても使えるのではないかと。今までは、先ほどおっしゃったように、外国人の方、観光客の方向けのナイトデマンドバスだったかもしれませんが、先頃、U b e r のタクシーが52台、村内に入って、私たちも締結のところ、伺わせていただきましたけれども、そういう足もできています。また、毎回毎回、毎日毎日、いろんなところへ村民の方の利用があるわけではありませんで、停留所を残すぐらいのことは別にA I の中に入れてもいいのではないかと思います、ご意見を伺います。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今、太田議員がおっしゃるとおり、将来的には住民も使えるようになるというふうには思っているんですけども、例えば、昨シーズンの状態でも、現在の今年は同じ台数でいくんですが、かなり予約が取れない状況も発生していた状況になります。特に冬の場合はインバウンドのお客が多いので、なかなか予定どおりの配車ができないというまだ状況にありますので、今年、ここにU b e r が入ることによってどのぐらいそこが解消されるかなというところにもよるんですけども、そうした辺りが実際に動かして見えてくれば、恐らく今議長が言ったようなところには到達する可能性は出てくるかなと思うんですが、今シーズンの段階におきましては、去年の運行実績を見ますと、まだまだ予約が取れないような時間もありますので、現在の観光のスポット以上に増やしてしまうと、実際にもう運行がより待ち時間が増えたり、予定どおりにお客様が取れないというような状況が発生することが可能性としては非常に高くなりますので、一旦、今年形で運行する中でまた検証させていただいて、住民の方も使いやすい交通になっていけるようにしていきたいというふうに思っております。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） 完全に観光客、外人の方々のいらっしゃるところにしか目が向いていないのかなというふうに思います。村民も夜出ます。出たときに足がない。U b e r のタクシーも、それも使えます。でも、それよりも気軽に使えるこういうデマンドタクシーが村の中、自分たちの区の中に2か所ぐらいの停留所があれば外にも出れる。もちろん、今、観光客の人が多いため、夜出て行ってもなかなか食べる場所もないかもしれません。ただお友達のところへ行って皆さんとお話をするという機会も持てるかもしれません。将来的にではなくて、まず、どこに目を向けるかですね。村民に目を向けて、村民の足の確保も考えつつ、観光の方。観光の方にはU b e r というものも今年はたくさん出てきたわけですから、そのところを1年も検証しなくても、ど

んどんと変えていっていただきたいなと思います。悠長なことを言っていないで、これでもう冬になって雪が降って、みんなが交通手段としてそれを使えれば事故も少ないですし、高齢の方も動ける方はそういうふうにして出ていっていただければ元気な村民も増えると思いますので、検討をよろしくお願いしたいと思います。

元気な高齢者をつくるためにも、先ほどワクチン、インフルエンザと新型コロナウイルスワクチンですが、定期接種になると3割負担なのか、何かとても安く私たち高齢者は、インフルエンザは1,200円、新型コロナワクチンは1,800円で打っていただきました。任意で带状疱疹ワクチンというのは1本2万円以上します。それを2回打たないと90%ぐらいの効果はないというふうに聞いています。

先頃の新聞の報道では、厚労省のほうで65歳以上の高齢者に対して、5歳間隔の刻みで対象を考えているというふうに言われました。今、2本打てば4万円かかります。そこで多分、厚労省のほうで定期接種に移ったとしても大分高価なものになると思うんですが、厚労省が定期接種に変えた段階で村のほうは補助をするというところを考えていただけるのかどうかお願いしたいです。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 太田議員の定期接種に带状疱疹ワクチンが移行された場合に補助の対象となるかということについてお答えをさせていただきます。

今までも定期接種に移行してきたワクチン、インフルエンザをはじめ、高齢者の肺炎球菌、それから新型コロナワクチンと移行してきたワクチンが幾つかございますが、それぞれ定期接種化した段階で補助を設定させていただいております。

高齢者肺炎球菌につきましては、お一人2,000円の自己負担で受けられる形、それから高齢者のインフルエンザにつきましては、お一人1,200円、それから新型コロナウイルスワクチンにつきましては1,800円の自己負担を今いただいております。

それぞれのワクチンの基礎単価が違いますので、带状疱疹につきましてはまた2種類ワクチンがあるということで、どういった設定になるかというのはまた今後の状況も含めながら検討していきたいと思っておりますが、今までのワクチンの自己負担の値段というのは、医療機関への委託の関係もございますので、大北管内統一価格という形で設定をさせていただいております。ですので、また近隣市町村の意向も加味しながら、またその辺の自己負担の金額については設定をさせていただきながら検討していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 带状疱疹ワクチンについては今課長から申し上げたとおりですが、すいません、一つ、前段の議長のほうからご意見として、デマンドタクシーのことで住民のほうに向いていないというご意見を頂いたんですが、私からしたら、もともとのシャトルそのものは本当に観光

用にできていたものをデマンドに変えて住民も使えるようにして、さらにU b e r も入れることによって、それすらさらに住民が使えるようにしてきているつもりでございますので、そこに関しては私のほうから強く否定をさせていただきたくて、しっかりと住民のほうを向いてこれからもやる中で、観光客もいますので、その方たちをうまく回す中で住民が使える制度ができれば、財政的にもよりよいというところで考えておりますので、よろしくお願いします。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） 村長からの今の答弁ですけれども、私が言いたいのは、もちろん分かっています。今までのナイトデマンドは、ナイトデマンドとして私たちも受け入れてきました。ただ、ナイトデマンドの使えない地域があるんです。その地域は、昼間のデマンドは使えるのであるんだから、そのの停留所を残してもいいのではないかというところを、村民を見ていないというふうなちょっときつい言い方になったかもしれません。しっかりと検証してみてください。よろしくお願いいたします。

今のワクチンの補助の話なんですけど、ぜひ検討をお願いしたいと思います。带状疱疹になられた方をいろいろ伺っているんですけども、伴う痛みというのが、先ほど村長のほうから、そんなにうつらないとか、重篤にならないとかという話がありました。ありましたが、若い人でも带状疱疹になった後、長い間痛みが引かない。それから、带状疱疹になっている間はなかなか寝れないぐらいに痛い。それから、神経痛のほうへ移行したとか、若い人でもそうです。高齢者がそういう痛みを耐えていかなければいけないというところで、ほかの病気になっていくのではないかと。今回の補正予算を見ても、高額医療とか医療費がとて上がってきています。医療費を上げないためにも、まず、かからない、予防するということに力を入れていただいて、補助の検討をお願いしたいなと思います。

次に、先ほど、村の土地の価格であります。土地の価格が上がっているというか、いろんなところでもう新聞折り込みにまで「土地売りませんか」、「おたくはどうですか」とダイレクトメールでも来ているらしいです。高齢の独居の方ではなくて、高齢のご夫婦の皆さんとかご家族でも、こういう電話が来たとか、また、ちょっと外国のような方の不動産屋さんから電話が来て、畳みかけのように「土地売りませんか」とか、いろいろ言われるという話を聞きます。

先ほど、取引に関して役場が関与するというのは、私も承知しています、そういうことはできない。ただ、「こういう電話が来たんだ。どうすればいいかな」とかというのは、困り事、何でしたっけ、心配相談室みたいな、今、役場でもおっしゃっていますけれども、そういうところでもなくても、どこか空き家・空き地対策のところの窓口とかにどうぞ電話をしてくださいとかというふうな対応ができないかというところを聞いています。その点いかがでしょうか。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

やはり専門的な知識も必要かと思いますので、窓口をつくるといいますと、当然そういった周知もしたり、持っていますと看板も立てたりということになりますけれども、そこまでの対応はできませんけれども、一般的に村民の方、特に高齢者の方が何か不安になったときには、遠慮なく役場のほうに電話していただければ、多分、そういう電話は総務課のほうに回ってくると思いますけれども、よく内容を聞いて、我々のほうからその場で対応できるような何かヒントになるようなものがあれば直接そこでお答えすることもできますし、それが例えば法律に関わるようなことであれば、無料の法律相談のほうも案内したりですとか、いろいろな窓口を紹介できるということがございまして、村長のほうからそういう答弁をしたというふうに私は考えております。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） 高齢になって心細いときに、専門的なこととかそういうことを話するのではなくて、「うちにはこういう電話が来たんだ。こういうときはどうすればいいかな」とか、「こういう内容のはどうかな」とか、とにかく話を聞いてほしいというのが高齢者です。なかなか高齢者同士で話をしても進みませんので、役場のほうは役場へ電話していただいたらというよりも、役場のどこへ電話していいのか分からないです。まず、それが困り事相談室とかっておっしゃっているのだと思うんですけれども、その辺のところをしっかりと考えていただきたいなと思います。

高齢者の皆さん、今、土地が持っている方、売って、同僚の議員も聞いたんですけれども、一点だけ伺います。同僚の議員が言っていたのは、高齢者の中でも、土地を売って大きなお金になると思います、今の白馬村の土地ですから。そうすると、土地、お金を持って、暖かいところとか雪の少ないところへ行きたいなというふうにして、村を離れていくという話、何件も今年もありました。私の身近なところでも、いつの間にかどこか、大町のほうに行ったとか、南のほうに行ったというのは聞きます。もちろん、それを止めるということではできないです。土地を売って、白馬村で新しい土地を取得してというのはもう無理です、白馬村の土地が高いので。そういうふうにならないように何か手だてを、白馬村にとどまっていただくような手だてというものを考えていきたいなと思います。村長が国のほうにもいろいろ、土地の取得、売買のことで相談いただいているというんですけれども、土地を売ったお金をそのまま持って行って、向こうで申告して、向こうで所得税を払われるよりも、白馬村に何とかとどまっていただいて、白馬村で昔、前の仲間と一緒に過ごしていただけるような手だてというものを考えていきたいと思いますが、村長、そのところ、どういうふうにお考えになりますか。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今、例えに出されたような方がどういった理由でというところで、例えば、白馬は雪深くてその処理がなかなかできないので、売って南へというようなことであれば、そうした

除雪に対するサポートですとか、あと、土地の価格に関しては昨日の答弁で申し上げたとおり、なかなか村だけでできることが少ないというのが現状でありますけれども、ここを離れる理由が各種サポートをすることによって、例えば、生活にこういった困り事があって、それを村のほうでできるサポートをして、よりここに長く住んでいただけるということであれば、そういったことはもちろん行政としてやっていかなくはいけないことだと思いますので、ぜひ、事例のほうを議員の皆さんのほうでもこういった話があるといったようなところで、こういったサポートができないかというようなご相談を、また、ご意見等を頂ければありがたいですので、具体的なものがあればぜひまた教えてください。

以上です。

副議長（丸山勇太郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第12番（太田伸子君） 当然、住み慣れた村ですし、高齢者にとって、私はよそから来ている者ですけれども、皆さんを見ていると、小さい頃からずっと同じところにいらっしゃって、白馬村の歴史、白馬村を今まで支えてきていただいた皆さんが土地を売って離れるという、その気持ちというのは私たちには計り知れないぐらい寂しいものもあると思います。ぜひ、そういうことのないような、村民に目を向けた施策をしていていただきたいなというふうに思っています。丸山村長はなかなかまだまだ——まだまだって言っちゃいけないですね。若いですので、どうしても高齢者の意見というのは私たちが話をしていかなければいけないのかなというふうに思っていますけれども、高齢者が今までの白馬を支えてきた、今までの白馬をつくってきたというところは忘れないで、村政に生かしていていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで私は一般質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（丸山勇太郎君） 質問がありませんので、第12番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、12月18日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（丸山勇太郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、12月18日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時58分

令和6年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和6年12月18日（水）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和6年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和6年12月18日（水）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第64号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第65号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第66号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第67号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 発委第 9号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第11 議員派遣について

令和6年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和6年12月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	太田俊祉	参事兼建設課長	矢口俊樹
観 光 課 長	鈴木広章	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
子育て支援課長	内山明子	生涯学習スポーツ課長	松澤宏和
参事兼教育課長	横川辰彦	総務課長補佐兼総務係長	長澤 肇

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第62号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第63号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第64号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第65号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第66号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第67号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 9 号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 5) 議員派遣について

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） おはようございます。第1番丸山和之です。12日に開催されました総務社会委員会の審査等の報告をさせていただきます。

令和6年第4回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案7件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第52号 北アルプス広域連合の規約の改正について。

北アルプス広域連合第6次広域計画作成に当たり、「大北地域」を「北アルプス地域」に名称を変更することから、規約においても同内容を改める。また、白馬リサイクルプラザについて、処理事務及び広域計画の項目に追加するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第52号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第54号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

白馬村子ども計画策定に当たり、白馬村子ども・子育て会議の担当事務に、子ども基本法第10条第2項の規定に掲げる事務を追加。また、予防接種により発症した健康被害に関する事項を調査審議する機関として、予防接種健康被害調査委員会を附属機関に追加。また、白馬村特別職の

職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正するもの。

この議案は、健康福祉課、子育て支援課の2課にわたり審査しました。

健康福祉課関係。

質疑、意見に入りまして、今まで予防接種による健康被害の被害相談はなかったとのことだが、今回何人で状況はどうかの問いに、今のところ1名の方から予防接種を5回受けたが、その後具合が悪くなったため、どうしたらいいのかという内容の相談を9月に受けており、そこから継続して相談を受けている状況であるとの答え。

調査委員会であるため、調査して発表することになると思うが、この件については発表や公表はしているのかの問いに、まだ申請が来ていないため、申請書類を確認してから調査しようと考えている。発表については、内容に個人情報も含まれるため、厚生労働省や県と相談しながら考えていく。

子育て支援課関係。

質疑、意見はありませんでした。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、採決したところ、議案第54号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

令和6年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、給与の改正をするもの。

質疑、意見に入りまして、DX化によって勤怠管理システムが導入されているが、給与の算出はどのように連動しているのかの問いに、職員給与についてもシステム化されており、例えば勤怠管理システムで時間外勤務手当の申請を行なうと、それが給与システムに連動される仕組みとなっているため、システム導入前よりスムーズな形で給与計算ができる仕組みになっているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第55号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第56号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について。

番号法等一部改正法による、令和6年12月2日からマイナ保険証制度開始と、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い必要の改正を行なうもの。

質疑、意見に入りまして、第7条の受給者証の提示について、文言に3種類くらいの証明書が記載されているが、こういった書き方にしておけば全体に通用するという見解で「資格確認」といった文言にしたのかの問いに、福祉医療関係の条例の改正例として、こういった表現があるとの提示を受けており、それを参考に行っているとの答え。

今までの保険証を使っている人、確認証を使っている人、マイナンバーカードを使っている人な

どいろんなパターンがあるため、このように書くことによって全てのパターンが網羅されるという解釈でよいのかの問いに、そのとおりとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第56号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項。

歳入歳出それぞれ1億4,645万2,000円を追加し、歳入歳出予算の予算総額を72億3,871万8,000円とするもの。

総務課関係。

一般管理事業66万円の増額は、国のアナログ規制による調査委託料によるもの。財産管理事業440万円の増額は、企業版ふるさと白馬村を応援する基金を活用した白馬村八方体育館の改修工事費。企画一般事業43万3,000円の増額は、見込みよりも寄附があったため、協働のまちづくり推進補助金を増額するもの。ふるさと納税事業4,848万2,000円の増額は、返礼業務委託料が主なもの。ふるさと納税基金事業5,170万6,000円の増額は、寄附金額の歳入を4億円から5億円に見込んだことから積立金を増額するもの。

質疑、意見に入りまして、白馬村八方体育館の改修工事は、どのような改修をするのかの問いに、現在使用している水銀灯の替えがないため、今後不備がないように考えLEDに替えるというものと、夏合宿を受け入れる際、床が剥げてしまっている箇所がある状態では今後の継続が難しくなることを総合的に判断し改修することとなったとの答え。

ふるさと納税の返礼品の金額については、物価等の高騰を受け、見直しが必要ではないかの問いに、宿泊の場合は、補助券を金券という形で使ってもらっているため、見直しは検討していない。リフト券については各索道事業者とシーズン前に協議を行ない、寄附金に対する3割ということで逆算して寄附金額を設定している。白馬産米については、値上がりの予想が難しく、来年度に向けてはどういった形で提供するのかも含め、生産者と価格設定を考えていくとの答え。

住民課関係。

住民総務費59万3,000円の増額は、人間ドック受診補助事業の支出増と、黒豆沢被災者に対する後期高齢者医療保険料の減免額確定によるもの及び、資格喪失者の過納分保険料の還付に対応するため、後期高齢者医療特別会計において生じた不足分を後期高齢者医療特別会計に繰り出すもの。福祉医療費給付事業338万7,000円の増額は、福祉医療費受給資格者の医療費増大に伴い、福祉医療費給付が増加しているため、当初の予算額に不足分を計上するもの。

質疑、意見はありませんでした。

健康福祉課関係。

心身障がい者福祉事業627万6,000円の増額は、強度行動障がい者のサービス料の増額によるもの。介護保険事業263万7,000円の増額は、広域議会11月定例会で議決された虹の

家運営費の白馬村負担によるもの。保健予防事業2万2,000円の増額は、予防接種健康被害調査委員会の実施に伴う経費の計上によるもの。

質疑、意見に入りまして、自立支援給付費の補正について、対象となっている方は何名いるのかの問いに、もともと対象になっている重度の方は1名であり、その方に対する増額補正との答え。

調査委員会の旅費の計上について、どこから来てもらう方を想定しているのかの問いに、幾つかの市町村に確認したところ、この辺りでは大町総合病院の医院長を呼ぶところが多かったため、その予算を基準につくっている。また、医師会にも相談しようと思っているが、村内外の医師ではない先生が来る場合も想定して計上しているとの答え。

教育課関係。

教育振興費スキー教室コーチ委託料37万5,000円の増額は、物価等の影響を受け、コーチ委託料の値上げによる増額によるもの。中学校教育振興事業323万9,000円の増額の主なものは、令和7年度の中学校の教科書改訂による教師用の指導書の購入費用によるもの。学校給食センター事業18万9,000円の増額は、備品購入費が主なもの。

質疑、意見はありませんでした。

子育て支援課関係。

児童手当等給付事業の施設型給付費1,099万円の増額は、白馬村幼稚園の定員区分の変更と国の公定価格改正による増額によるもの。地域型保育給付費594万円の増額は、公定価格の改正とサンライズキッズ保育園で12月から0歳児を3名追加で預かることによる費用の増額によるもの。過年度還付金1,351万2,000円の増額は、令和4、令和5年度に実施した補助事業の実績に応じて国に還付するもの。子育て支援事業540万円の減額は、子ども第3の居場所の開設が3か月遅れたことによる運営費の減額によるもの。母子保健衛生事業125万3,000円の増額は、今年度の未熟児の入院日数が多いための給付費の増額と国庫負担金返還金によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

生涯学習スポーツ課関係。

スノーハープ維持管理事業44万2,000円の増額は、スノーモービルなどの修繕費によるもの。スキー大会推進事業800万円の減額は、ファーストカップの開催による負担金の増額とノルディックコンバインドワールドカップ白馬大会の開催断念による負担金の減額によるもの。

質疑、意見として、ファーストカップの開催について、主催はどこで、その経緯はの問いに、主催は全日本スキー連盟、経緯については会場地の見直しがあり、白馬と菅平で行なうこととなり、今回補正計上となったとの答え。

議会事務局関係。

議会事務事業5万7,000円の増額は、全員協議会室のマイク1台分の修繕費によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、採決したところ、議案第57号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第58号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出それぞれ2,879万5,000円を追加し、歳入歳出の予算額11億1,548万円とするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第58号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第59号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出それぞれ59万3,000円を追加し、歳入歳出の予算額を1億3,612万3,000円とするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第59号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第9号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書。

提出者は、松本市県3—6—1、中信地区私学助成推進協議会、会長中野潤。受理年月日は、令和6年11月20日。

陳情内容は、就学支援金の加算対象者ではない世帯や、今回加算された世帯に関しても、いまだ保護者の多くは公立と私立では依然として学費の差が大きいのと感じており、昨今の諸物価の高騰に対して多くの世帯ではそれに見合う賃金の上昇が見込めず、保護者の学費負担は深刻な状況であるため、保護者への直接補助の継続並びに増額を求めることと、国、県関係者に対して就学支援金制度の拡充並びに私学助成の増額のための意見書の提出を求める陳情です。

審査に入りまして、村の助成額は幾らかの問いに、私立高校の就学補助は1人につき年間2万円との答え。

現在、何人に補助しているのか。補助が増えれば、私立高校に通う生徒はどの程度増えるかと想定しているのかの問いに、おおむね20人程度。私学の話もあるが、村外の公立高校に通う生徒に対しての補助が何もないことから、最近、教育委員会にそのような相談もあった。中信地区の私学に通っている生徒は9名で、その他、長野、上田に通っている生徒がいる。陳情者からは、増額よりも継続を要望していた状況だった。

討論に入りまして、採択として、ぜひ継続していただきたいと思う。村外の公立高校に通う生徒にも考慮していただきたい。

採決したところ、陳情第9号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第52号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号 北アルプス広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第9号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番切久保達也産業経済委員長。

産業経済委員長(切久保達也君) 第4番切久保達也です。令和6年第4回白馬村議会定例会産業経済委員会の報告をさせていただきます。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は4件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第53号 工事変更請負契約の締結について。

令和6年12月16日に発生した黒豆沢土砂災害における宅地土砂排除災害復旧工事に関する変更請負契約について。

当初土砂量を約1万立米弱と推計したが、精算ベースにより約1万5,000立米と大幅に土砂量が増加したことから、変更契約をするもの。変更後の契約額は1億5,274万6,000円から5,442万8,000円を増額し、2億717万4,000円に変更するものです。

質疑、意見としまして、搬出する土砂が1万5,000立米増えたとのことであるが、臨時会で説明があった面積1万8,000平方メートルで変更はないということでよいかとの問いに、そのとおりとの答えです。

国庫補助等の財源の内訳はとの問いに、約2億700万の事業費のうち、約1億9,700万が補助対象で、その半分が国庫補助、その半分の9割が村債、残りが一般財源の予定であるとの答えです。

増額になった部分について、単価も上がっているのかとの問いに、単価は上がっていないとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第53号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項。

観光課関係。

観光総務事業9万9,000円の増額は、白馬村索道協議会からの要望で、スキー村民デー開催日に滑走距離やリフトに乗車した回数を自動記録し表彰するなど、活性化のための雪山アプリ導入を目的としたもの。商工振興費221万4,000円増額は、創業塾による創業者支援補助金が5名から9名に増えたことによるものです。

質疑、意見としまして、索道協議会から依頼のあった雪山アプリの負担金について、観光局の負担はないのかとの問いに、観光局の業務としては、上位入賞者へ商品の交換と周知をお願いしているとの答えです。

アプリの導入に関しては単年度のみか、ただ単年度で終わらせるのではなく、有意義に使用してもらいたいし、その後につなげていただきたいがとの問いに、単年度の導入経費となる。しかし、多くの方にスキーを親しんでいただきたいという索道協議会の思いもあるので、村も賛同していきたいとの答えです。

創業塾の9名は、白馬村で創業していただけるのかとの問いに、要綱上、白馬村での創業が対象となっており、審査も要綱に沿って行なっているとの答えです。

農政課関係。

林業振興費30万円の増額は、森林整備事業補助金返還金によるもの。過年発生農地農林施設災害復旧費113万3,000円の増額は、黒豆沢土砂災害による農地への土砂流入量が設計量を大幅に超えたことによる工事費の増額によるものです。

質疑、意見としまして、田の堆積した土砂についてどのような状況かとの問いに、堆積した土砂

は全て村の土捨場に排出したとの答えです。

村以外の地権者の土地にも排土したと思うが、どのような状況かとの問いに、地権者の了解を得て、林の中に土砂を入れさせていただいたとの答えです。

全体を通しての討論はなく、採決したところ、議案第57号委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的支出に173万6,000円減額し、3億495万2,000円とするもの。内容は、二股浄水場高区送水ポンプ修繕費によるものや電気代高騰による動力費の増額が主なもの。

質疑、意見としまして、会計年度任用職員採用の見送りは応募がなかったのかとの問いに、1名応募があり内定を出したが、辞退となったとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第60号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的支出に365万8,000円増額し4億8,536万1,000円とするもの。

内容は、電力価格高騰による動力費の増額や排水施設設置等補助金の件数増加によるものが主なものです。

質疑、意見はありませんでした。

討論はなく、採決したところ、議案第61号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第53号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号 工事変更請負契約の締結については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。議案第61号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第61号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から議案の申出、総務社会委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

（資料配付）

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第2 議案第62号から日程第7 議案第67号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第2 議案第62号から日程第7 議案第67号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、日程第2 議案第62号から日程第7 議案第67号までは、委員会付託を省略することに決定されました。

これより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第2 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第2 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、昨日、参議院本会議で可決、成立した特別職の職員の給与に関する法律の改正法に準拠し、議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行なうものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明します。

2ページ、第1条関係新旧対照表を御覧ください。

第4条第2項で、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることににより、これまで年間3.4月分であった支給月数を3.45月分にしたいものでございます。

1ページお戻りいただきまして、附則第1項では、条例の施行日を公布の日とし、附則第2項により、期末手当の基準日であります令和6年12月1日から適用することとしています。

続きまして、3ページ、第2条関係新旧対照表を御覧ください。

同様に、第4条第2項で、令和7年度以降の期末手当については、支給月数を1.725月に改正し、6月期及び12月期で均等になるように改めるものでございます。

この改正につきましては、1ページ、附則第1項ただし書で、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第62号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第3 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、議案第62号と同様に、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、常勤特別職の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行なうものでございます。

新旧対照表で改正内容を説明申し上げます。

2ページ、第1条関係新旧対照表ですけれども、第2条第2項で、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げることで、これまで年間3.4月分であった支給月数を3.45月分にしたいものでございます。

続きまして、3ページ、第2条関係新旧対照表ですけれども、同様に、第2条第2項で、令和7年度以降の期末手当については、支給月数を1.725月に改正し、6月期及び12月期で均等になるように定めるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、改正条例の附則ですけれども、施行期日につきましては、議案第62号と同様に、第1条関係は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用することとし、第2条関係は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第63号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第64号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第7号)

議長(太田伸子君) 日程第4 議案第64号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 議案第64号 令和6年度白馬村一般会計補正予算(第7号)につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,961万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、72億5,833万3,000円とするものでございます。

本補正予算は、議案第55号、議案第62号、議案第63号でお認めをいただきました給与改定に伴う人件費の増額分を追加したいものでございます。

それでは、5ページの歳出の総括表を御覧ください。

1款議会費から9款教育費まで一般職の職員、議会議員及び常勤特別職の職員の給料、職員手当等、共済費の合計額を追加するものでございます。

続きまして、6ページ、歳入明細を御覧ください。

10款1項1目地方交付税の増額は、普通交付税の追加により、一般財源の不足を補うものでございます。

説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第64号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第65号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

議長（太田伸子君） 日程第5 議案第65号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第65号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてご説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億1,562万2,000円とするものです。

5ページの歳入明細をお開きください。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金14万2,000円の増額は、人事院勧告に基づく歳出での一般管理費の人件費の増額を補うものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、ただいま歳入で説明した人事院勧告に基づく人件費の増額となります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第65号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案65号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第66号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

議長（太田伸子君） 日程第6 議案第66号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第66号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第2条として令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）に定めた収益的支出の予定額の1款水道事業費用を105万2,000円追加し、3億600万4,000円とし、第3条では、当初予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億7,821万6,000円に改め、資本的支出の予定額の1款資本的支出に26万2,000円を追加し、2億8,473万8,000円とするものです。この補正は、人事院勧告による人件費の増額であります。

また、第4条として、既決算第8条に定める職員給与費を131万4,000円増額し、5,141万円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第66号 令和6年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第67号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第67号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第67号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第2条として、令和6年度白馬村下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額の

1款下水道事業費用を55万4,000円追加し、4億8,591万5,000円とします。

第3条では、当初予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を7,618万2,000円に改め、資本的支出の予定額の1款資本的支出に85万2,000円を追加し、4億8,913万円とするものです。この補正は人事院勧告による人件費の増額となります。

また、第4条として既決予算第8条に定める職員給与費を140万6,000円増額し、2,472万4,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第67号 令和6年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより、発委の審議に入ります。

日程第8 発委第9号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託をせず、質疑、討論、採決を行うことにいたします。

△日程第8 発委第9号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（太田伸子君） 日程第8 発委第9号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 第1番丸山和之です。

発委第9号 私立高校への公費助成に関する意見書。

陳情第9号が採択されたことにより、地方自治法第99条の規定により、別紙、私立高校への公費助成に関する意見書を内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長に提出する。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第9号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第11 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、

議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に託された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和6年第4回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月9日に開会し、今月まで10日間にわたり、本会議並びに各委員会におきまして慎重審議を賜り、提出いたしました全ての案件につき、原案のとおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では、村政の各分野について貴重なご意見、ご提言を頂きました。いずれも真摯に受け止め、現状と課題の所在に十分認識し、今後の村政発展のため、総合的に検討をさせていただきます。

最初に、12月4日に、学校給食センターが提供しました給食を食べた児童生徒にヒスタミン食中毒が発症したことにつきまして、発症した児童生徒をはじめ、不安な思い、また、保護者の皆様には急なお弁当対応などのご負担をおかけしました。改めて全ての皆様におわびを申し上げます。

学校給食センターでは、再発防止のために、食材の取扱いや従事する職員の意識改革までを見直した改善計画を立て、この16日から給食を再開しました。

今回のことを胸に刻み、安心、安全な給食の提供で、皆様からの信頼回復を目指すと考えております。

本日議会終了後に、私も白馬北小学校で給食をいただく予定です。今後の白馬村を担う児童生徒が、食を通じて豊かな人間性を育めるように、村も施策を推進していきたいと考えております。

さて、開会の挨拶でも触れましたが、予算編成方針として重点的かつ積極的に取り組むべき6つの分野を掲げさせていただきました。

本定例会が終わりますといよいよ予算編成作業も本格化してまいります。

現在の社会情勢は、少子高齢化や人口減少、さらには地域経済の発展に向けた取組が重要であり、私たちが直面する課題は多岐にわたります。

そのような中で、限られた財源を最大限に活用し、村民生活の向上、地域経済の活性化、そして未来への投資をバランスよく実現するための施策を盛り込んだ予算編成に努めて参る所存であります。

議員の皆様方には、今後とも一層のご指導、ご弁達、お力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

来年の干支は乙巳であります。60周年期の干支の中で42番目に位置し、努力を重ね、物事を

安定させていくという意味合いを持つ年とされています。

2025年は、これまでの努力が形となり、安定した基盤を築き上げるとともに、さらなる成長を目指して飛躍するような年にしてまいりたいと思っています。

終わりに、これから寒さがますます厳しくなる折、議員の皆様には、どうかご自愛の上、健やかなる新年をお迎えになられますこと。また、来る年が白馬村と村民の皆様にとってよりよき年となりますよう、ご祈念申し上げ、12月定例会閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

どうぞよいお年をお迎えください。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和6年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時09分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員